

平成 27 年度先導的官民連携支援事業

道の駅を中心とした「広域観光拠点」整備
に向けた官民連携事業調査

報 告 書

平成 28 年 2 月

御 所 市

目次

序章	はじめに	1
第1節	事業の経緯	1
1.	事業の背景	1
2.	官民連携手法を導入しようと考えた背景や経緯	2
第2節	調査の目的	3
1.	目的	3
2.	本調査で明らかにすべき課題	4
第3節	報告書の構成	5
1.	構成	5
第1章	観光拠点構想（案）の検討	6
第1節	計画条件の整理	6
1.	計画地の位置	6
2.	自然条件	7
2-1.	気候	7
2-2.	地勢	8
2-3.	地質	9
3.	社会条件	10
3-1.	人口	10
3-2.	交通（道路、鉄道、バス）	12
3-3.	土地利用に関する方針・法規制	19
3-4.	主な産業	23
4.	観光及び地域振興等の現状	26
4-1.	観光資源及び観光施設の現状	26
4-2.	観光の取り組み	32
4-3.	地域振興等の取り組み	37
第2節	観光拠点の整備内容の検討	39
1.	観光拠点構想（案）の設定	39
1-1.	今後の市観光における課題	39
1-2.	整備計画方針、テーマ（案）	41
1-3.	観光拠点構想（案）	42
1-4.	観光拠点施設の一体的運営（連携）の狙いと効果	44
2.	道の駅ごせ（仮称）の導入機能の検討	45
2-1.	道の駅の概要	45
2-2.	整備方針	51
2-3.	導入施設（案）	53
2-4.	整備イメージ（案）	60

2-5. その他併設施設の検討	61
3. 宿泊施設ごせロジ（仮称）の導入機能の検討	68
3-1. 宿泊施設の種類	68
3-2. 整備イメージ	69
4. 御所南 PA の地域振興施設の導入機能の検討	70
4-1. 整備イメージ	70
第2章 ICT を活用した広域的な観光振興事業の検討	71
<hr/>	
第1節 観光振興事業における ICT の活用の現状と課題	71
1. ICT を活用した観光情報発信の現状	71
2. 市の観光振興に ICT を導入する上での課題	73
第2節 ICT 活用の先進事例調査	75
1. 旅行者の ICT 活用の実態	75
2. 旅行前・旅行後の事例	76
2-1. 総合的な観光ホームページ	76
2-2. ソーシャルメディアの活用	77
3. 旅行中の事例	78
3-1. 観光ボランティアガイドの ICT 活用	78
3-2. モバイル観光アプリ	79
3-3. 無料で使える公衆無線 LAN サービス	80
第3節 ICT 技術を活用したモデルプランの検討	81
1. モデルプラン策定の基本的な考え	81
1-1. 実施主体	81
1-2. 整備方針	81
2. ごせ観光ナビ（仮称）の全体像と実施事業	82
2-1. 全体像	82
2-2. 実施事業	82
3. 各実施事業の詳細検討	83
3-1. 観光拠点施設ホームページの整備・運営	83
3-2. 観光ナビゲーションシステムの整備・運営	84
3-3. 観光ガイド支援アーカイブの整備・運営	91
第3章 施設等整備に係る官民連携手法の検討	92
<hr/>	
第1節 官民連携とは	92
1. 官民連携事業の概要	92
1-1. 官民連携の定義	92
1-2. 官民連携の目的及び期待される効果	94
2. 事業サイクル毎の官民連携手法	95
2-1. 事業企画段階	95
2-2. 資金調達段階	96
2-3. 設計・建設段階	98
2-4. 維持管理・運営段階	100

3. PFI 事業の概要	101
3-1. 制度概要	101
3-2. PFI の事業分類	104
第 2 節 官民連携の事例調査	107
1. 道の駅ごせ（仮称）に関連する事例	107
1-1. 指定管理者制度	107
1-2. PFI 事業	108
2. 宿泊施設ごせロッジ（仮称）に関連する事例	118
2-1. 指定管理者制度	118
2-2. PFI 事業	119
3. ごせ観光ナビ（仮称）に関連する事例	121
3-1. マンホールふたを活用した官民協働による地域の活性化（石川県かほく市）	121
4. その他参考事例	122
4-1. サービスプロバイダ方式の PFI 事業（愛知県西尾市）	122
4-2. 包括的なエリアマネジメント PFI 事業（愛媛県西予市）	123
第 3 節 観光拠点施設の整備に係る官民連携手法の検討	124
1. 本調査の検討対象範囲	124
2. 導入する官民連携手法の検討	125
2-1. 官民連携手法の一覧	125
2-2. 各官民連携手法のメリット・デメリット	128
2-3. 官民連携手法の比較検討	129
2-4. 資金調達方法の比較検討	130
3. 民間事業者への業務委託範囲の検討	131
3-1. 基本的な考え	131
3-2. 道の駅ごせ（仮称）における官民連携	132
3-3. 宿泊施設ごせロッジ（仮称）での官民連携	134
4. 事業期間の検討	135
5. PFI 等方式で実施する場合の制度上の課題等整理	136
第 4 節 ICT 技術を活用したモデルプラン整備に係る官民連携手法の検討	137
1. 民間事業者への業務委託範囲の検討	137
1-1. 事業①の官民役割分担	137
1-2. 事業②及び③の官民役割分担	138
2. 発注方法の検討	139
2-1. 観光拠点施設の運営形態から見た発注方法	139
2-2. 発注時期の検討	140
第 5 節 観光拠点の一体的な整備・運営の可能性検討	141
1. 民間事業者へのヒアリング調査	141
2. 一体的な整備・運営のためのスケジュール（案）の検討	143
3. 想定する一体的な整備・運営の事業スキーム（案）の検討	144
第 4 章 官民連携の推進・運営等に関する検討	145
第 1 節 官民連携の新しい資金調達手法の検討	145

1. 市における新しい資金調達手法の現状	145
1-1. ふるさとごせ応援寄附金（ふるさと納税）	145
2. 事例調査	146
2-1. クラウドファンディングを活用した資金調達手法	146
2-2. ファンドを活用した資金調達手法	149
3. 今後の取り組み（案）	150
3-1. 寄附型クラウドファンディングの活用	150
3-2. 投資型クラウドファンディングの活用	150
第2節 官民連携の推進・運営等を担う組織のあり方の検討	151
1. 市における官民連携の現状	151
1-1. 現行の市における各種団体	151
1-2. 御所市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	151
2. 事例調査	152
2-1. まちづくり協議会	152
2-2. エリアマネジメント	153
2-3. 官民対話の行政組織	154
3. 今後の取り組み（案）	156
3-1. まちづくり協議会の設置	156
3-2. 観光拠点振興協議会（仮称）の設置	156
3-3. 御所市地域振興連合協議会（仮称）の設置	157
3-4. 専門部署の設置	157
終章 今後の展開と課題	158
第1節 今後の展開	158
1. 事業実施に向けたスケジュール（案）	158
第2節 今後の課題	159
1. 今後の課題	159

序章 はじめに

本章では、事業の経緯と調査の目的、本報告書の構成について述べる。

第1節 事業の経緯

本節では、事業の背景と官民連携手法を導入しようと考えた背景や経緯を述べる。

1. 事業の背景

御所市（以下、市）では、以下の背景をもとに、広域観光・地域創生の拠点となり得る「御所南 PA の地域振興施設」及び「道の駅」、市の観光客の受け皿としての「宿泊施設」を企画している。

①加速する少子高齢化と人口減少自治体から「訪れたい」「住みたい」自治体への転換

市は、少子高齢化が加速し、人口減少自治体である。そのため、平成 23 年 10 月、今後の市の将来展望を描く第 5 次総合計画を策定し、市の将来像として「自然と笑顔があふれる 誇れるまち」を掲げ、「訪れたい」「住みたい」と思われる魅力的なまちづくりに重点を置き、人口減少の抑制と人口増加のための様々な取り組みを進めている。

②京奈和自動車道の開通による地域創生の機運の高まり

市では今、京都、奈良、和歌山を結ぶ京奈和自動車道の建設が進捗し、市内に御所 IC（平成 24 年供用開始）と御所南 IC（平成 27 年供用開始）の 2 つの IC が設置され、大きな変化を迎えている。

御所 IC 周辺は奈良県と連携した企業誘致を進めており、雇用と税源を創出することが期待されている。また、御所南 IC には PA が設置される予定であり、地域の観光窓口としての役割が期待されている。特に PA では、市が地域振興施設を設計・建設する予定であり、市で初めての収益型の公共施設を設置することになった。

今後、京奈和自動車道は、平成 28 年度に和歌山 JCT、御所南 IC～五條北 IC 区間が開通する予定であり、阪和自動車道（北は大阪、南は紀伊自動車道の和歌山県すさみ南 IC まで）から、一部一般道を通り南阪奈道路までが繋がると、高速自動車道が環状化する。そのことで、広域及び地域の交通状況がさらに大きく変化し、地域創生の機運が高まっている。

③市に眠っている観光資源の掘り起し・整備促進、観光産業の創出・育成

周辺の交通網が変化する中で、大和朝廷の時代の豪族葛城氏・巨勢氏の史跡・古墳や社寺などの歴史資源、葛城山・金剛山などの自然資源を有する市は、観光を地域振興の核としたいと考えている。特に、歴史資源に関しては、「秋津地区史跡整備基本計画（平成 24 年 3 月）」を策定し、県等に整備を働きかけている。

市の観光の現状は、観光スポット間の連携や宿泊施設等の整備が不足している面もあり、うまく活用されていない。それらを最大限活かす観光拠点を創出することで、地域

への経済波及効果、雇用創出効果が期待される。また、企画している3施設をはじめ、市内に点在する地域資源を有機的にネットワークし、相乗効果を期待する。

2. 官民連携手法を導入しようと考えた背景や経緯

市が企画している「御所南PAの地域振興施設」「道の駅」「宿泊施設」の3施設に官民連携手法を導入しようとした背景は、以下のとおりである。

①観光拠点として企画している「御所南PAの地域振興施設」「道の駅」「宿泊施設」は運営の比重が高い集客的施設であるが、市に運営のノウハウがなく、民間のノウハウが必要であるため。

民間の活力を活用する理由は第一に、企画している「御所南PAの地域振興施設」「道の駅」「宿泊施設」は、公共サービスを提供する中で運営の比重が高い集客的施設である点にある。施設運営に関するノウハウは市にはなく、適正な運営ができる保証がないことから、民間のノウハウを活用していく必要がある。

②市の厳しい財政状況の中、従来型の公共事業だけではなく、民間の資金を活用しながら、可能な限り公共の財政負担を減らす必要があるため。

第二に、市は厳しい財政状況にあり、上記の新規公共事業を実施するにあたり、適正なサービス水準を維持しながらも、理想的には民間事業者の独立採算等によって可能な限り公共の財政負担を減らすことが望まれている点がある。（※市は、自主財源比率の低さ、公共施設等の運用、土地公社への補助金などの理由により、平成20年度決算において早期健全化団体となった。平成21年度から財政健全化計画を実施し、平成23年度には早期健全化は完了している。）

③官民の対話を重ねることで、市内に観光を中心とした6次産業、地域間交流、健康・ウェルネス等のプラットフォームを構築し、永続的に活動していく組織を作り上げるため。

市は御所実業高等学校を中心としてラグビーが盛んな地域である。全国の強豪校が市に集結して練習を行うラグビーフェスティバルが毎年開催されており、有志による草の根活動によって、運営支援や宿泊所を提供している。

また、市制施行55周年記念事業の一環として、市のご当地グルメを集め、市の名前にちなんだB級ならぬ「G級グルメコンテスト」を地元の飲食店や団体が連携し、開催している。観光については、市では観光協会が中心となって、観光ボランティアなどによる観光客の支援を行っている。

上記に示すように、市では市民の力によって様々な取り組みが行われている。ただ、それらを統括的にまとめるプラットフォームが無く、個別単独の動きとなっている。今回整備を企画している観光拠点を核として、事業者に地元の関係者を含めた協議体を作り上げることで、6次産業、地域間交流、健康・ウェルネス等を取り込んだプラットフォームとしていく必要がある。

第2節 調査の目的

本節では、本調査の目的、明らかにすべき課題を述べる。

1.目的

本調査は、国土交通省の所管する具体的な公共施設等の整備・維持管理・運営等の事業（以下「当該事業」という）を調査対象とし、先導的な官民連携手法の導入や実施に向けた方策の調査検討を行うことを目的としている。

上記を踏まえた本調査の目的は、以下の2点である。

目的① 市における観光の在り方を検討し、「観光拠点構想（案）」及びICTを活用した広域的な観光振興事業のモデルプランを示すこと

市では総合計画をはじめ、様々な計画を立案しているが、総合的な観光拠点整備構想等が策定されていない。そのため、既存計画や市の観光の現状を踏まえて、市における観光の在り方を検討し、今後の地域創生に資する「観光拠点構想（案）」及びICTを活用した広域的な観光振興事業のモデルプランを示す。

目的② 観光拠点の一体的な運営を見据えた施設整備について官民連携の可能性を検討し、官民連携の推進を図るための方向性を示すこと

観光事業は運営の比重が高いが、市には観光事業を運営するためのノウハウが不足している。そのため、観光拠点整備の構想（案）をもとに、民間のアイデアやノウハウを活用する官民連携の可能性を検討し、官民連携の推進を図るための方向性を示す。

2. 本調査で明らかにすべき課題

本調査は、先導的官民連携支援事業であり、当該事業の実現のために活用できるようまとめるだけでなく、今後新たに官民連携事業の導入を検討する他の地方公共団体等の参考資料となることを目指している。

特に官民連携事業に関連し、本調査で明らかにすべき課題は、以下のとおりである。

①観光拠点整備・運営への民間参入の可能性（民間事業者との対話）

- ・ 地元企業参入の可能性
- ・ 民間企業参入からみた観光拠点の事業内容の妥当性
- ・ 民に任せたとときの独立採算事業内容の在り方
- ・ 官民の役割分担（官側へ期待する事項、要望事項）など

②観光拠点の一体運営に関する事業スキームの検討

- ・ SPC の組成など事業スキームの構築
- ・ 事業スキームからみた資金調達方法の整理
- ・ 施設整備後を見据えた協議体づくり

③行政側の準備

- ・ 事業の受け皿となる庁内体制の構築

第3節 報告書の構成

本節では、本報告書の構成を述べる。

1. 構成

序章 はじめに <ul style="list-style-type: none">第1節 事業の経緯<ul style="list-style-type: none">事業の背景と官民連携手法を導入しようと考えた背景や経緯を述べる。第2節 調査の目的<ul style="list-style-type: none">本調査の目的、何のためにすべき課題を述べる。第3節 報告書の構成<ul style="list-style-type: none">本報告書の構成を述べる。
第1章 観光振興策（案）の検討 <ul style="list-style-type: none">第1節 計画条件の整理<ul style="list-style-type: none">「観光拠点構想(案)」を検討するに先立ち、計画地の位置、自然条件、社会条件、観光の現状等、計画条件の整理を行う。第2節 観光拠点の整備内容の検討<ul style="list-style-type: none">前節までの計画条件の整理を踏まえ、今後整備を予定する観光拠点の整備内容の検討を行う。
第2章 ICTを活用した広域的な観光振興事業の検討 <ul style="list-style-type: none">第1節 観光振興事業におけるICT活用の現状と課題<ul style="list-style-type: none">ICTを活用した事例等の現状と官民連携の課題を整理する。第2節 ICT活用の先進事例調査<ul style="list-style-type: none">前節で整理した現状と課題を踏まえ、今後の観光振興に役立てることができそうなICT活用事例の調査を行う。第3節 ICT活用を活用したモデルプランの検討<ul style="list-style-type: none">これまでの整理結果をもち、市における観光振興構想(案)を見据えながら、ICT活用を活用したモデルプランの検討を行う。
第3章 施設等整備に係る官民連携手法の検討 <ul style="list-style-type: none">第1節 官民連携とは<ul style="list-style-type: none">官民連携の概要、事業サイクル等の官民連携手法、PPP事業の概要を示す。第2節 官民連携の事例調査<ul style="list-style-type: none">官民連携の事例調査結果を示す。第3節 観光拠点施設の整備に係る官民連携手法の検討<ul style="list-style-type: none">本事業における施設整備に係る官民連携手法、民間事業者の業種範囲、事業期間を検討し、PPP方式で実施する場合の制度上の課題等の整理を行う。第4節 ICT活用を活用したモデルプラン整備に係る官民連携手法の検討<ul style="list-style-type: none">ICT活用を活用したモデルプラン整備に係る官民連携手法について検討する。第5節 観光拠点の一体的整備・運営の可能性検討<ul style="list-style-type: none">整備対象となる観光拠点の一体的な維持管理・運営の可能性を検討するにあたり、実施した民間事業者へのヒアリング調査結果、一体的整備・運営のためのスケジュール(案)、事業スキーム(案)を示す。
第4章 官民連携の推進・運営等に関する検討 <ul style="list-style-type: none">第1節 官民連携の新しい資金調達手法の検討<ul style="list-style-type: none">施設整備・運用に関する新しい資金調達手法に関して検討する。第2節 官民連携の推進・運営等を担う組織のあり方の検討<ul style="list-style-type: none">官民連携の推進・運営等を担う組織のあり方を検討する。
終章 今後の展開と課題 <ul style="list-style-type: none">第1節 今後の展開<ul style="list-style-type: none">今後の展開を述べる。第2節 今後の課題<ul style="list-style-type: none">今後の課題を述べる。

第1章 観光拠点構想（案）の検討

本章では、官民連携の対象となる事業として、観光拠点整備に関する「観光拠点構想（案）」の検討を行う。

第1節 計画条件の整理

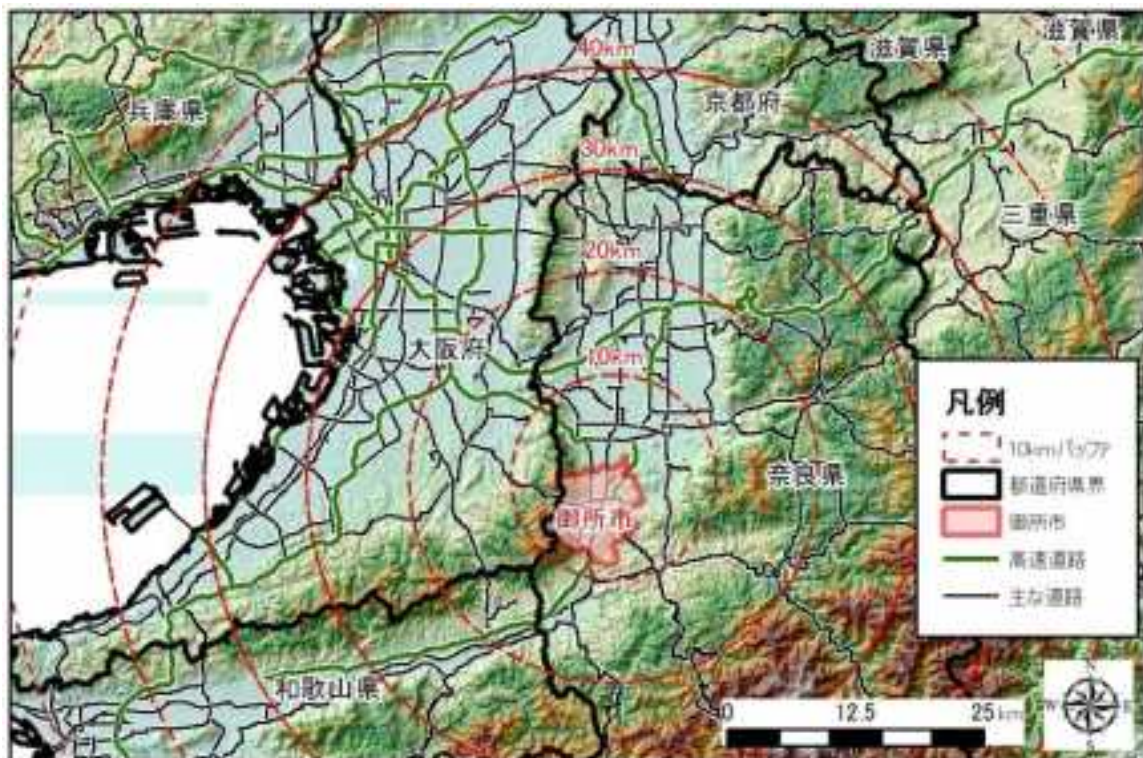
本節では、「観光拠点構想（案）」を検討するに先立ち、計画地の位置、自然条件、社会条件、観光の現状等、計画条件の整理を行う。

1. 計画地の位置

市は、大和平野(奈良盆地)の南西部に位置し、近傍の主要都市である奈良市中心部へは直線距離で約 25 km、大阪中心部へは約 30 km、関西国際空港へは約 40 kmの位置にある。

大阪からのアクセス時間としては、電車・自動車、いずれも 1 時間前後（鉄道：JR 和歌山線や近鉄御所線・南大阪線、道路：国道 24 号や南阪奈道路経由）である。

<市の位置>



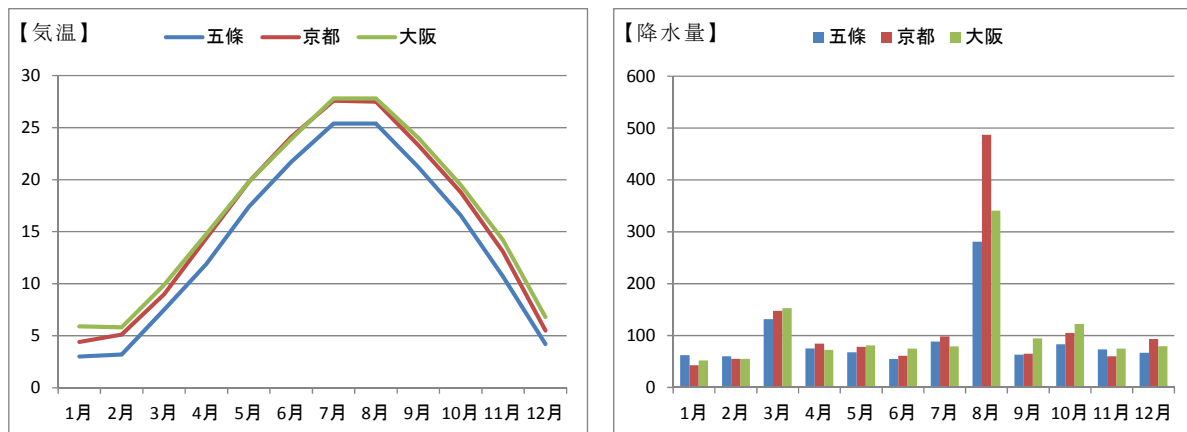
2. 自然条件

2-1. 気候

奈良県の気象区分は、吉野川を境として北部は盆地で内陸性気候、南部は多雨で特徴づけられる山岳性気候であり、市は内陸性気候に区分される。

内陸性気候は、降水量は少なく、風も穏やかである。気温は、京都、大阪と概ね同様に冬は寒く、夏は暑い寒暖差のある気候であるが、これらの都市よりも年間通じ1~2℃程低い。

＜市の気温・降水量など（気象庁五條観測所）＞



項目	観測所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	五條	3.0	3.2	7.5	11.9	17.4	21.7	25.4	25.4	21.2	16.6	10.7	4.2
	京都	4.4	5.1	9.0	14.4	19.8	24.1	27.6	27.5	23.3	18.8	13.1	5.5
	大阪	5.9	5.8	9.9	14.8	19.8	23.9	27.8	27.8	24.0	19.5	14.2	6.8
降水量の 合計 (mm)	五條	62.0	60.0	131.5	75.0	67.5	54.5	88.5	281.0	63.0	83.0	73.5	66.5
	京都	42.5	55.0	147.5	84.5	78.0	61.0	98.0	487.0	65.0	105.0	60.0	93.5
	大阪	52.0	55.0	153.0	72.5	81.0	74.5	79.0	341.0	94.5	122.0	74.5	79.5
日照時間 (時間)	五條	145.4	97.4	164.2	191.5	245.9	138.4	183.0	133.8	186.9	164.3	130.9	95.2
	京都	139.2	108.1	165.5	205.7	241.0	127.8	144.5	96.1	174.4	155.8	139.6	126.9
	大阪	169.3	125.2	192.0	217.0	263.2	166.4	214.5	147.4	191.8	168.3	159.7	146.5
平均風速 (m/s)	五條	1.8	2.0	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.7	1.6	1.9	1.6	2.3
	京都	1.7	2.3	2.3	2.3	2.4	2.3	2.1	2.2	2.0	2.1	1.7	2.1
	大阪	2.2	2.3	2.6	2.4	2.5	2.6	2.5	2.7	2.0	2.4	2.0	3.2

出典：気象庁 HP 気象統計情報

2-2. 地勢

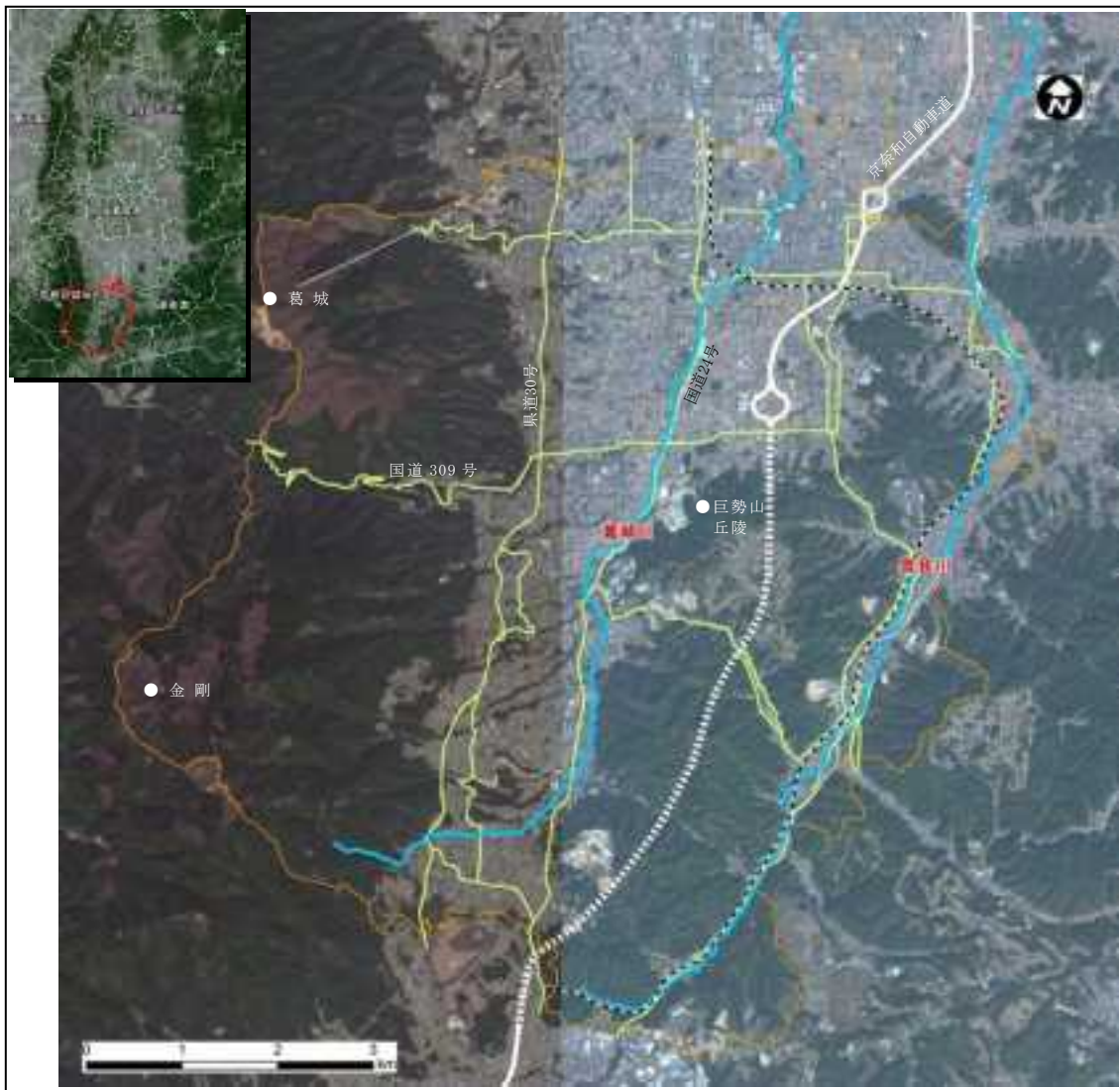
市は、奈良盆地の南西部端に位置し、西部は葛城山(標高 952m)、金剛山(標高 1,125m)が南北に連なり、これらが大阪府との境となっている。市の南東部には巨勢山丘陵地等の標高 150～350mの丘陵地があり、緑豊かな自然に囲まれている。

面積は 60.58km²であり、市域の約 60%が山地、丘陵地で占められ、勾配 15%以上の傾斜地が市域の 60%以上ある。

また、これらの山地を水源とする大和川水系の曾我川、葛城川の一級河川が市域を北流している



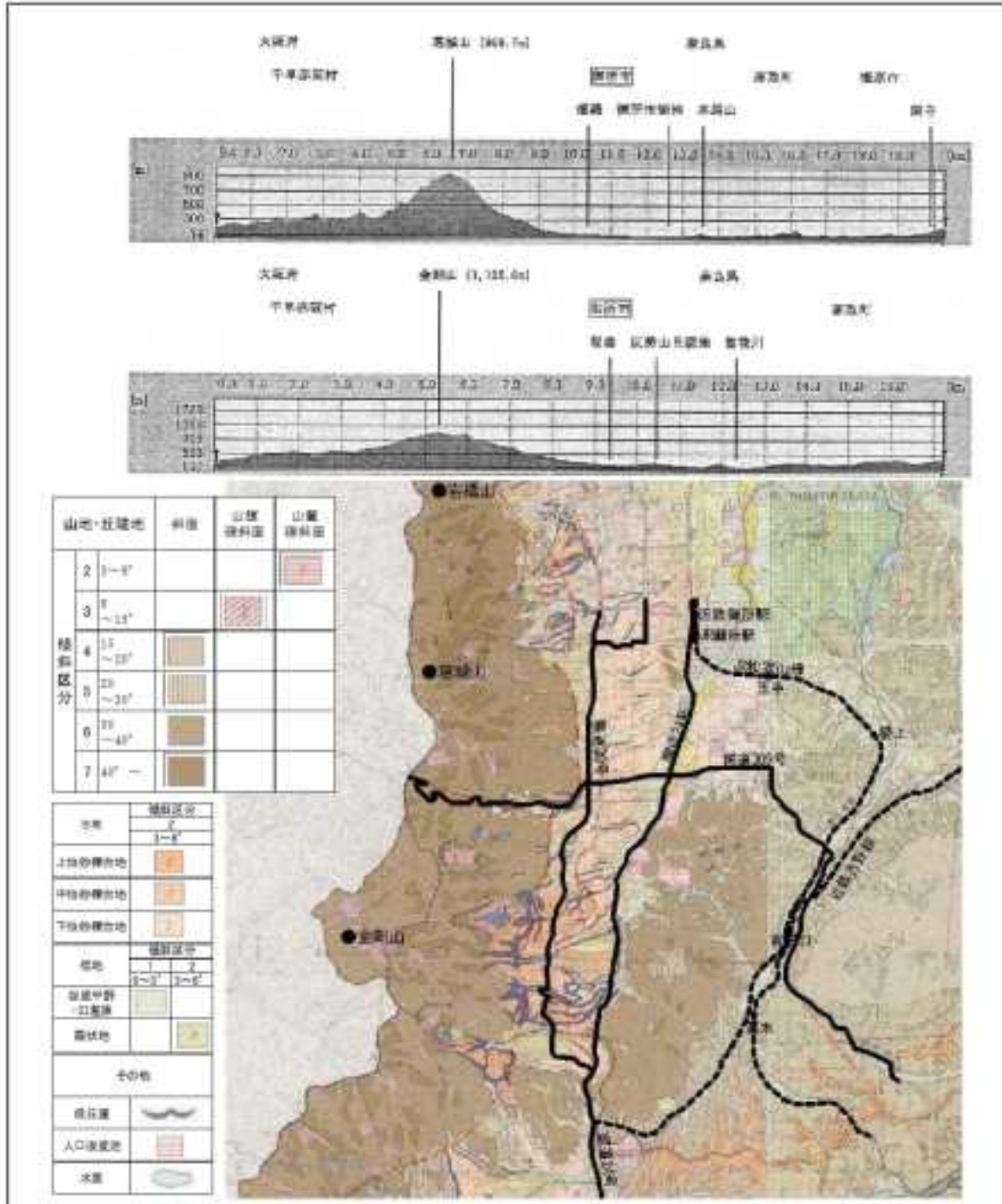
<市の地勢>



2-3. 地質

市の地質は、市街地には下位～中位砂礫台地が広く分布している。そして、国道24号付近を谷筋とし、西側に山麓緩斜面、山腹緩斜面と急峻な斜面の山地が連続する。東側は谷底平野・氾濫原が広がり、巨勢山丘陵等の標高150～350m前後の丘陵が点在する。

<市の地形・地質>



出典：土地分類基本調査地形分類図(五條・吉野山)国土交通省国土政策局国土情報課
断面図：五條市緑の基本計画(平成14年)

3. 社会条件

3-1. 人口

3-1-1. 人口動態

市の人口動態は、平成27年12月末時点において27,466人である。過去の実績から見ると減少傾向にある。

なお、平成27年度人口から平成42年度に向けた将来人口の動態は、市が約30%減、五條市が約24%減、橿原市が約7%減と予測されており、市の人口減少率は高い。（奈良県算出値）

<市及び隣接市の人口推移及び推計>

市名	実績値					推計値				
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H32	H37	H42	H52
御所市	29,909	29,649	29,071	28,442	27,910	29,300	28,000	21,806	19,734	17,719
五條市	34,449	33,918	33,328	32,704	32,035	31,696	28,849	25,856	24,418	19,886
橿原市	124,494	125,511	125,563	125,500	125,147	124,975	123,114	120,107	116,199	106,738

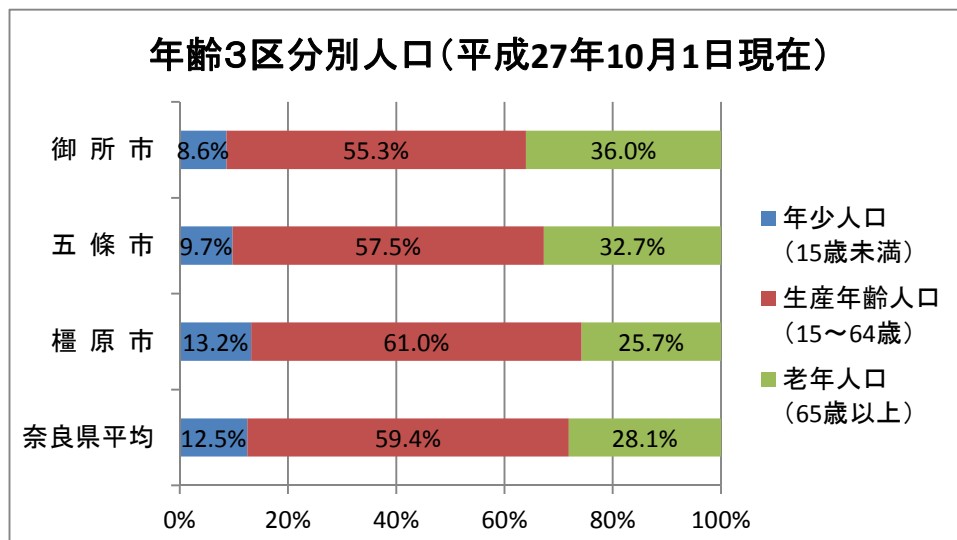
出典：実績値：奈良県統計課 HP「奈良県の推計人口調査(年報)」(平成27年版)

推計値：「日本の地域別将来推計人口」国立社会保険・人口問題研究所

3-1-2. 年齢別人口

年齢別人口を確認すると、市は、奈良県平均及び隣接する橿原市、五條市と比べて最も少子高齢化率が高い状況となっている。

<年齢別人口>



出典：奈良県統計課 HP「奈良県の推計人口調査(年報)」(平成27年版)

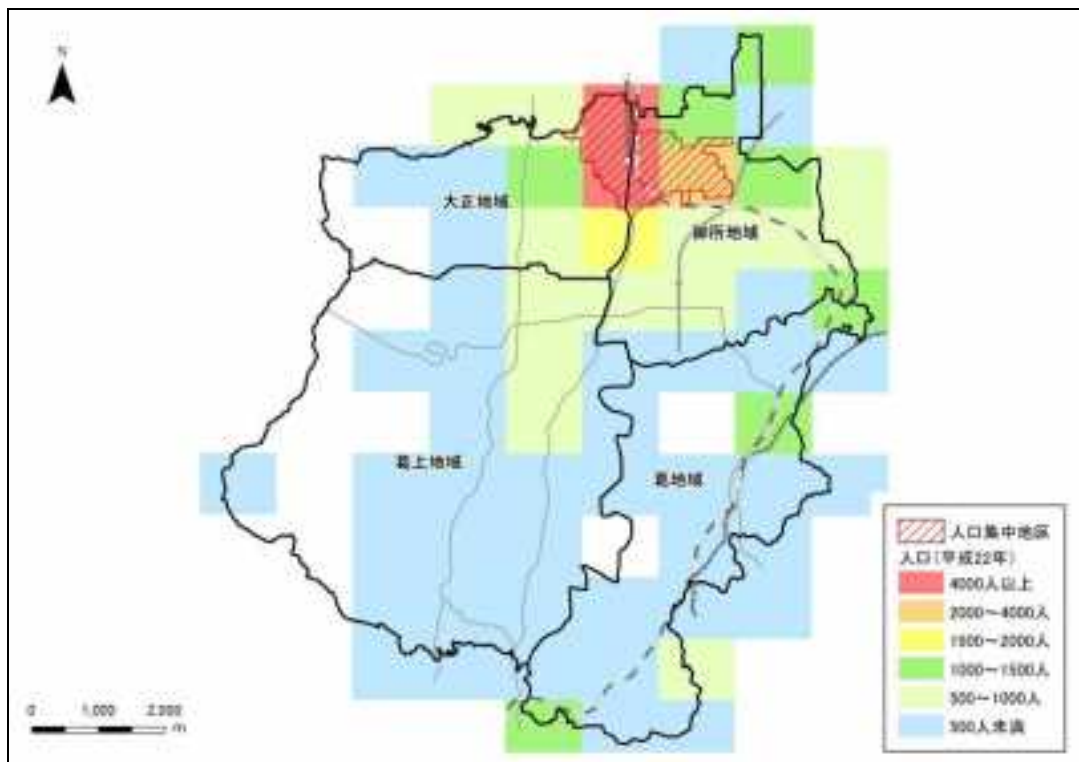
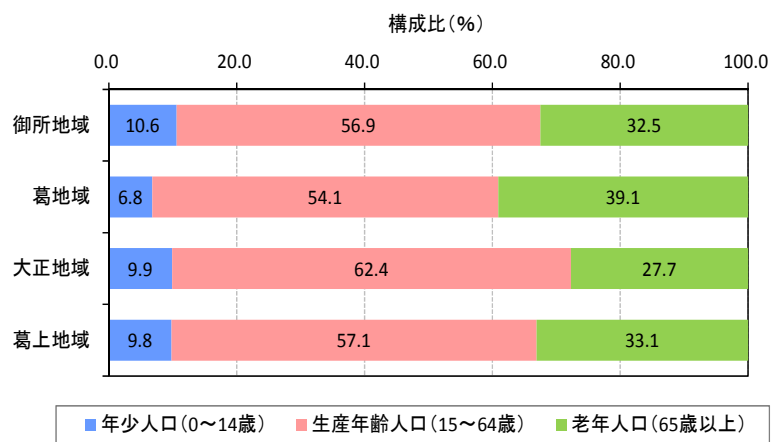
3-1-3. 地域別人口

市域は、大きく御所、葛、大正、葛上地域の4地域に区分できる。

市内の地域別人口では、御所地域が13,259人と最も多く、次いで大正地域が9,630人と市の北部で人口が多くなっている。特に、JR御所駅・近鉄御所駅周辺で4,000人以上と、最も人口が集中している。

地域別年齢別人口の構成比では、大正地域を除いた地域で、老年人口(65歳以上)が30%以上となっており、特に葛地域では39.1%と約4割を占めており、高齢化が著しい。

<上：地域別年齢別人口、下：人口分布図>



出典：市公共施設白書(平成27年3月)

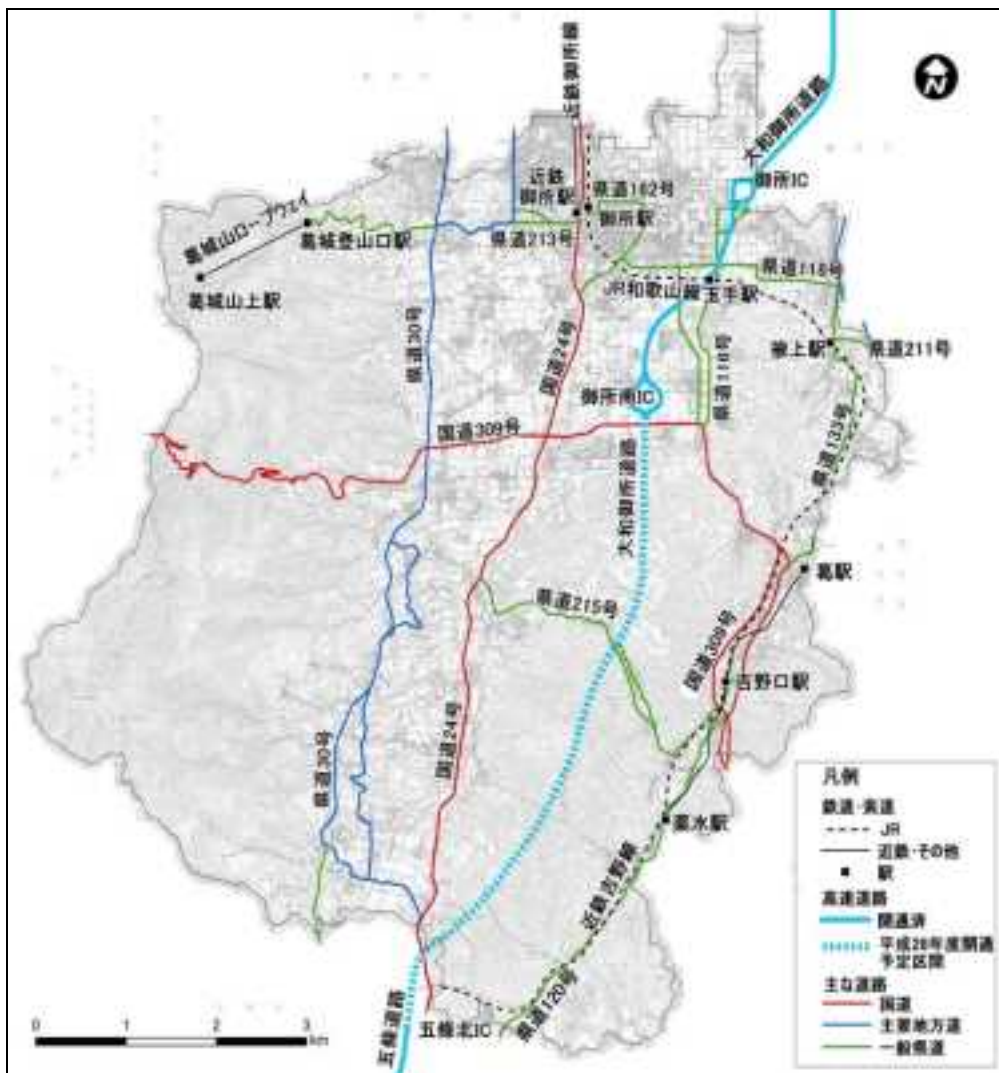
3-2. 交通（道路、鉄道、バス）

3-2-1. 道路網

市内の主要道路網は、以下のとおりである。

京奈和自動車道	市域を南北に縦貫し京都と和歌山方面を結ぶ自動車専用道路（市内には御所ICと御所南ICの2箇所が設置されている）
国道24号	市域を南北に縦貫し京都と和歌山方面を結ぶ道路で、大型店舗等も立地している
国道309号	大阪府と吉野方面を結ぶ東西道の道路
主要地方道 御所香芝線 (県道30号)	通称山麓線と呼ばれ、葛城山から各種社寺仏閣が点在する「葛城古道」として観光資源が多く立地するとともに、南阪奈道路と接続する道路

<市内の主要道路網>



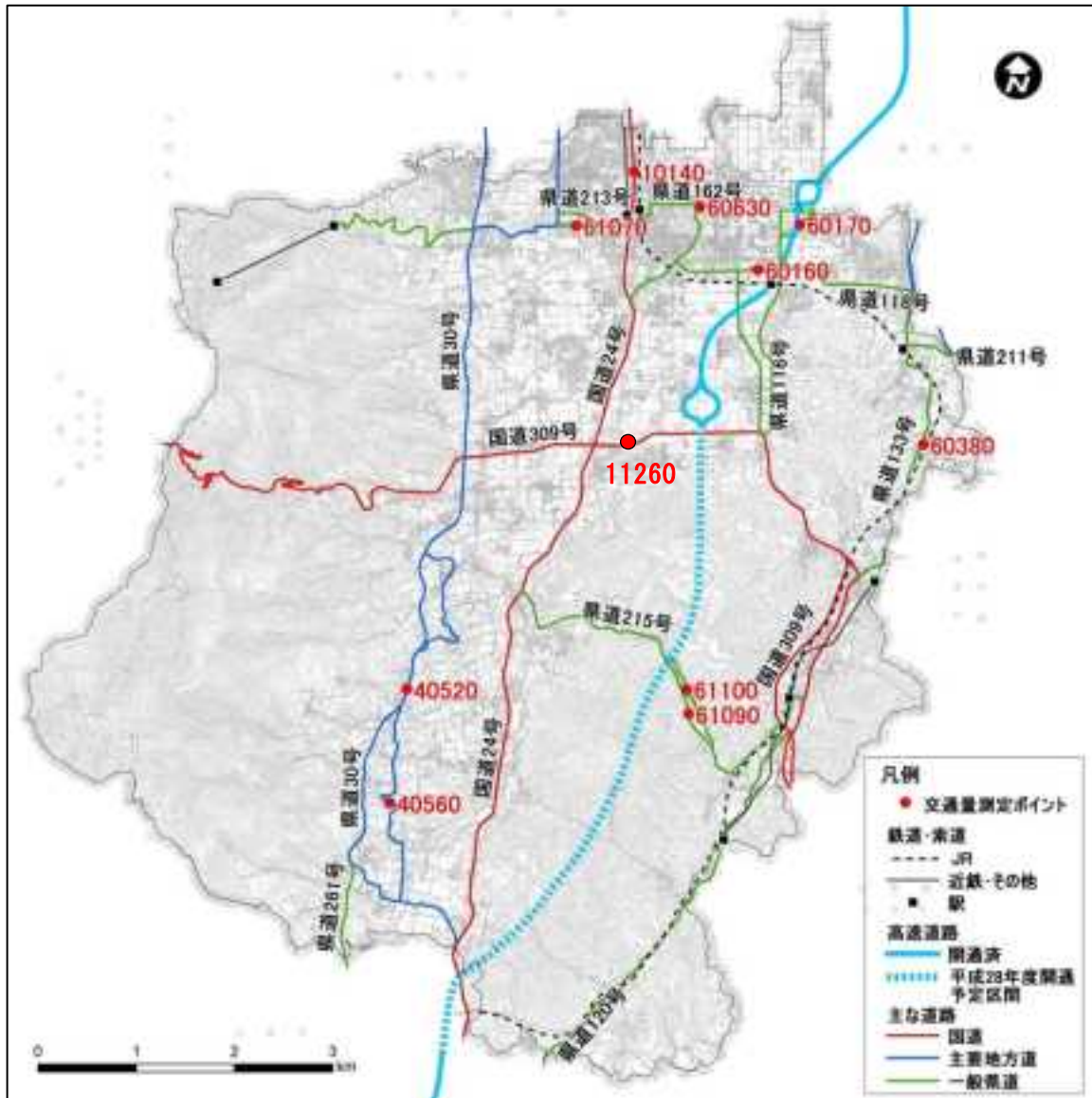
出典：国土数値情報ダウンロードサービス HP（道路 GIS データ等）

3-2-2. 道路交通量

市内で最も交通量が多いのは、国道24号(調査地点10140)で15,352台/12時間である。次いで、県道御所香芝線(県道30号・調査地点40520)で9,229台/12時間、国道309号(調査地点11260)で7,718台/12時間で、その他の道路は概ね5,000台/12時間程度である。(※平成22年度道路交通センサス)

なお、これらの交通量は、京奈和自動車道の進捗により、変化する可能性がある。

<市内主要道路交通量調査地点>



出典：国土数値情報ダウンロードサービス HP (道路 GIS データ等)、平成 22 年度道路交通センサス等

< 市内主要道路交通量 >

路線名	区間 番号	交通量 観測地点 名	平日昼間12時間(7~19時) 自動車類交通量			平日24時間自動車類交通量			大型車混 入率昼間 12時間 (%)	混雑率 (%)	平成17年度調査	
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)			平日昼間 12時間 (台)	平日24時間 自動車類交通量 (台)
一般国道 24号	10140	御所市 蛇穴	13,388	1,964	15,352	17,787	2,945	20,732	12.8	1.75	15,142	21,199
一般国道 309号	11260	御所市 室	6,911	807	7,718	8,791	1,165	9,956	10.5	0.74	6,768	8,460
御所 香芝線	40520	御所市 南郷	8,208	1,021	9,229	10,496	1,409	11,905	11.1	1.05	9,256	11,663
御所 香芝線	40560	—	4,104	276	4,380	5,171	479	5,650	6.3	22.69	4,538	6,172
大和高田 御所線	60160	—	4,155	279	4,434	5,365	399	5,764	6.3	9.56	4,535	5,718
大和高田 御所線	60170	—	4,104	276	4,380	5,171	479	5,650	6.3	22.69	4,538	5,718
戸毛 久米線	60380	—	5,418	555	5,973	7,049	716	7,765	9.3	17.94	6,113	7,702
御所 停車場線	60630	御所市 六軒	5,431	229	5,660	7,170	414	7,584	4.0	0.72	5,807	7,491
櫛羅 御所線	61070	—	704	105	809	901	143	1,044	13.0	0.16	838	1,056
古瀬 小殿線	61090	—	392	19	411	492	38	530	4.7	1.90	426	537
古瀬 小殿線	61100	—	392	19	411	492	38	530	4.7	1.87	426	537

出典：平成22年道路交通センサス交通量図(奈良県：平日)より引用作成

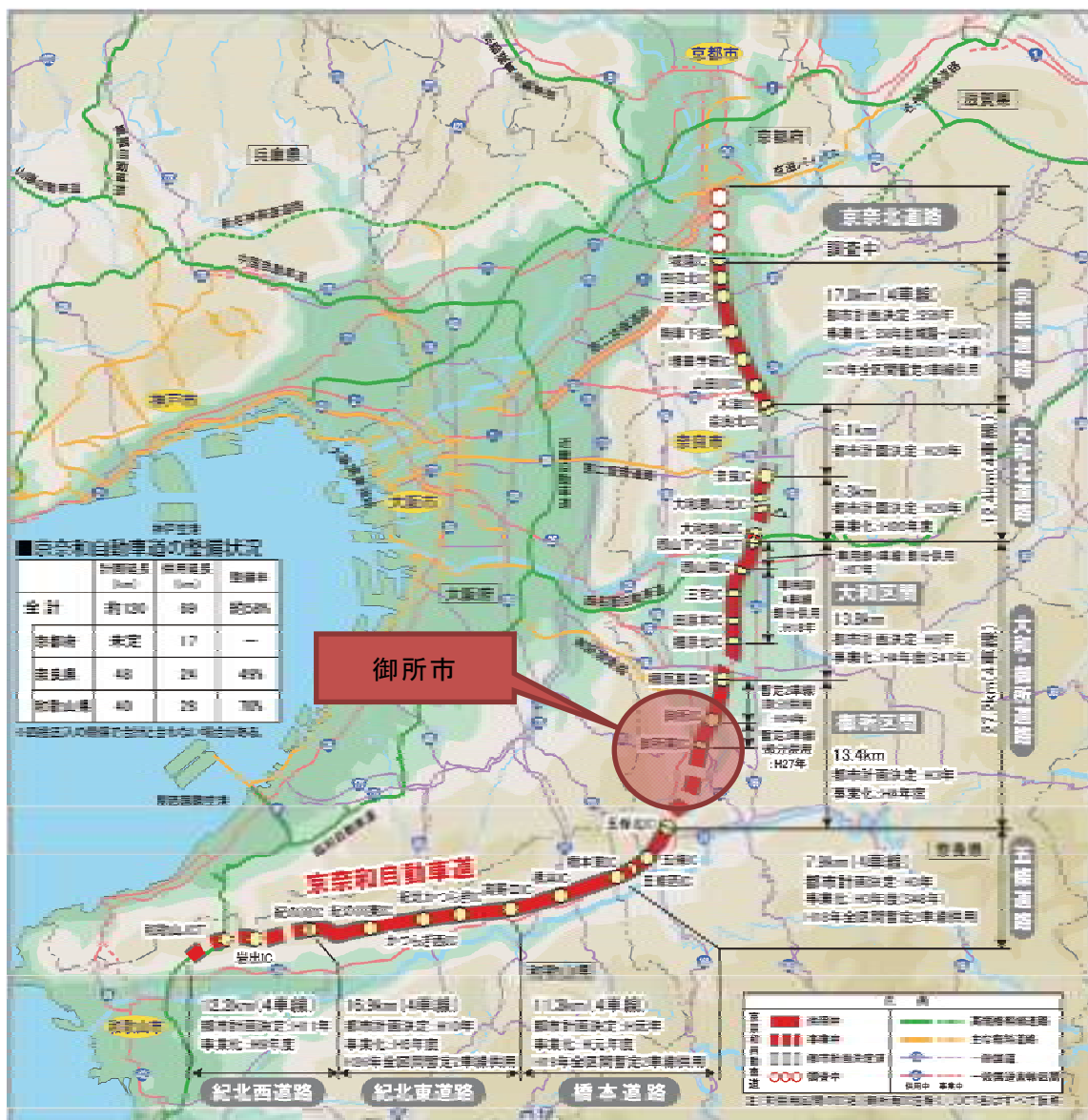
- 【混雑率の目安】
- 1.00以下：道路が混雑することなく、円滑に走行できる。
 - 1.00-1.25：道路が混雑する可能性のある時間帯が1~2時間あるものの、何時間も混雑が連続する可能性は小さい。
 - 1.25-1.75：ピーク時間帯はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態。
 - 1.75-2.00：慢性的混雑状態。昼間12時間のうち混雑する時間帯が約50%に達する。
 - 2.00以上：慢性的混雑状態。昼間12時間のうち混雑する時間帯が約70%に達する。
- 【大型車混入率の目安】：15%未満が普通。

3-2-3. 京奈和自動車道

市域周辺では、京都ー奈良ー和歌山を結ぶ高規格道路の京奈和自動車道の整備が進んでいる。市域では、平成23年度に大和高田ICー御所IC区間が、平成26年(2014)度には御所ICー御所南IC区間が開通し、平成28年度に御所南ICから(仮)和歌山JCTが開通予定である。

京奈和自動車道は整備によって、近畿一円への自動車交通の利便性の向上による、観光振興等の産業活動の活性化等も期待されている。

<京奈和自動車道の概要>



出典：奈良国道事務所 HP

3-2-4. 鉄道

市では、JR和歌山線と近鉄御所線の2路線の鉄道が運行している。

大阪方面や県内主要都市へのアクセスは、JR和歌山線では王寺駅(王寺町)で、近鉄御所線は尺土駅(葛城市)で乗り換える必要がある。ただし、朝のラッシュ時のみ、JR和歌山線はJR難波駅直通、近鉄御所線は大阪阿部野橋駅直通便がある。

鉄道利用状況をみると、近鉄御所駅利用が圧倒的に多い。但し、減少傾向にあり、平成18年度から平成26年度にかけては、20%強のマイナスである。

< 鉄道利用状況 >

駅名	乗車客総数(人) 年間 (日)		
	H18年度	H22年度	H26年度
JR 御所駅	255,135 (699)	220,460 (604)	214,620 (588)
近鉄御所駅	1,036,010 (2,838)	914,901 (2,507)	818,164 (2,242)

出典：奈良県HP 奈良県統計年鑑（平成27年7月）

3-2-5. 民間の路線バス

市では、奈良交通が、近鉄御所駅発着で、近隣都市である五條バスセンター行きおよび八木駅・近鉄高田駅行きの路線バスを運行している。

また、遠距離バスとして、東京方面や新宮市方面も運行している。

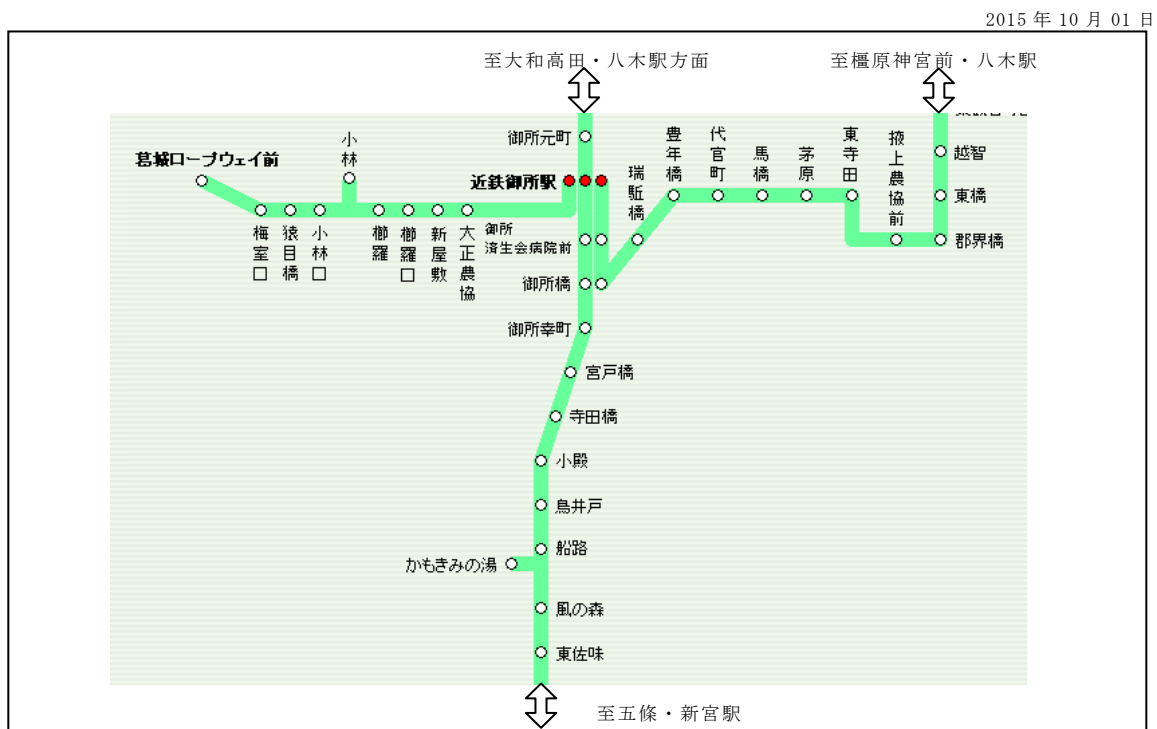
<民間の路線バス運行状況>

発着場所	系統	行先	主な経由地	便数		
				平日	土・休	
近鉄御所駅	①のりば	特急	新宮駅	かもきみの湯、五條駅	3	3
		60	五條バスセンター	かもきみの湯	10	9
	②のりば	特急	八木駅	高田市駅	5	3
		60・70・76	近鉄高田	高田市駅	12	11
	③のりば	88	葛城ロープウェイ前		10	10
	④のりば	53	八木駅	高田市駅	6	5
	高速バス		新宿京王プラザ		1	1

2015年10月01日現在

出典：奈良交通株式会社 HP より引用作成

<民間の路線バス路線図>



2015年10月01日

出典：奈良交通株式会社 HP より引用作成

3-2-6. 市営コミュニティバス

市では、市役所等の公共施設や鉄道駅並びに商業施設への乗り入れる市営のコミュニティバスを運行している。

現在、西コース・東コースの2コースを設定し、西コースは内回り外回り3便ずつの計6便、東コースは老人福祉センター行き・かもきみの湯行きの3往復で往復6便運航している。

<コミュニティバス路線図>



出典：市HP

3-3. 土地利用に関する方針・法規制

3-3-1. 土地利用に関する方針（都市計画マスタープラン）

市都市計画マスタープランは、市の都市計画に関する基本方針を示したもので、平成23年(2011)度から平成32年(2020)度までの10年間を目標年次に定めている。

まちづくりの基本テーマを「～住み心地の良いまち、住み続けたいまちづくり～」として、「活力・賑わいのあるまちづくり」「個性的で魅力的なまちづくり」「市民が主役のまちづくり」の3つのテーマを掲げている。そして、これらまちづくりのテーマを実現するためにまちづくりの基本方針を示している。

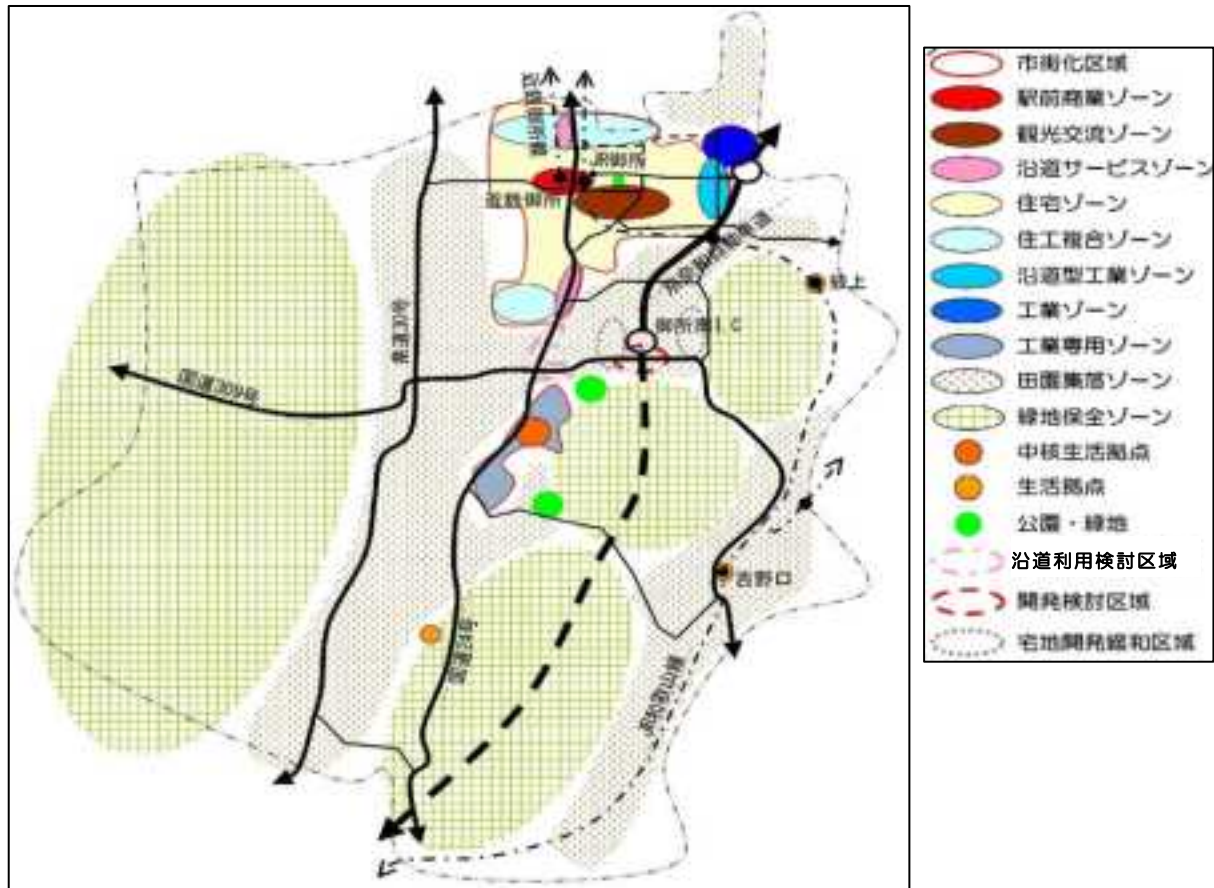
また、まちづくりの基本方針を踏まえて市では、市全域の土地利用方針を次頁のように設定している。

<まちづくりの基本方針>

まちづくりのシナリオ
<p>ステップ1 コンパクトシティの基盤となる3プロジェクト</p> <p>◆「みんなの公共交通」～郊外部の生活や高齢者の移動手段の確保のために～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地中心部では、より利便性・快適性を高めるため、密度の高い公共交通網を整備する。 ・郊外部では、高齢化が進み公共交通の依存が増える。必要に応じて配送するデマンド型公共交通などの公共交通システムの研究を進める。
<p>ステップ2 生活の土台となるプロジェクト</p> <p>◆雇用の場づくり～働く場所を確保し、市内に住み続けるために～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京奈和自動車道御所南 I.C の完成に合わせて、食品、製菓等の製造業や次世代エネルギー工場、既存工場と関連のある企業等の誘致を図り、産業集積地の開発を進める。
<p>ステップ3 交流人口を増やすプロジェクト</p> <p>◆「もてなしネットワーク」～今ある観光資源を活かし、来訪者を増やすために～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛城山・金剛山その他、ハイキングコース、神社、歴史的町並み等の観光資源が点在しているが連携できていない。各観光資源をネットワークさせるパッケージコースの設定などの新しい観光スタイルを開発する。 ・御所南 I.C は、観光の玄関口として来訪者を誘因するような開発のあり方を検討する。
<p>ステップ4 新たなイメージをつくるプロジェクト</p> <p>◆「学びのまちづくり」～知的教育環境を整えイメージアップ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学や企業研究室を誘致し、学生や学者、研究者が集まるまちづくりを行い、イメージアップを図る。

出典：市都市計画マスタープラン

<市全域土地利用方針図>



住宅ゾーン	JR 御所駅を中心に広がる住宅地は、道路・公園等の生活基盤施設を整備し、快適な居住環境を整備・維持していく。JR 御所駅に近く、駐車場等の開発可能な空地は、積極的に住宅開発を誘導し、まちなか居住者を増やすゾーンとする。
駅前商業ゾーン	市内公共交通の拠点として、また観光案内の拠点として機能強化を図るとともに、商業業務施設の集積を誘導していくゾーンとする。
観光交流ゾーン	商店街や御所まちは、主に周辺住民に密着した商業サービスを提供するとともに、商店街の再生や歴史的な町並み保全を通じたまちづくりを進め、御所の魅力を発信する観光商業地を形成するゾーンとする。
沿道サービスゾーン	国道 24 号沿いは、自家用車を利用した買い物等の利便性の向上を図るため、沿道型の商業サービス施設を誘導するゾーンとする。
住工複合ゾーン	住宅地の外周部は、地場産業の振興、充実を図るため、周辺の環境に配慮しながら工業の立地誘導、整備を図るゾーンとする。
工業ゾーン	京奈和自動車道樞原南・御所南 I.C に隣接する地域は、その高い利便性を活かした比較的大規模な製造業、物流業の立地を促す工業ゾーンとする。
沿道型工業ゾーン	京奈和自動車道樞原南・御所南 I.C に近い幹線道路沿道は高い交通利便性を活かすため、物流業等の工業施設や沿道型商業施設の立地を促し、商工業が混在する工業ゾーンを形成する。
工業専用ゾーン	御所工業団地及び周辺地域では、非公害型工場の誘致及び整備を進める工業専用のゾーンとする。
中核生活拠点	市域中央部に位置する市街化区域内の工業専用ゾーンの一部は、市全域を対象とした生活を支える商業サービスを配置して、郊外部の利便性を増進する。
生活拠点	吉野口などの地域に密着した生活拠点は、日常に必要なサービスを提供する。
田園集落ゾーン	古くから農業が営まれてきた集落地と優良な農地が調和した心豊かな田園風景が残るゾーンとして集落地の基盤整備・維持、農地の保全とともに滞在型体験等の活用も行う。
緑地保全ゾーン	葛城高原・金剛山など、豊かな自然を感じる山地、丘陵地の緑地帯は、緑地景観の骨格をなす重要な緑地として保全する。
沿道利用検討区域	国道の結節点で既に宅地が立地する区域は、京奈和自動車道御所南 I.C に近接する交通の要所として、まちづくりに寄与する計画的な沿道利用を検討する。
開発検討区域	京奈和自動車道御所南 I.C は、観光の玄関口として自然景観・歴史的遺産の保全策とともに、来訪者を誘因するような開発の在り方を検討する。
宅地開発緩和区域	田園集落ゾーンの内、京奈和自動車道御所南 I.C に近接する区域は、優良な農地と居住地が調和するゾーンとして宅地開発を緩和する。

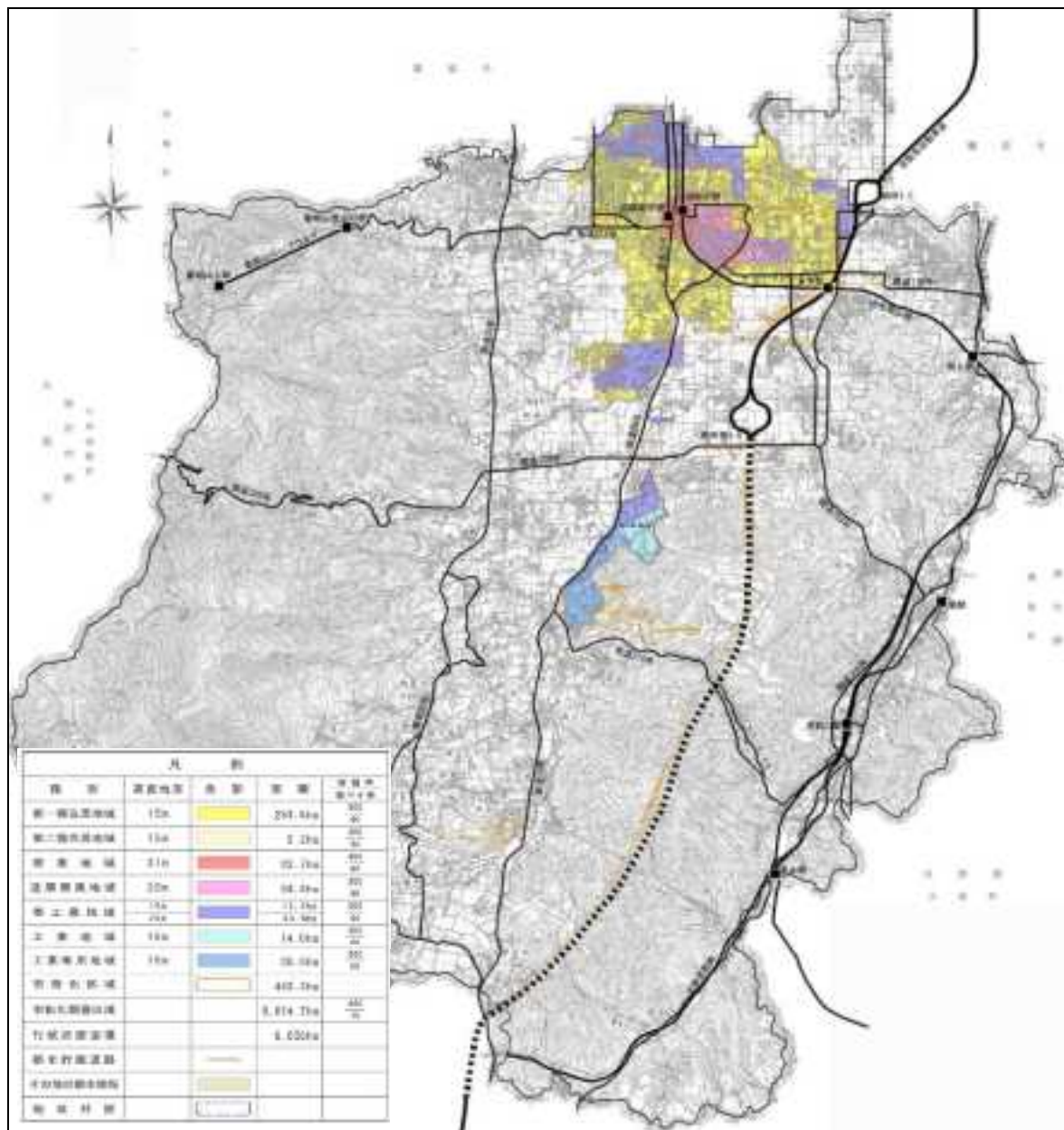
出典：市都市計画マスタープラン

3-3-2. 市都市計画区域

市の都市計画図によると、中心市街地部は、準工業地域、商業地域、第一種住居地域に、城山台、小殿地区は、工業地域、工業専用地域、準工業地域に指定されている。

それ以外の区域は、市街化調整区域となっている。

<市都市計画図>



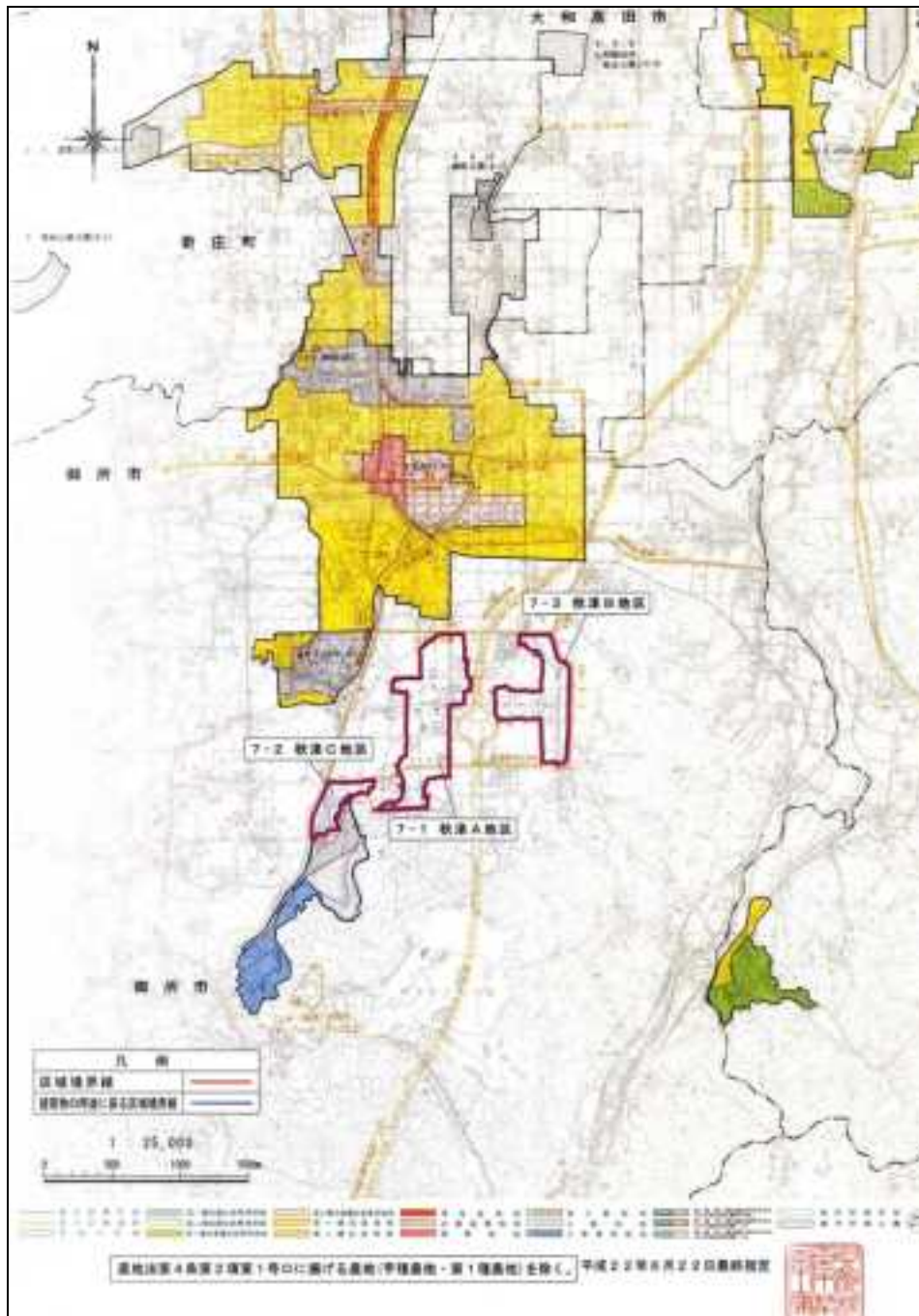
出典：市 HP

3-3-3. 奈良県「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による区域指定

奈良県では、都市計画法第34条第11号（旧法第8号の3）の規定に基づき、市街化調整区域の一定の既存集落において新たな住宅等の立地を認めるための条例が制定され、平成17年1月1日に施行されている。

市内では、市街化調整区域である秋津地区(A, B, C)について、区域及び建築物の用途の指定がされている。

<市区域総括図>



出典：奈良県 HP

3-4. 主な産業

3-4-1. 農業

市の農家数は、平成22年度時点で総数1,552である。近年は、販売農家数が減少し、自給的農家が増加する傾向にあり、専業の農家数は全体の約10%の150である。(平成26年版御所市統計書：農林業センサス)

隣接する橿原市も市と同様の傾向であるが、五條市は逆に増加傾向にあり、販売農家数の割合も高く、五條市は樹園地面積が突出している。これは、五條市が柿の一大産地となっているためである。

甘柿のルーツと言われる「御所柿」は、市が発祥とされ、品質の高さを誇っており、東京、大阪の市場から高い評価を受けている。江戸時代には盛んに栽培され、極上の柿として幕府や宮中に献上されていたようであるが、栽培が難しいことから、他品種栽培に切り替えられて現在では殆ど残存していない。近年、その復興に向けた取り組みが展開されている。なお、「柿くへば鐘が鳴るなり法隆寺」(正岡子規)の句の「柿」は御所柿であるとされている。(奈良県公式HP記載事項引用)

<市の柿の生産>

品種	面積(ha)	甘/渋	出荷時期
刀根早生	4.0	渋	9月/下～10月/上
平核無	1.0	渋	10月/中～11月/初
富有	18.0	甘	10月/末～11月/末
御所	0.4	甘	11月/下～12月/上

【富有柿】



【御所柿】



出典：奈良県HP

3-4-2. 製造業

市の製造業は、事業所数、従業員数、製造品出荷額等において化学工業（製薬業）が中心となっている。これは、古くは市出身といわれる役行者に始まり、製薬業が古くからまちの産業として継続されてきたことによる。

平成27年度現在、市には14社の製薬会社がある。また、市内には奈良県薬事研究センターも設置されている。

＜市と薬産業の歴史＞

年号	大和クスリ概要
552年	◆仏教が渡来して間もなく漢方の医術と薬物が伝えられる。
562年	◆最初の医書が漢から伝えられた。
598年	◆厩戸皇子(後の聖徳太子)が「薬物は民を養う要物なり、厚くこれを蓄えるよう」と天皇に進言する。
611年	◆推古天皇が群臣を伴って奈良県宇陀地方に薬猟(くすりがり)をされる。これが生薬採取の最初とされる。
701年	◆文武天皇元年に大宝律令が制定された。医薬の制度が布かれ、その中には大学をおき、また典薬寮を設け、薬園師、薬園生の官がおかれ、学生の教育、研究が行われた。 ◆御所市茅原の吉祥草寺に生まれた役行者が、葛城山で修業し吉野に入って大峰山を開山した際、木皮(黄柏)のエキスを製造した施薬を行った。その製法は、洞川方面において家伝薬として残り、現在も大峰登山客に珍重されている。
753年	◆唐の名僧鑑真が来日の際、「奇効丸」と称する方剤を持参して施薬した。現在の「六神丸」や「清涼剤」はこの「奇効丸」にヒントを得たものとされている。
756年	◆光明皇后が聖武天皇四十九日法要で東大寺大仏に60種の薬を献納する。その目録が正倉院にあり、その内約40種類の薬が保存されており、今も効果を失っていない。
1336～1392年	◆薬が代価を決めて販売された。当時、朝廷の力が低下し寺院の経済も厳しくなり、再建や経営のために薬をその資としたようである。 ◆民間においても生計のために代価を決めて薬が販売され始めた。
1729年～	◆森野藤助が宇陀市大字陀に薬用植物園を造る。小石川植物園と並ぶ日本最古の史跡である。 ◆江戸時代に入って漢薬の需要は高まった。そして、中国の薬用植物の種苗を輸入する一方、国内での採取や栽培も盛んになった。 ◆特に八代将軍吉宗は、諸国に薬草栽培を奨励した。そのため、古くから薬草の栽培がおこなわれていた大和地方(奈良県)は重要な一地域となった。 ◆「大和誌」(1736年)によると、宇陀、高市、宇智、吉野など南大和の諸郡で地黄、当帰、人参、大黄などを産出すると記されている。
現代	◆製薬が盛んである背景は歴史的な要因だけではなく、地形や気象などの自然条件(盆地特有の寒暖差や十分な降水、積雪の少なさなど)が薬草栽培に好条件出あったことも大きな要因となっている。 ◆平成27年度現在、市には14社の製薬会社があり(奈良県全体:62社)、基幹産業としてまちづくりに寄与している。

出典：奈良県製薬協同組合 HP、一般社団法人奈良県薬剤師会 HP、

全国薬品工業株式会社 HP より引用作成

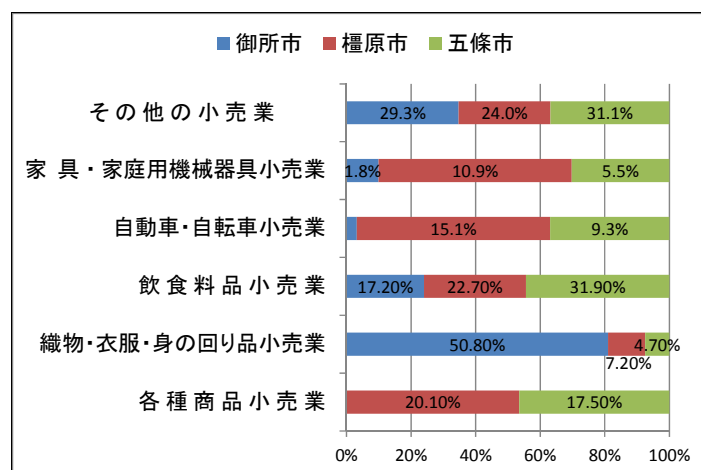
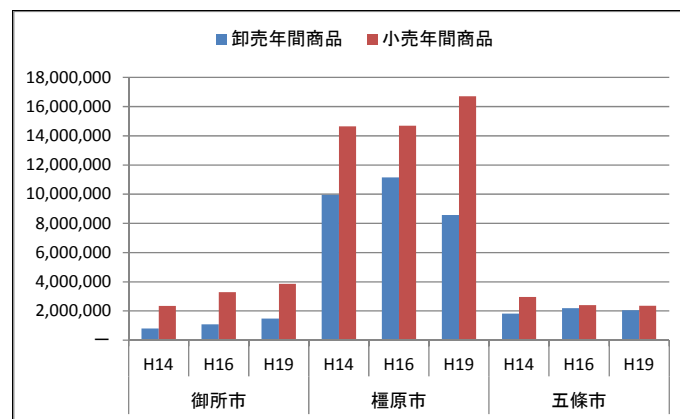
3-4-3. 商業

市の商業は、「織物・衣服・身の回り品小売業」が大きい。これは、市がサンダル履物の産地であることによる。なお、奈良県のサンダル生産は、御所市・葛城市・香芝市・桜井市・上牧町・王寺町・三郷町を中心に、日本有数の産地を形成している。

サンダル製造は、もとは農家の副業として営まれていた草履の製造が明治20年頃産業化され、昭和25年には草履にスポンジ底を組み合わせたものを開発されて以来、実用性に富んだ気軽な履物として開発され、発展してきている。なお、市産業振興センターは、「サンダル履物コンテスト」や「地場产品展示・即売会」を開催し、市内で生産される地場産品を中心に、県内のいろいろな地場産業産品を広く市民のみなさんにPRを行い、その製品を展示しながら、格安の値段で販売している。

一方で、市では「自動車・自転車小売業」や「各種商品小売業(百貨店、大手スーパー等)の事業所数、従業員、販売額ともに他市より低い。即ち、市では、非日常的、或いはまとまった買い物は市外の小売店で購買していることが想定される。

<上：年間販売額の推移、下：平成19年度販売額の業種別割合>



出典：奈良県 HP 奈良県統計年鑑（平成27年7月）

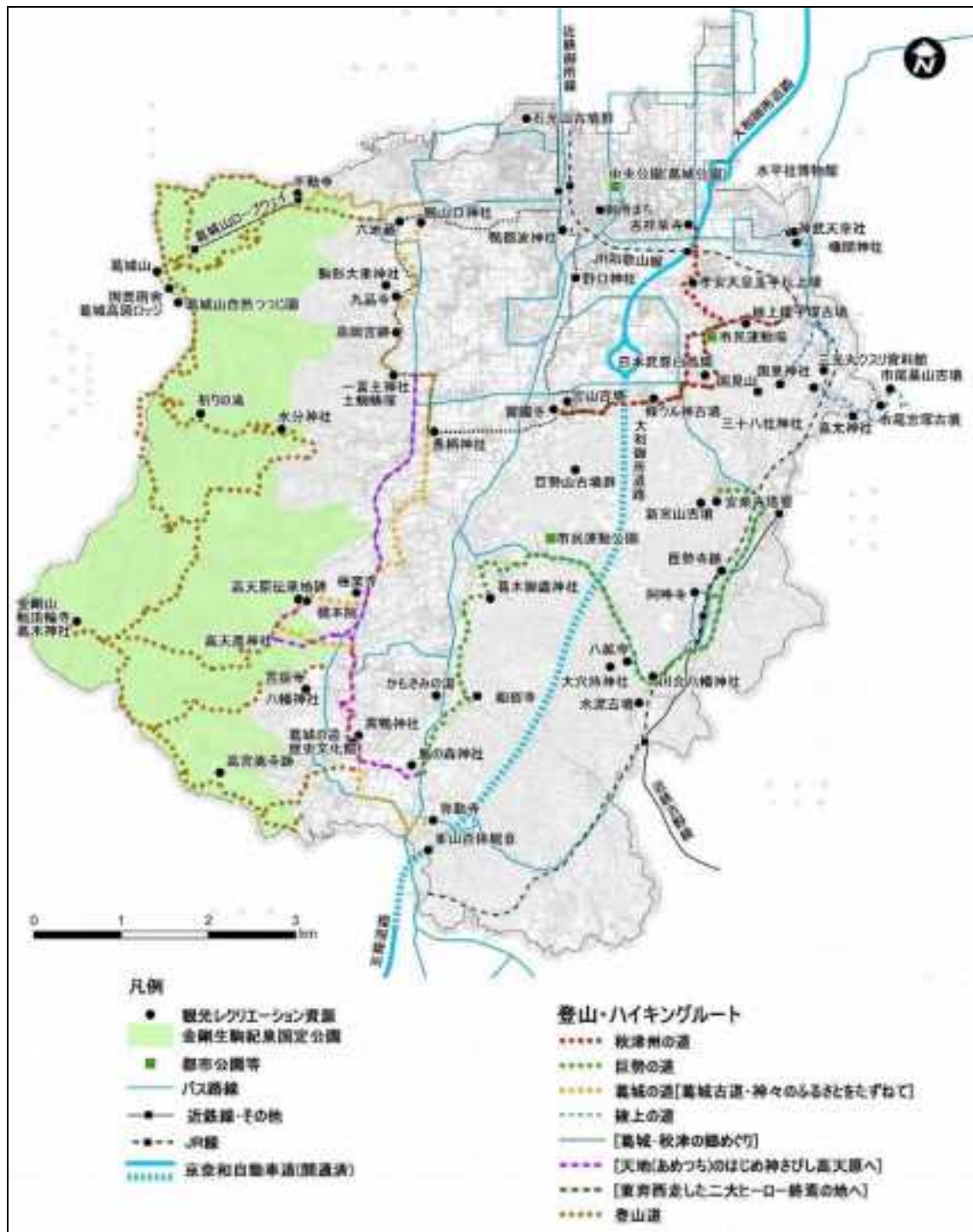
4. 観光及び地域振興等の現状

4-1. 観光資源及び観光施設の現状

4-1-1. 観光資源及び施設の分布状況

市には、金剛生駒紀泉国立公園内にある葛城山・金剛山に代表される豊かな自然と、市内全域に分布する数多くの遺跡や、古い歴史をもつ神社仏閣等の観光資源が点在している。

<観光・レクリエーション資源>



出典：秋津地区史跡整備基本計画(平成24年3月 市教育委員会)

4-1-2. 葛城山

市における主な観光地は、「葛城山」である。葛城山頂までにはロープウェイが整備され、山頂には市内唯一の宿泊施設である「葛城高原ロッジ」がある。これらの施設は、主に民間事業者である近鉄グループが担っている。

葛城高原ロッジの年間利用者は3,500人程度、ロープウェイは、年間利用者数が13.5万人程度ある。ロープウェイの利用傾向から、特に5月のツツジの季節に利用が集中（年間利用者数の6割程度）していることが確認できる。

過去20年間での利用者の推移を見ると、減少傾向にあり、近年では年間約13万人前後の利用者数となっている。

＜葛城山自然ツツジ園＞

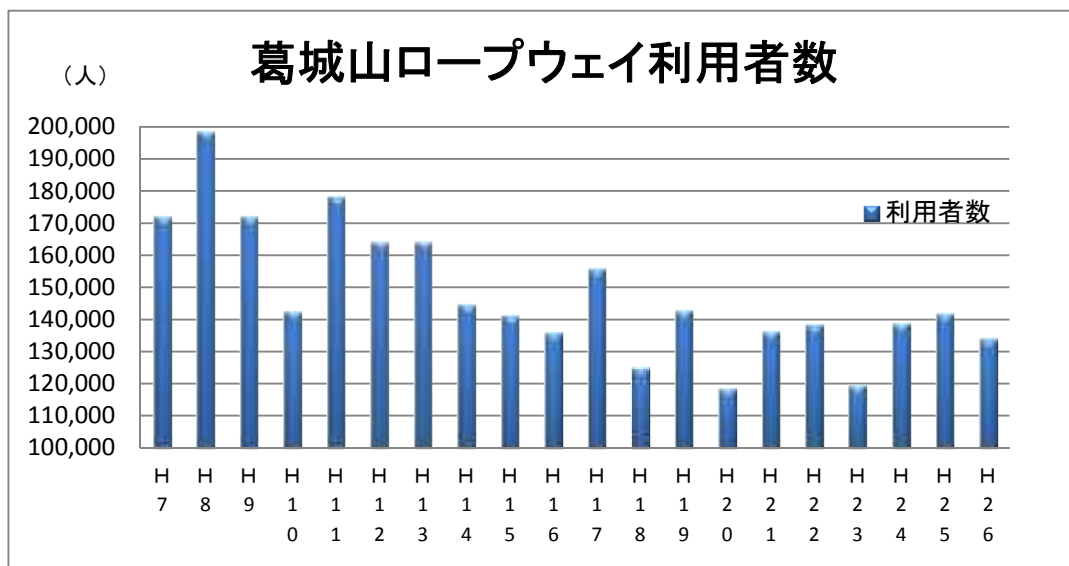


＜葛城山の利用状況（平成26年度）＞

観測地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
葛城高原ロッジ(宿泊)	311	599	119	295	385	154	244	373	311	243	161	232	3,427
葛城高原ロッジ(日帰り)	579	2,087	275	290	434	577	714	1,056	437	740	663	341	8,193
ロープウェイ利用者数	6,229	81,943	3,076	3,068	5,544	7,905	8,470	7,591	1,672	3,717	3,219	1,935	134,369
葛城山駐車場(市営)	823	3,407	573	511	726	1,119	976	1,004	307	414	381	295	10,536
葛城山駐車場(観光協会)	211	9,521	386	38	177	483	378	335	17	149	158	95	11,948

出典：市商工観光課資料

＜ロープウェイ利用者数の推移＞



出典：市商工観光課資料

4-1-3. 神社仏閣・古墳などの歴史資源

市域では縄文時代から人々の生活が営まれており、特に古墳時代以降の遺跡が数多く確認されている。市一帯は、『古事記』や『日本書紀』に数多く登場する葛城氏や巨勢氏の本拠地であり、葛城地域最大の前方後円墳である宮山古墳（国史跡）・巨勢山古墳群（国史跡）のほか、多数の重要な遺跡や社寺が数多く残されている。

なお、條ウル神古墳は、平成13年度に行った調査により巨大な横穴式石室と特異な家形石棺の存在が確認され、全国的な注目を集めた。しかし、諸般の事情により、その後の継続的な調査が行われていなかった。その後、平成23年度に「秋津地区史跡整備基本計画」を策定したことを機に、発掘調査を再開し、70m級の前方後円墳であることが明らかとなった。今後は国史跡に指定するための各種調整や整備事業を進める予定である。

<市における主な史跡及び重要文化財>

区分	名称	場所	所有者 又は管理者	指定年月日
国 指定 史跡	宮山古墳	室	御所市	1921(T10).3.3
	巨勢山古墳群	室ほか	御所市	2002(H14).12.19
	巨勢寺塔跡	古瀬	御所市	1927(S2).4.8
	高宮廃寺跡	鴨神	御所市	1927(S2).4.8
	金剛山	高天	葛城神社	1934(S9).3.13
	水泥古墳	古瀬	個人	1961(S36).7.6
重要 文化財	高鴨神社本殿	鴨神	高鴨神社	1902(M35).7.31
	安楽寺塔婆	稲宿	安楽寺	1961(S36).3.23
	中村家住宅	名柄	個人	1968(S43).4.25
	木造大日霊命坐像ほか	櫛羅	鴨山口神社	1949(S24).2.18
	木造阿弥陀如来坐像	檜原	九品寺	1949(S24).2.18

<左：宮山古墳、中：高鴨神社、右：條ウル神古墳石室>



出典：市観光 HP、市教育委員会

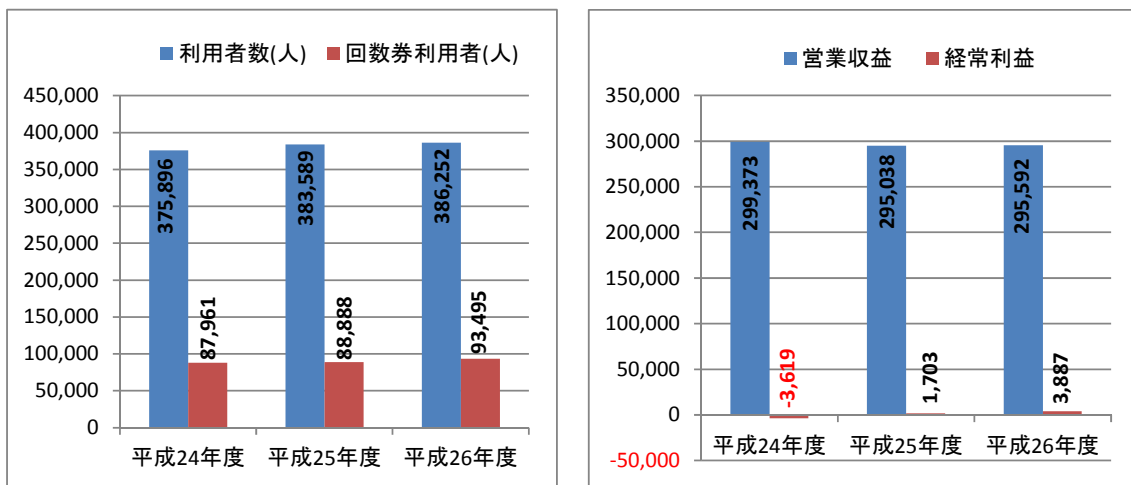
4-1-4. 温浴施設「かもきみの湯」

市には、観光地ではないが、年間約38万人の利用者がいる日帰り温浴施設の「かもきみの湯」が立地している。

当該施設は、市も構成団体である奈良県葛城地区清掃事務組合が事業母体となっている公的な施設である。なお、「かもきみの湯」に隣接して、し尿及び浄化槽汚泥処理を最新処理技術で行うアクアセンターがあり、し尿処理の仕組みや環境保全を楽しみながら学習できる展示ホールや大会議室等も併設している。

「かもきみの湯」は、指定管理者制度による管理運営が実施されている。

＜かもきみの湯利用者数、指定管理者収支＞



出典：市資料

4-1-5. 薬草・クスリに関する施設

市の施設ではないが、市内の地元企業である株式会社三光丸や田村薬品工業株式会社が、見学可能な薬草・クスリに関する施設を市内に設置している。また、市内には奈良県の薬事研究センターの薬用植物見本園がある。

なお、奈良県立御所実業高等学校は、全国的にも珍しい製薬系の学科として、薬品科学科を設置している。

<市内にある薬草・クスリに関する施設>

クスリの資料館 (株式会社三光丸)	<ul style="list-style-type: none"> ・御所市今住700番地の1 ・入館無料 ・薬に関する展示、薬づくり体験等
田村薬草園 (田村薬品工業株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・御所市西寺田50番地 ・見学は完全予約制。 ・約370種の薬草と約180種の薬木
薬事研究センター 薬用植物見本園 (奈良県)	<ul style="list-style-type: none"> ・御所市605番地の10 ・個人は予約不要。団体は要予約。 ・約200種類の薬用植物

出典：市観光HP

<三光丸クスリの資料館概要>



大和が日本の薬と医療の発展に果たした役割は、たいへん大きなものでした。古事記、日本書紀にも記された推古天皇の薬猟（くすりがり）や、修験者・役小角の薬草利用、奈良の寺院での薬づくりや薬草園整備、全国各地の人々に待たれた薬の配置販売など、いつもの時代でも、大和をおいて薬と薬草利用を語ることはできません。

三光丸クスリ資料館は、これら先人たちが残した薬草と配置薬のさまざまな知識と知恵を知ると共に、はるか元応年間から製造され、七百年にわたって暮らしのなかで愛され続けてきた三光丸を通じて、配置薬販売の歴史や実際を知ることのできるミュージアムです。見たり聞いたりするだけではなく、薬草の実物や薬づくりの道具にふれたり、薬づくりを体験したり・・・、五感すべてを使って、いろいろな角度から「大和の薬」をお楽しみいただけます。



出典：株式会社三光丸HP

4-1-6. その他観光関連施設

市内には、その他以下のような観光関連施設がある。

＜市内にあるその他観光関連施設＞

<p>葛城の道 歴史文化館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御所市鴨神1126番地 ・(財)日本ナショナルトラストの第1号のヘリテイジセンター ・葛城の道の休憩場所 ・休憩所(飲食施設)、地元文化財の展示室や集会所 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>郵便名柄館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御所市名柄326番地の1 ・郵便資料館、Tegami café(飲食施設) ・市や市民有志らが話し合っ再活用の計画を練り、市ゆかりの作家である堺屋太一氏からの寄附金等を受けて改修 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>水平社博物館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御所市柏原235番地の2 ・人権学習ができる常設展示 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

出典：市観光 HP

4-2. 観光の取り組み

4-2-1. 観光案内所の設置・運営

市は、近鉄御所駅前に観光案内所を1箇所設置している。

観光案内所では、市内外の観光パンフレットやイベントチラシを配布するなど、主に観光情報の発信を担っている。

<市観光案内所>

住所	御所市 180 番地 ※近鉄御所駅の改札を出て右
営業時間	8：00～13：00
定休日	水曜日
電話番号	なし ※お問合せは観光協会(0745-62-3346)まで
	

出典：市観光 HP

4-2-2. 観光 HP による情報発信

市では、市商工観光課と観光協会が連携し、ホームページによる観光情報や市内イベントの情報発信を行っている。

<市観光 HP>



出典：市観光 HP

4-2-3. 観光資源散策コースの設定・パンフレット作成など

市では、市内の自然や歴史文化資源を歩いて巡る登山やハイキングに力をいれており、各種コースの設定、パンフレットの作成・配布や市・観光協会のホームページでの紹介等を行っている。

これらハイキングコースは、奈良県のウェブサイト「歩く・なら」の推奨ルートでも取り上げられており、市が設定したコース以外にも、テーマ毎のモデルルートが紹介されている。

＜観光資源散策コース＞

	コース	距離・時間	主な経由地・見どころ
ハイキング	【葛城の道】 [葛城古道・神々のふるさとをたずねて]	約13km 約5～6時間	葛城山・鴨山口神社・九品寺・一言主神社・長柄神社・極楽寺・橋本院・高天彦神社・葛城の道歴史文化館・高鴨神社・峯山百体観音・かもきみの湯
	【巨勢の道】	約10km 約5～6時間	安楽寺塔婆・新宮山古墳・巨勢寺跡・阿吽寺・川合八幡神社・水尾古墳・大穴持神社・葛木御歳神社・船宿寺
	【秋津洲の道】 [うるわしき葛城の古道風景・秋津洲古道の道]	約11km 約3～4時間	御所まち・吉祥草寺・孝安天皇玉手丘上陵・掖上罐子塚古墳・日本武尊白鳥陵・條ウル神古墳・宮山古墳・野口神社・鴨都波神社 ([市尾墓山古墳・市尾宮塚古墳])
	【掖上の道】	約10km 約3～4時間	市尾墓山古墳・市尾宮塚古墳・嘉太神社・三光丸クスリ資料館・国見山・国見神社・嘸間神社・神武天皇社・水平社博物館
	[葛城・秋津の郷めぐり]	約11km 約3～4時間	鴨山口神社・六地藏・駒形大重神社・九品寺・高丘宮跡・一言主神社・長柄神社・寶國寺・宮山古墳・野口神社・鴨都波神社
	【御所まち】 江戸時代からある町屋の街並みが残ったエリアの散策	約3km 約1～1.5時間	商家が軒を連ねる西御所～寺を中心に町が造られた東御所高礼場・太神宮・背割り下水と環濠・円照寺 白壁/黒壁・うだつ・煙り出し・虫籠窓・格子等の町屋様式
	【“天地(あめつち)のはじめ”神さびし高天原へ(記紀・万葉でたどる奈良)】	約6km 約2～3時間	葛城古道周辺ルート 風の森神社・高鴨神社・高天彦神社・高天原伝承地(碑)・一言主神社
	[東奔西走した二大ヒーロー終焉の地へ(記紀・万葉でたどる奈良)]	約4.5km 約1～2時間	宮山古墳周辺ルート 掖上罐子塚古墳・日本武尊白鳥陵・巨勢山古墳群・宮山古墳
トレッキング	葛城山	約3～4km 約1～2時間	北尾根コース：葛城登山口駅・ダイヤモンドトレール分岐点・葛城山自然研究路・葛城山 櫛羅の滝コース：葛城登山口駅・櫛羅の滝・石碑大阪開通講・葛城山
	金剛山	約2.6km 約1～2時間	高天彦神社・高天ノ滝・一ノ鳥居・葛木神社・転法輪寺・社務所・国見城跡
	国見山	約1.6km 約1時間	国見神社・展望台・山頂

(【】は御所市・観光協会が設定したコース名。[]は奈良県「歩く・なら」サイトのコース名)

出典：秋津地区史跡整備基本計画(平成24年3月 市教育委員会)より引用作成

4-2-4. 観光ボランティアガイド

観光ボランティアガイドの会が、希望者への市推奨ハイキングコース(葛城の道、巨勢の道、秋津洲の道)やボランティアガイド推奨コース(葛城・秋津の郷めぐり)の案内を行っている。

その他、市内観光事業の応援、他のボランティア団体との交流促進も行っている。

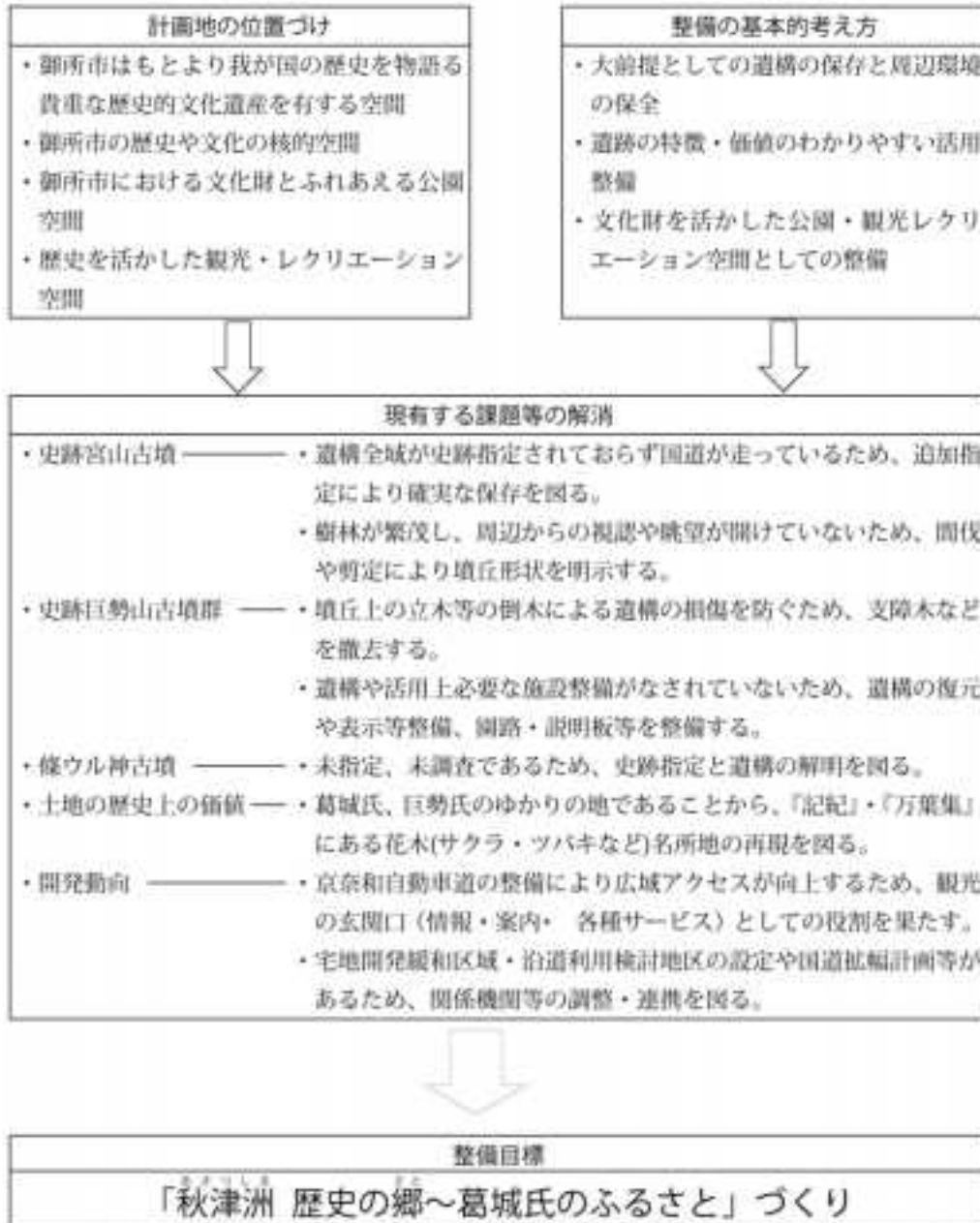


4-2-5. 「秋津地区史跡整備基本計画」の策定

市の秋津地区に位置する史跡宮山古墳、史跡巨勢山古墳群、條ウル神古墳は、其々の時代背景を代表する古墳、古墳群として評価され、規模的にも全国的にも最大級の形状を有している。

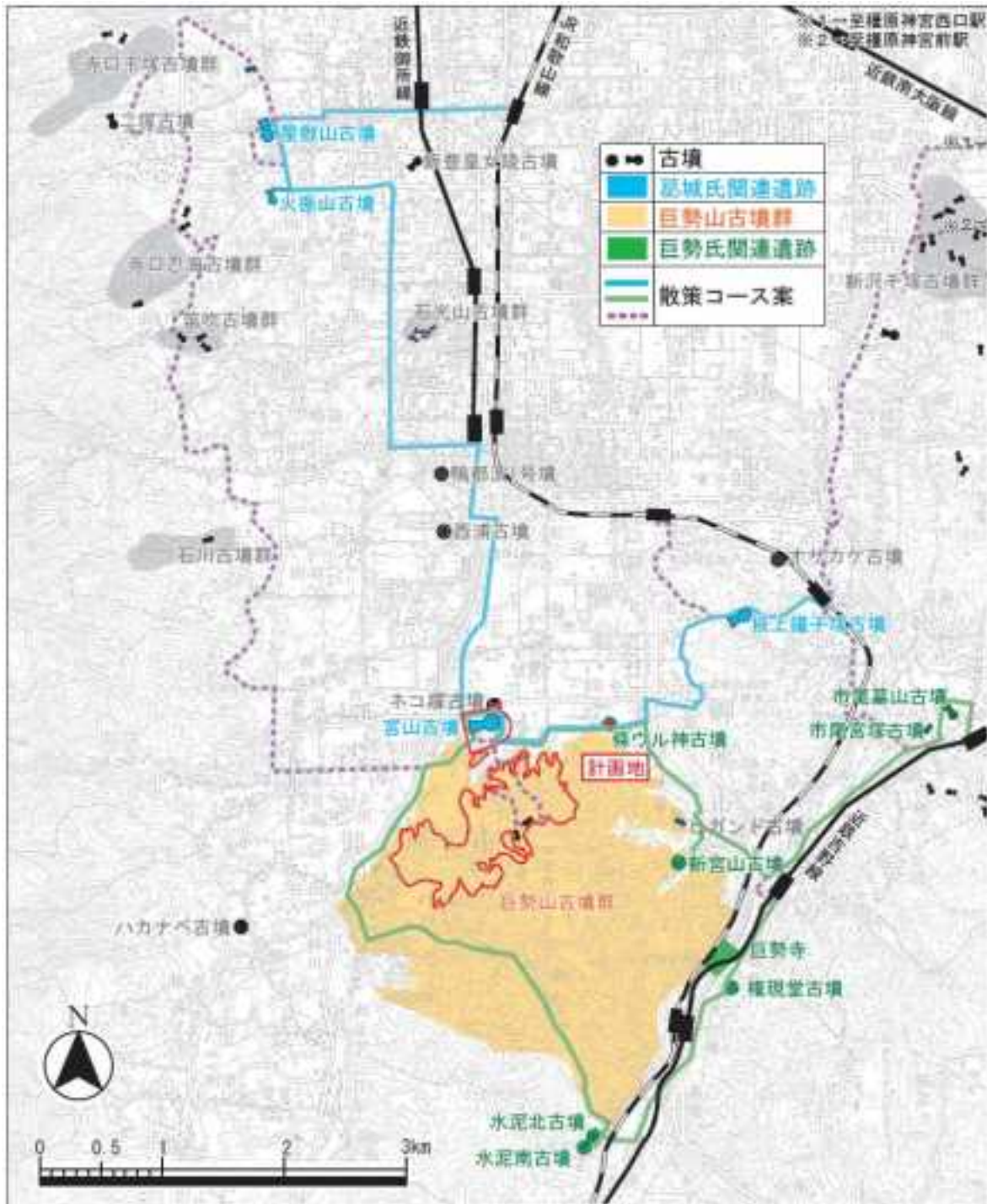
市では、これらの資源を活用するための整備基本計画として、平成24年3月に「秋津地区史跡整備基本計画」を策定している。

＜整備目標＞



出典：秋津地区史跡整備基本計画(平成24年3月 市教育委員会)

<計画地及び周辺古墳等ネットワーク動線案>



出典：秋津地区史跡整備基本計画(平成 24 年 3 月 市教育委員会)

＜導入想定施設＞

施設区分	名称等	内容	
遺構整備施設	墳丘形態	墳丘形態の復元、修復、表示等整備	
	外表施設	葺石	復元整備や葺石遺構の展示施設
		埴輪	復元レプリカの設置や樹立位置の露出表示
	主体部	石室・石棺	遺構の展示施設としての整備やレプリカの設置、あるいは位置・規模形状の平面的表示
		墓壇	位置・規模・形状の平面的もしくは半立体的整備
副葬品		レプリカの設置や写真による表示	
学習・案内施設	歴史博物館（仮称） ガイダンス施設	史跡宮山古墳、史跡巨勢山古墳群、條ウル神古墳などの築造の背景と遺跡内容・特徴・他の古墳との比較についての解説(解説は映像と音響設備を利用したわかり易い手法を用いる) 遺物の展示・収蔵室、研修室、案内コーナー、休憩コーナー、便所等	
	縮小模型	史跡宮山古墳などの古墳・古墳群や周辺地形などの縮小模型	
	案内板・説明板	周辺諸施設を含む案内板や整備された遺構の説明板	
園路広場施設	園路	見学用園路(適宜階段設置)、管理用園路	
	学習体験広場	野外での学習や歴史体験が可能な広場	
	展望広場	良好な眺望や休息が可能な広場	
休養施設	アズマヤ、ベンチ等	来訪者の休息等のための施設	
便益施設	便所、駐車場等	来訪者の便益性向上のための施設	
安全管理施設	法面保護施設	土砂崩落防止等、防災上の施設	
	柵・車止等	安全管理上必要な施設	
修景施設	植栽	修景上必要な植栽等	
	林相改良	史跡巨勢山古墳群等の既存木（人工林）の伐採と郷土樹種・いわれのある樹種などの導入	
ネットワーク施設等	ネットワーク道路	道標、サイン等を有する道路	
	情報案内所	ガイドブック、パンフレット等提供	
	道の駅	地場産品展示・販売等	

出典：秋津地区史跡整備基本計画(平成24年3月 市教育委員会)

4-3. 地域振興等の取り組み

4-3-1. グルメコンテストによる地域振興

平成25年度に開催された市制施行55周年記念事業に併せて、「葛城の峯G級グルメコンテスト」が開催された。これは、御所のブランドとなりうる食文化、ご当地グルメをみんなで楽しみながら発信することが市の活力になり、市の継続的な発展へと繋がることを目的に市民の手により開催された。

<葛城の峯G級グルメコンテスト>



平成25年12月1日（日）、葛城公園周辺にて開催し約1半人の来場者で大いに盛り上がりました。出店者のみなさん、素晴らしいグルメを出品いただき、本当にありがとうございました！

* コンテスト結果発表 *		
部門	料理名	出店者
★ 最優秀賞 ★		
フリー部門	精の宮特製らーめん	精の宮高校学生会部
★ 優秀賞 ★		
平部門	ヘルシーかもちもコロック	浜路上支店加工部
水部門	古代米サコライス	ラッパなかつ
フリー部門	ごーせい山かけいなり	シーナ
★ 賞状賞有り賞 ★		
平部門	精の宮のは (ブティックケーキ)	水こり屋

ふるさと御所の誇りが、また増えました！
今後、いろいろな場面で登場してくれるかもしれませんね♪
みんなに愛されるグルメになりまそうに・・・

出典：市 HP

4-3-2. ラグビーによる地域振興

御所ラグビーフェスティバルは、毎年夏休みに全国から高校ラグーマンが集結するイベントである。全国高校大会で準優勝経験のある御所実業高等学校が主催している。

地元住民も有志による草の根活動によって、運営支援や宿泊所を提供しており、「おもてなし、地域活性化のモデル」になりつつある。

なお、市は現在、葛城市並びに五條市と協力して、ラグビーワールドカップ、東京オリンピックのキャンプ地として立候補している。その機運醸成を目指し、奈良県産の農産物やその加工品、木工品などのPR及び御所駅から商店街にかけての賑わいづくりを行う「Go-Sayラグビーマルシェ」を奈良県と連携して開催している。

4-3-3. 祭り

市では、年に1度、11月に市内の中心部であり、江戸から昭和初期に建てられた町家が百数十軒残っている「御所まち」を中心として「霜月祭(そうげつさい)」が市民の手により開催される。

当日は、数多くの町家で所蔵する歴史資料・芸術作品や当時を偲ばせる生活用品などを一般公開する「町家ミュージアム」や鴨都波神社での「狂言の夕べ」、ミニ行燈を並べた「まち灯り物語」など、様々なイベントが開催される。

「山伏おねり」では、近鉄御所駅前から修験道の開祖・役行者(えんのぎょうじゃ)生誕の地吉祥草寺に向けて、全国から集まった山伏衆がほら貝を吹きながら御所まちを練り歩く。

なお、市内には霜月祭以外にも、各地で祭りがある。

<左：御所まち、右：まち灯り物語>



出典：近畿風景街道協議会事務局 HP、奈良県 HP

<左：山伏おねり、右：とんど(吉祥草寺)>



出典：近畿風景街道協議会事務局 HP

第2節 観光拠点の整備内容の検討

本節では、前節までの計画条件の整理を踏まえて、今後整備を予定する観光拠点の整備内容の検討を行う。

1. 観光拠点構想（案）の設定

1-1. 今後の市観光における課題

市には、葛城山・金剛山の自然資源、葛城山・金剛山そのものやその山麓から見る奈良盆地といった景観的資源、古墳群や神社仏閣などの歴史資源、地域に根差した製菓業など、観光による地域創生を行うための様々な資源がある。

また、京奈和自動車道が開通するなど、広域的な交通アクセスの向上という変化もある中で、観光における課題を以下に示す。

1-1-1. 京奈和自動車道の開通と情報発信

今後、京奈和道が阪和道と繋がり、関西国際空港・和歌山方面等から奈良市内までの交通アクセスが飛躍的に向上する中、現状のままでは素通りされるだけになってしまう恐れがある。

しかし、市には御所南 PA（※京奈和自動車道では PA の設置は、和歌山県のかつらぎ西 PA と御所南 PA の 2 か所のみ）が開設する予定であり、市外の多くの道路利用者がここで休憩する需要が発生する。市にある様々な観光資源を外部の方に知ってもらい、訪問してもらうためには、その場において、市の観光情報を発信していく必要がある。

また、現状で実施している観光 HP や近鉄駅前の観光案内所、葛城山で観光事業を運営する近鉄グループにおける近鉄沿線でのポスター掲示などの周知についても、今後の継続・強化を行う必要がある。

1-1-2. 観光による地域創生の拠点施設の整備

市には、金剛山・葛城山、神社仏閣、古墳、民間資料館などの観光資源が存在する。これまでも散策ルートを設定し、パンフレットを配布しているが、観光資源紹介にとどまっている。観光により地域創生を行うためには、地域に継続的した雇用を生み出す観光産業として、経済的な仕組みを構築する必要がある。

「道の駅」は、元々、ドライバーの休憩施設として生まれたが、「まち」の特産物や観光資源を活かして「ひと」を呼び、地域に「しごと」を生み出す核へと独自に進化している。国土交通省では、「道の駅」を地域創生の拠点とする先駆的な取組をモデル箇所として選定し、関係機関が連携して総合的に支援する取り組みを行っている。

また、御所南 PA 周辺には、日本最大級の巨勢山古墳群や條ウル神古墳の石室など、明日香村の石舞台に匹敵する歴史資源があるが、整備が進んでいないため、観光資源としては活用しきれていないのが現状である。

今後、京奈和自動車道の開通により、自動車での交通事情が変化する中、より広域からの利用者を受け入れ、市内各所の観光資源を結びつけ、地域創生の拠点となりうる観

光拠点を整備する必要がある。

1-1-3. 日帰り観光だけではない多様な観光体験の創出

現在の市の観光は、葛城山や市内の散策、かもきみの湯なども、車若しくは近鉄御所駅からバスで訪れ、そのまま帰ってしまう日帰り客が圧倒的に多い。

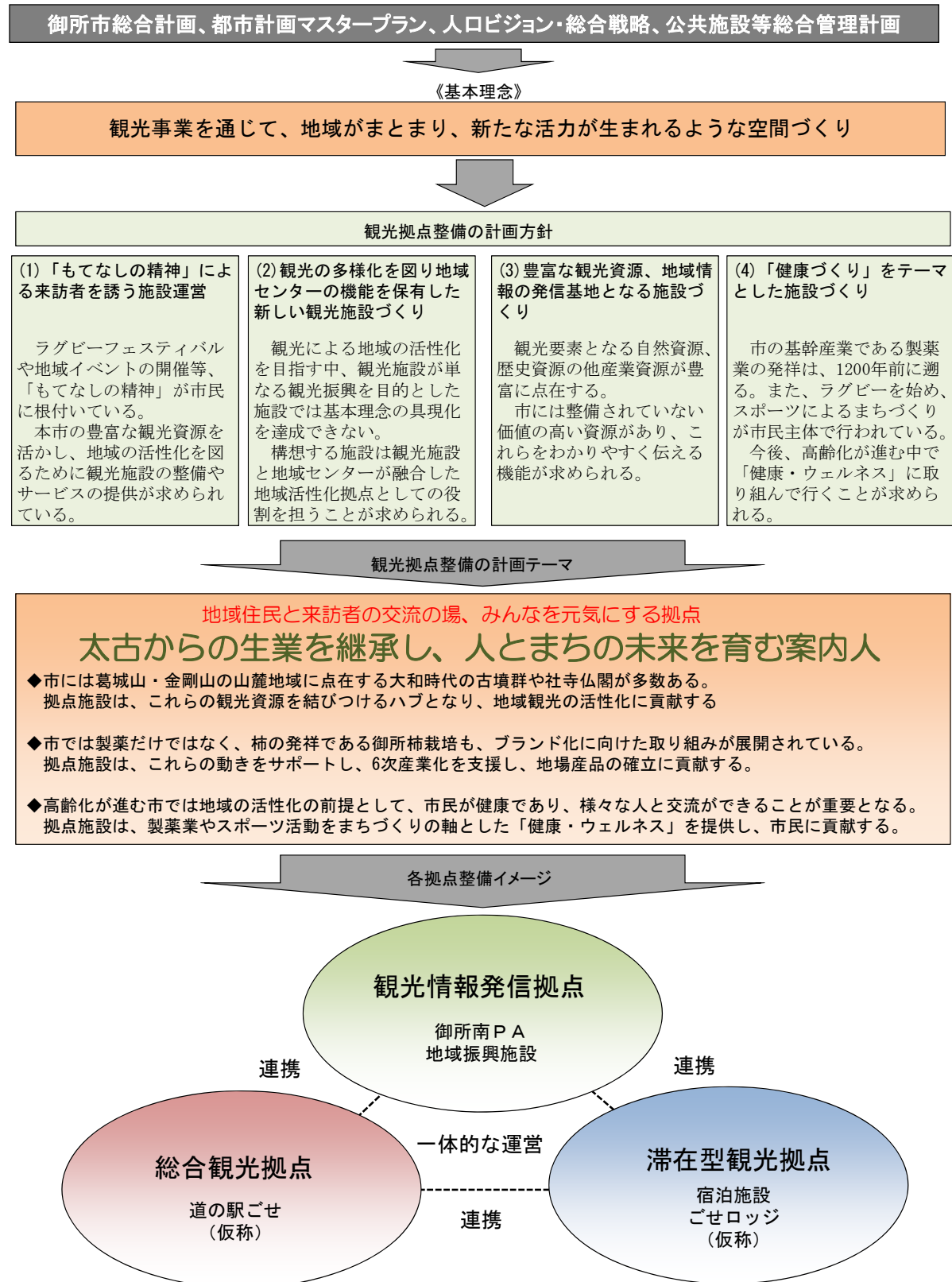
宿泊を伴う滞在型観光は、市内唯一の宿泊施設である葛城山上の葛城高原ロッジで、年3,500人程度である。市内には体験型などの観光も特になく、宿泊需要も特に掘り起こされていないことから滞在型観光が少ないのが現状である。

また、市では御所実業高等学校へのラグビー合宿や練習などで、市外から多くの高校生やその家族が訪問するが、市内には葛城山上の葛城高原ロッジ以外に宿泊施設が無いため、市外の宿泊施設に宿泊する状況にある。

1-2. 整備計画方針、テーマ（案）

今後の市観光における課題を踏まえ、設定した観光拠点整備の基本方針、計画テーマを以下に示す。

＜観光拠点の整備計画方針、テーマ（案）＞

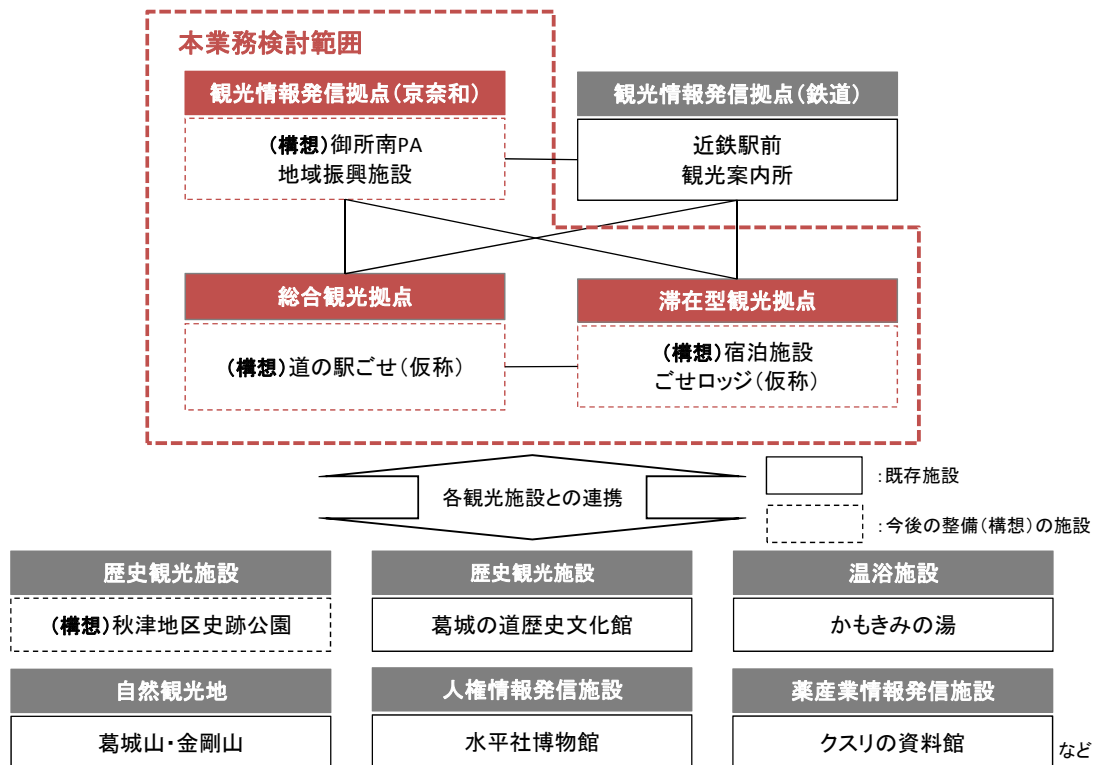


1-3. 観光拠点構想（案）

整備方針及びテーマを踏まえ、市における観光拠点構想（案）を以下に示す。

今後、京奈和自動車道の開通を踏まえて、観光を核とした地域振興に取り組むに当たり、特に道の駅を「総合観光拠点」として位置付け、各施設を連携させることで、地域全体での観光振興を図る。

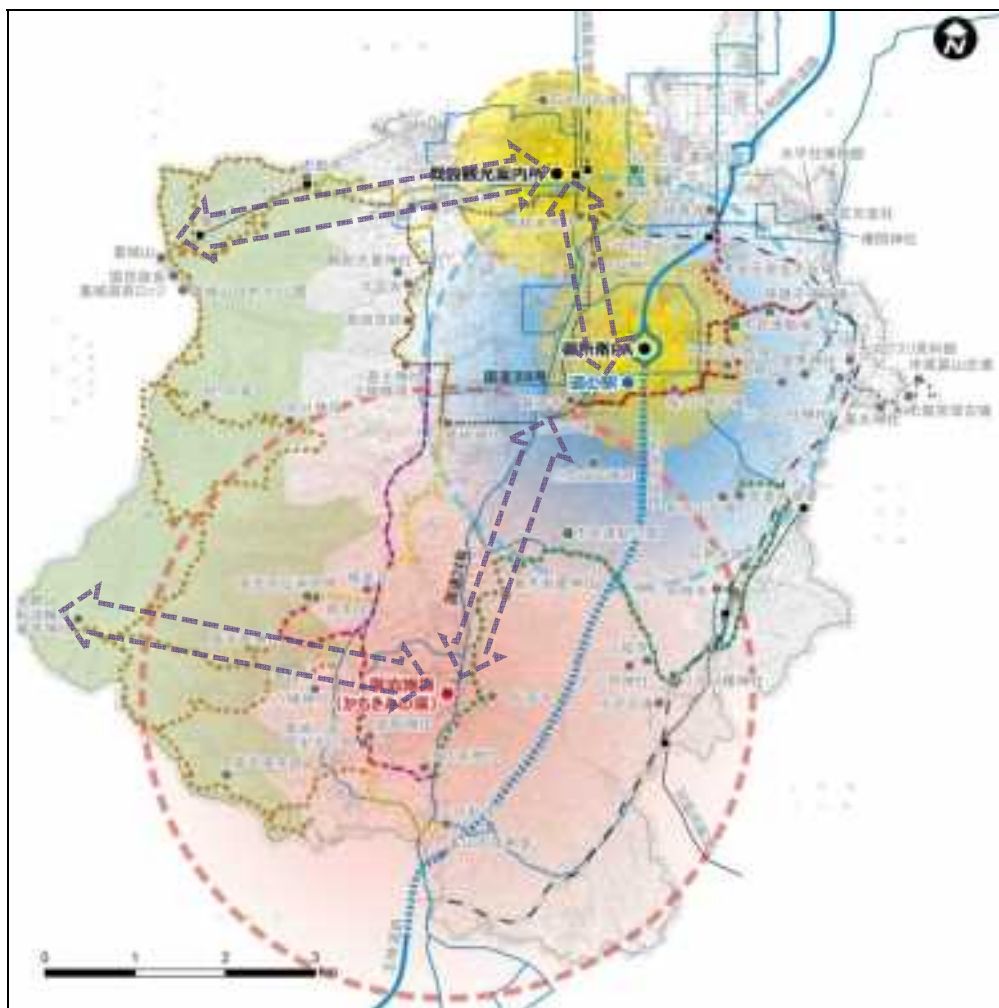
<市の観光拠点構想（案）>



<観光拠点施設の位置付け（案）>

拠点施設	位置づけ	ターゲット	役割・導入機能
御所南 PA 地域振興施設	観光情報発信拠点 (京奈和自動車道 の利用者向け)	京奈和自動車 の利用者、国 道 309 号の利 用者	■観光のゲートウェイとして利用者を誘う ・観光情報発信機能（市の観光情報等） ・物販、飲食、休憩、道路情報発信機能
道の駅ごせ (仮称)	総合観光拠点 (主に日帰り)	本市日帰り来 訪者、地域住 民	■観光振興及び地域を支える ・総合観光案内機能 ・地域センター機能 ・物販、飲食、休憩機能
宿泊施設 ごせロッジ (仮称)	滞在型観光拠点	本市滞在来訪 者	■交流・対流促進型観光を創出する ・宿泊、交流、管理機能
【参考】 近鉄駅前 観光案内所	観光情報発信拠点 (近鉄電車の利用 者向け)	近鉄電車の利 用者	・主に電車利用の来訪者に対して、観光施設情報、イベント情報を提供する。

< 観光拠点構想（案）における各拠点位置図 >



1-4. 観光拠点施設の一体的運営（連携）の狙いと効果

観光拠点施設は、各施設が単独に運営されるのではなく、一体的に運営がなされることを想定する。一体的に統括運営することによって、経営資源（人・モノ・情報・資金）を3施設が共有し、相乗効果が発揮されることで、以下のような効果を期待する。

＜観光拠点施設の一体的運営（連携）の狙いと効果＞

狙い		効果
1	経営の合理化	3施設を一体的に統括運営することによって連結企業体として経営資源（人・モノ・情報・資金）を共有することで経営の合理化が図られ、経営基盤の強化が進み、競争力・収益力を意識した質の高い経営を目指すことができる。
2	経営の効率化	施設間での効率化指標（業務に対しての人の配置（人件費、従業員数など）の割合、売上高に対しての家賃負担割合、仕入割合、配送費の割合、全就業時間に対してのある作業時間の割合）を設けることで運営状況の現状分析が可能となり、課題を発見し全体最適に向けた効率的な経営を図ることができる。
3	シナジー効果	連結企業体として統括運営することで経営の合理化により、コスト、販売、管理、投資の4つの点からシナジー効果が期待できる。
		コスト 物品等の共同調達による調達コストの低減や物流網の共有化を通じた物流コストの低減等が図れる。
		販売 ブランド、販売促進、販売・流通チャネルなどを共通利用できる。
		管理 人的資源、物的資源、情報、コスト等経営資源の管理の合理化が図れる。
投資 設備更新や新商品共同開発の開発コストの低減等、投資的経費の低減によって経費が節減できる。		
4	緊急事態対応 早期事業継続	自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、3施設が連携することで資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とすることができる。

2. 道の駅ごせ（仮称）の導入機能の検討

2-1. 道の駅の概要

2-1-1. 道の駅とは

「道の駅」は、道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを地域の創意工夫により提供する施設である。

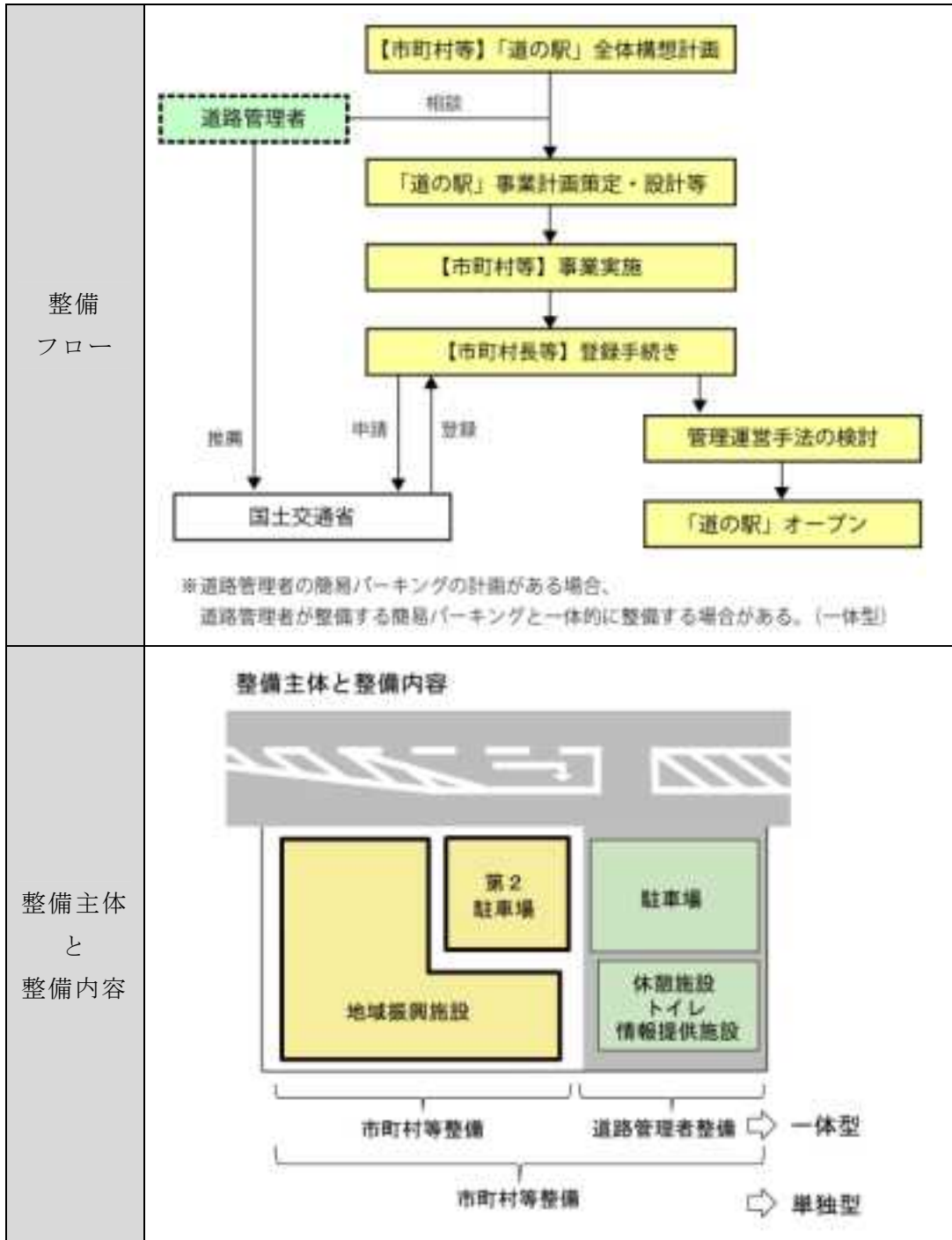
平成5年4月に全国103駅が登録されて以降、全国各地に広がり、平成27年11月5日までに1,079駅が登録され、売上高は大手コンビニチェーン並の規模となっている。

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供 ・地域の振興に寄与
<p>基本 コンセプト</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f9cb9c;">休憩機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #c6e0b4;">情報発信機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #a1c4c9;">地域連携機能</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>・24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ</p> <p>・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供</p> <p>・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> </div> </div>
<p>施設 イメージ</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>駐車場、トイレ、情報提供施設、休憩施設</p> <p>※道路管理者又は市町村等で整備</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>地域振興施設</p> <p>(文化教養施設、観光レクリエーション施設など)</p> <p>※市町村等が整備</p> </div> </div>

出典：国土交通省道の駅 HP

2-1-2. 整備・登録方法

- ・「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置・登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録する。
- ・整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類がある。



出典：国土交通省道の駅 HP

2-1-3. 登録要件

「道の駅」の登録要件は、以下のとおりである。

<「道の駅」登録要件>

設置位置	イ. 休憩施設としての利用しやすさや、「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置にあること
施設構成	<p>ロ. 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場※1と清潔な便所※2を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化※3が図られていること</p> <p>ハ. 利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナー※4があるもの(以下「案内・サービス施設」という。)が備わっていること</p> <p>※1: 十分な容量の駐車場とは、交通量・立地条件・施設内容等に応じて利用需要に対応できると認められるもので、駐車台数概ね20台(大型車用は2台分に換算)以上のものとする。</p> <p>※2: 十分な容量をもつ清潔な便所とは、水洗式便所で駐車場の規模に応じて利用需要に対応できると認められるもので、便器数が概ね10器以上のものとする。</p> <p>※3: 駐車場と便所間を結ぶ主要な歩行経路(以下「歩行経路」という)のバリアフリー化については、登録済みの「道の駅」においても早急にバリアフリー化を図ること。また、歩行経路以外についても、バリアフリー化に極力努めること。</p> <p>※4: 案内・サービス施設は駐車場から徒歩で2~3分以内に位置しており、一体的に利用可能であること。</p>
提供サービス	<p>ニ. 駐車場・便所・電話は24時間利用可能であること</p> <p>ホ. 案内・サービス施設には、原則として案内員を配置し、親切な情報提供がなされること</p>
設置者	ヘ. 案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的な団体(以下「市町村等」という。)であること。なお、案内・サービス施設の管理または運営を市町村等以外のものが行う場合は、契約等により「道の駅」として必要なサービスが確保されるよう措置されていること
その他配慮事項	<p>ト. 女性・年少者・高齢者・身障者など様々な人の使いやすさに配慮されていること</p> <p>チ. 施設計画は景観に十分配慮し、特に景勝地にあつては、地域の優れた景観を損なうことのないよう計画されていること</p>

出典:「道の駅」登録・案内要綱

2-1-4. 重点「道の駅」制度の概要

国土交通省では、重点「道の駅」制度を創設し、優れた「道の駅」を関係機関と連携して重点支援する取り組みを実施している。

<想定される主な支援メニュー>

観光庁	地域経済循環創進事業交付金	国土交通省	社会資本整備総合交付金 <small>(国庫補助、市町村国庫、公庫補助、住宅補助、住環境の整備関係等)</small>
	都市農村共生・対立緩和対策交付金		集落活性化推進事業
	中山間地域整備立体的なまちづくり、集落基盤整備事業・中山間地域総合整備事業		河川環境整備事業
	中山間地域活性化プロジェクト支援交付金		直轄道路事業
	6次産業化ネットワーカー活動交付金		みなとオアシス制度
農林水産省	森林集約の促進と林業の持続可能な発展を促すための林業の発展の促進に関する事業	観光庁	地域観光環境改善事業
	区域水産物流通促進事業		観光地域ブランド確立支援事業
	産地水産物強化支援事業（強い水産物づくり交付金）		
	産地漁業再生支援交付金		
経済産業省	次世代自動車充電インフラ整備促進事業		
	地域エネルギー供給拠点整備事業		
	ふるさと名産応援事業		

出典：「道の駅」による地方創生拠点の形成（平成 26 年 8 月 28 日 国土交通省道路局）

2-1-5. 道の駅の利点と留意点

道の駅の利点と留意点は、以下のとおりである。

<道の駅の利点と留意点>

利点	留意点
①「道の駅」は一定水準以上のサービスが提供できる施設のみに指定されるため、その施設に対する一定の評価を得たことになる。	①類似施設（県内の他の「道の駅」やコンビニエンスストア等）と競合関係になる可能性がある。
②ドライバーの休憩に必要な駐車場は、一体型として整備した場合は道路管理者が用地を取得し整備される。	②駐車場やトイレは 24 時間開放が求められることから施設内及び周辺住宅地の防犯対策等が必要になる。
③「道の駅」スタンプラリーなどが実施されているため、新たな需要層の掘り起こしが可能となる。	③飲食・物販など運営の比重が高いため、施設整備だけではなく経営的能力が求められる。
④「道の駅」は既に全国的にその名称が知れ渡っており、宣伝効果が高い。	
⑤地域創生の拠点として国等から各種支援が受けられる可能性がある。	

2-1-6. 奈良県下の道の駅

(1) 一覧

奈良県下には、12箇所の道の駅が運営され、2箇所の整備計画がある。

＜奈良県下の道の駅＞

No	状態	駅名	所在地	路線名	備考
奈01	供用中	吉野路 大塔	五條市	国道 168 号	
奈02	供用中	吉野路 上北山	上北山村	国道 169 号	
奈03	供用中	杉の湯 川上	川上村	国道 169 号	
奈04	供用中	吉野路 黒滝	黒滝村	国道 309 号	
奈05	供用中	ふたかみパーク 當麻	葛城市	国道 165 号	
奈06	供用中	宇陀路 大宇陀	宇陀市	国道 166 号 /国道 370 号	
奈07	供用中	十津川郷	十津川村	国道 168 号	
奈08	供用中	宇陀路 室生	宇陀市	国道 165 号	重点「道の駅」候補
奈09	供用中	針 T・R・S	奈良市	国道 25 号	
奈10	供用中	大和路 へぐり	平群町	国道 168 号	
奈11	供用中	吉野路 大淀 i センター	大淀町	国道 169 号	
奈12	供用中	伊勢本街道 御杖	御杖村	国道 368 号 /国道 369 号	
奈13	H28 秋 予定	(仮称) かつらぎ	葛城市	国道 166 号	重点「道の駅」候補
奈14	H30 予定	(仮称) たわらもと	田原本町	国道 24 号	重点「道の駅」候補：



(2) 重点「道の駅」における機能整理

奈良県下の14施設の内、3施設が重点「道の駅」に指定されている。

これらの施設では、それぞれに特色があるが、駐車場・トイレ・道路情報発信等の基本的な機能以外に、概ね以下のような地域特有の機能を有している。

(地域振興) 地元特産品の販売・6次産業化支援、物販等の起業支援

(観光) 歴史・観光学習施設、体験型観光施設

(その他) 広場、無線LAN、EV充電器、バス停の設置など

<奈良県下の重点「道の駅」の概要>

駅名	区分・設置者等	特色
かつらぎ (仮称)	地域センター型 葛城市 H28 開設予定 単独型 国道 166 号	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジショップ（直売所、加工所、地元新規起業家発掘のための出店スペース設置） ・地元特産品の6次産業化支援 ・無線LAN、EV充電器の設置 ・市内循環バス停留所の設置 ・広場スペースの設置（イベント広場、多目的広場、交流広場）
たわらもと (仮称)	ゲートウェイ型 田原本町 H30 開設予定 一体型 国道 24 号	<ul style="list-style-type: none"> ・国史跡公園に隣接 ・観光の広域案内機能 ・歴史体験学習のための多目的室 ・産業振興のための物販・飲食施設 ・無線LAN、EV充電器の設置 ・防災対応機能（雨水貯浸透施設、備蓄倉庫等）
宇陀路 大宇陀	地域センター型 宇陀市 既設（H9） 一体型 国道 166・370 号	<ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区「宇陀松山地区」に隣接 ・薬草加工施設・直売所の設置（6次産業化） ・体験工房（酒蔵）の整備 ・遊歩道（宇陀川）の整備 ・道の駅「針テラス」と連携

2-2. 整備方針

観光拠点構想（案）を踏まえて、道の駅ごせ（仮称）の整備方針を以下に設定した。

＜観光拠点施設の位置付け（案）再掲＞

拠点施設	位置づけ	ターゲット	役割・導入機能
道の駅ごせ （仮称）	総合観光拠点 （主に日帰り）	本市日帰り来 訪者、地域住 民	■観光振興及び地域を支える ・総合観光案内機能 ・地域センター機能 ・物販、飲食、休憩機能

2-2-1. ターゲットの設定

- ①道の駅は、地域住民と来訪者の交流の場と位置づける。「もてなしの精神」で来訪者を迎え、交流を図り様々な情報を交換することにより活性化を図る。従って、全ての地域住民、来訪者をターゲットとする。
- ②近年では、旅行先での人や自然、風土との触れ合いや体験を楽しむニューツーリズムや、女性の小グループによる自分たちだけのメニューで旅行する「ことりっぷ」が注目されており、これらをリードするのは女性であることから、女性に対する「もてなし」を重視したサービスを展開する。（※「ことりっぷ」：旅行ガイドブックのシリーズ名。「co(小さい)+Ttip(旅)」であり、働く女性が週末に行く2泊3日旅行をモデルケースにしている。）
- ③市は、周辺自治体より高齢化が進んでおり、まちづくりにおいて高齢者の健康は課題である。既存の福祉施設や老人憩いの家等は老朽化等で安全な利用が懸念されている施設が生じ、円滑な利用が困難な状況になっている。道の駅では、既存福祉施設や老人憩いの家の機能を補完し、高齢者の心身の健康維持、体力増進を図る施設を併設する。

2-2-2. 施設配置

- ①建築施設は、分散配置させることなくコンパクトに集約して配置する。
- ②通過車両に対して計画対象地の賑わいを演出し、施設自体が沿道の指標となるデザインとするが、周辺農地景観や山並み景観を最大限に活かすことを前提とする。
- ③道の駅としての指定も考慮し、施設の配置を検討する。

2-2-3. 人動線

- ①身障者トイレは、雨天時も円滑に利用できるように、また情報発信施設は利用しやすいような位置に配置する。また、トイレ利用者が円滑に施設内に入り出ることができる動線を確保する。
- ②地域の特産物をはじめとする物産施設やレストランなどは一体的な配置とするなど、来訪者が施設を利用しやすい動線計画とする。
- ③ユニバーサルデザインに対応する動線形態とする。

2-2-4. 建築施設

- ①初期投資額の適切性に配慮しつつ、施設自体が市の風土と調和できるデザインを検討する。
- ②のどかな農地景観や金剛山、葛城山の山並みを眺望する視点場となるスペースを設ける。
- ③オープンで明るく、省エネに配慮した施設とする。また、可能な限り自然エネルギーによる電力を導入する。

2-2-5. 屋外空間

- ①駐車場は、交通量に対応した駐車台数を確保する。
- ②市の都市公園面積は乏しく、地域住民や来訪者が安全に集い、憩うことができるオープンスペースが不足している。計画対象地では、都市公園の機能を補完する施設として屋外空間を充実させる。
- ③交流広場として芝生広場を配置する。広場には、ドライバーや一般来訪者のリラクゼーションを高める健康遊具などを配置する。また、休憩広場として地域性を演出して印象度を高める効果が期待できる薬草園（ハーブガーデン）を配置する。

2-3. 導入施設（案）

2-3-1. 導入施設一覧

道の駅ごせ（仮称）に導入する施設としては、以下を想定する。

なお、道路管理者の整備については、別途調整が必要である。

< 整備主体別の導入施設（案） >

機能	機能の展開	導入施設	
		道の駅施設 (道路管理者)	地域活性化施設 (市)
休憩 機能	トイレ施設	・トイレ（24時間開放）	・トイレ
	駐車・駐輪施設	・第1駐車場（一般、大型、 身障者、二輪車）	・第2駐車場（一般、大型、 身障者、二輪車）
	休憩休養施設	—	・休憩休養施設（野外卓、ベンチ） ・交流広場（芝生広場、薬草園、 ハーブガーデン等）
情報 交流 機能	情報発信施設	・道路交通情報の提供施設 ・公衆電話	・地域観光資源紹介施設 ・観光コンシェルジュ窓口
地域 連携 機能	地域活性化施設	—	・特産品販売施設 ・レストラン ・研修室（薬膳料理、ハーブ料理、 草木染め等体験、薬草教室等）
	景観保全 活用施設	—	・展望テラス、ベンチ、四阿
その他	地域防災施設	—	・雨水貯留施設 ・防災備蓄倉庫等
	その他施設	—	・太陽光・風力発電システム ・EV充電器 ・無線LAN ・バス停等

2-3-2. 休憩機能

(1) トイレ

基本的に安心して快適に利用できる施設であることが必要であるが、近年ではトイレの評価が施設の評価に直結することが多く、特に女性用は美しく清潔であることが必要であり、維持管理費をかけることが必要である。

1) 配置計画

- ①交流促進施設に人を呼び込む視点から、トイレは物販施設に近い位置に配置する。
- ②屋内に設置する場合は、トイレの内部は仕切れるようにし、夜中は半分閉鎖するなど防犯面の配慮や不要な維持管理費を削減できるようにレイアウトを考える。
- ③身体障害者専用トイレは男女別に設けるようにしてオストメイト対応の多機能トイレとして設置する。

2) 満足度の向上

- ①男女とも、トイレは明るさと開放感を演出する。
- ②女性用トイレは、化粧室として位置づけ、化粧を考慮した洗面器具を設置する。
- ③女性トイレは、待ち時間が長く利便性が欠ける場合が多い。事例を踏まえて設置数を検討する。
- ④以下のような快適性の高い施設づくりを行う。
 - ・天井を高くして圧迫感を軽減させ極力、自然採光、自然換気を考慮した明るく開放的な空間を創る。
 - ・大便器には、温水洗浄便座を設置する。
 - ・全ブースに折りたためる荷物置き設置するとともに、子供用トイレの設置や男性用トイレにもベビーベッドを設置するなど、子供同伴の家族利用に配慮する。
 - ・男女トイレの共有空間として「待合コーナー」の設置を検討する。

3) 多機能トイレの設置

車椅子使用者、高齢者、身障者、子供同伴等、多様な利用者が快適に使用できる多機能トイレを設置する。



道の駅「おおとう桜街道」



多機能トイレ

(2) 駐車・駐輪施設

1) 規模

- ①「平成12年度一般道路の休憩施設計画の手引き(案)(建設省中部地方建設局)」(以下「手引き」)を基準書として、交通量から駐車台数を算出する。

2) 配置計画

- ①駐車場は、視認性が良く、且つ円滑な出入りができる位置に配置する。
- ②雨水貯留浸透施設としての対応も検討する。

3) ユニバーサルデザイン

- ①身障者用駐車場は、雨天時も円滑な利用ができるように屋根付きとする。

(3) 休憩休養施設

通行のドライバー・同伴者、地域住民等の休憩休養施設として以下のような施設を導入する。

1) 野外卓、ベンチ

全ての来訪者が利用できるように施設エントランス付近オープンスペースに野外卓を設置する。

2) 交流広場(芝生広場、薬草園、ハーブガーデン、健康遊具)

地域住民や来訪者の交流場として多目的芝生広場を配置し、イベント開催等で活用する。また、地域住民やドライバー・同伴者の憩い、リラクゼーションエリアとして薬草園やハーブガーデン、健康遊具施設、足湯施設等を併設する。これらは、市の基幹産業である製菓業の素材を活用した施設で地域特性を来訪者に印象付ける上で効果性は高い。

<交流広場イメージ>



ハーブガーデン
http://blog.livedoor.jp/mks07150910/archives/cat_5002202

- ◆整備水準の高いハーブガーデンは、集客効果が高い。



薬草園(東邦大学薬学部)
<http://d.hatena.ne.jp/takinoi/20130601>

- ◆健康増進や美容効果が期待できるため、興味を抱く人は増加している。



健康遊具
<http://girlschannel.net/topics/354101/>

- ◆ドライバーのリラクゼーションにも効果が得られる。

2-3-3. 情報交流機能

(1) 情報発信施設

市の良さを伝える、タウンセールスを行う施設として位置づけ、道路交通情報をはじめ、災害情報や市内及び中心市街地の観光情報、イベント情報、施設利用者並びに地域住民が求める情報を提供する施設を特産品販売施設などと一体化して整備する。

1) 観光情報等の提供

- ①市内の観光情報・イベント情報や交流促進施設な内の案内はもちろんのこと、県内市町村との連携も深められるよう、県内の観光情報や休憩等にも利用できる「道の駅」などの情報提供も行う。
- ②周辺の交通情報だけでなく、災害情報等についても提供する。
- ③情報発信施設には、計画対象施設から中心市街地へと広げていく役割もあるため、中心市街地の街並み紹介や既存の魅力ある店舗、寺社仏閣などの市街地観光案内をはじめ、ミニコミ誌なども定置し、来訪者への関心・興味を高めるようにする。
- ④より市民の生活に密着した施設となるよう、銀行等のATM、インターネット端末、公衆電話等の各種サービス施設の導入も可能となるような整備を検討する。
- ⑤近年、小さな旅を提案した女性同士の旅（ことりっぷ）が人気となっていることから、市内の観光施設や飲食店を紹介する女性向けマップを作成し、案内所で無料配布することも検討する。
- ⑥地域住民と連携したイベントなど地域活性化やPR等に活用できる施設の設置を屋内外に検討する。

2) 観光コンシェルジェの常駐

情報提供者を常駐させ、旬で細やかな情報を利用者に提供する。

3) 歴史資源の情報提供コーナーの設置

施設内に、史跡、古墳等の解説や出土品のレプリカを展示するなど歴史資源の情報提供コーナーを設けることも検討する。

2-3-4. 地域連携機能

中心市街地も含めて市の良さを伝え、タウンセールスを行うために、良質な地元特産品の販売や地元の食材を味わうことができる地域交流機能とする。

(1) 特産品販売施設

特産品を通じて市や奈良県の良さを伝えるため、地元産の肉・野菜や工芸品、加工品を中心に、県内外からの来訪者に誇れる商品を販売する。

地元産の良さを伝えるためには、単に商品を並べるだけではなく、食の安全・安心に注意を払っている生産者のものづくりに対する姿勢をアピールするため、加工している姿を見せるなどの工夫も検討する。

また、果物類等については店内或いは屋外の広場で直ぐに食べられるように簡易なサービス（皮剥き、カット、盛り付け等）の提供も好感度が得られると想定できる。

1) 配置計画

①特産品販売施設は施設入り口から見えやすい位置とする。

<道の駅特産物販所イメージ>



2) 幅広い販売計画

①奈良県の特産品も交えた豊富な品揃えを行い、来訪者が商品を選べるようにする。

場合によっては、JAならけんと協議・調整を行い、市内だけでなく隣接市町及び県内の特産品も一緒に販売することも検討する。（※市内にも、JAならけんの直売所が3箇所あり、道の駅等で農産物等の直売所を開設するにあたっては、調整が必要である。）

②農産物の販売は、近隣に規模の大きい類似施設が立地するため、状況分析を行い、類似施設との差別化（野菜ソムリエなどの配置や朝市等）を図り、設置を検討するとともに加工品や目玉商品の開発等を考えていく。

<近隣の農産物等の直売所の分布>



(2) レストラン

飲食施設は、幹線道路沿道施設として不可欠な施設であり、市の印象を伝える手段として効果的な手法でもあることから、次のような飲食施設の展開を検討する。

1) 配置計画

- ①特産品販売施設と並んで、駐車場や国道から見えやすい位置に配置する。
- ②特産品販売施設に隣接させ、来訪者が特産品を見ながら飲食施設の客の入りの状況が分かるようにすることにより、客を施設に誘導する。
- ③時間をかけて飲食を楽しむレストラン方式だけでなく、フードコート、屋台、バイキング、カフェなど手軽に利用できる方式の施設も検討する。

<バイキング方式イメージ>



2) 市を印象付けるメニューの提供

- ①市と深く関わる薬草やハーブを使用した薬膳料理を提供し、印象度を高める。薬膳とは中医学理論に基づいて食材、中薬と組合せた料理であり、栄養、効果、色、香り、味、形などすべてが揃った食養生の方法で健康志向が高まった現在、健康食として社会に根付きつつある。
- ②縄文時代に遡ったメニューを提供する。市は、縄文時代から人々が生活を営んでいたとされている。日本列島の調理の歴史はそれこそ縄文時代に遡るとされている。縄文の人々は木の実を石皿ですりつぶし、石で肉を切り、土器を使って煮る、炊く、焼くなどの調理をしていたようである。甑(こしき)と呼ばれる米を蒸すための土鍋とよく似た形状の土器が縄文時代の地層から出土しているので、蒸し料理を行っていたらうとも言われている。縄文人の食事は栄養学的にも優れたものだったという調査がある。次第に米食に偏っていった弥生式に比べ、狩猟・漁労・採集で山菜や肉、魚をまんべんなく食していた縄文式のほうが栄養バランスは優れていたとされる。

<薬膳料理イメージ>



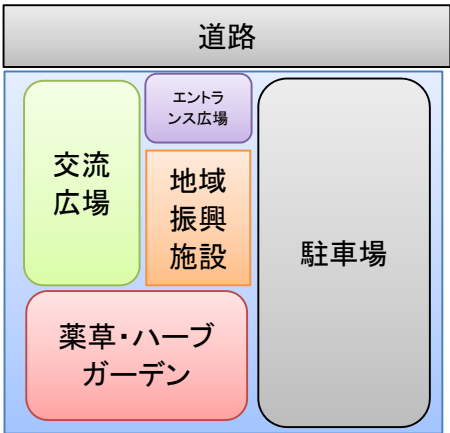

<縄文料理イメージ>



2-4. 整備イメージ（案）

道の駅ごせ（仮称）の整備イメージは、以下のとおりである。

<道の駅ごせ（仮称）整備イメージ>

位置づけ	総合観光拠点
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・本市日帰り来訪者：ここを目指してくる人 ・地域住民
役割	<ul style="list-style-type: none"> ■観光振興及び地域を支える <ul style="list-style-type: none"> ・市一帯観光の玄関口として個性的な印象度の高い各種サービス（飲食、物販、観光他情報）を提供してリピーターを募る。 ・地域住民の憩いの場として、また地域住民と来訪者の交流の場となる以下のような施設づくり、空間づくりを行い、リピーターを募る。
導入機能 （施設例）	<ul style="list-style-type: none"> ■休憩機能（駐車場、トイレなど） ■飲食機能（御所の地場食を味わえるレストラン） ■物販機能（御所の地場産品の販売施設） ■総合観光案内機能（市域の総合的な観光案内拠点） <ul style="list-style-type: none"> ・総合観光案内、広域観光案内、交通結節（ルート案内） ・御所の歴史・巨勢山古墳群ビジターセンター ■地域センター機能（地域の小さな拠点としての地域活性化拠点） <ul style="list-style-type: none"> ・地場産業振興（6次産業化支援の加工直売施設） ・参加型体験（薬膳料理、薬草・ハーブ加工、草木染め等体験学習等を実施する研修スペース） ・交流・憩い（薬草・ハーブ園、健康広場、足湯等） ・公共サービス提供（自動証明書発行、定住促進情報配信、郵便、ATM等） ■その他機能 <ul style="list-style-type: none"> ・防災（地域及び来訪者の緊急避難の備蓄等） ・情報配信（Wi-Fi設備等）
施設配置 イメージ	
イメージ 写真	

2-5. その他併設施設の検討

2-5-1. 検討結果一覧

道の駅に求められる基本的な休憩機能(駐車場、トイレ)や地域連携機能(特産品の物産、飲食)以外の地域振興施設に導入する機能について、検討を行った。

<その他併設施設の検討結果一覧>

機能	評価	評価内容
コンビニエンスストア	△	<ul style="list-style-type: none"> 市域全体が既存店の商圏内にあるため、チェーンの出店戦略と適合すれば導入の可能性あり。 道の駅として24時間オープンしているコンビニエンスストアは利用者の利便性や防犯上の観点からも一定の役割が果たせる。
郵便局	×	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生活に密着している郵便局は既に集落毎に設置されている。地元ニーズからも特に設置の必要性は低い。 郵便局との調整により、郵便ポスト等の設置は可能である。
病院	×	<ul style="list-style-type: none"> 市内には2箇所の病院があり、医療サービスを提供している。地元ニーズからも特に設置の必要性は低い。
福祉施設	×	<ul style="list-style-type: none"> 既存の福祉施設で一定程度住民サービスが提供されており、地元ニーズからも特に設置の必要性は低い。
老人憩いの家	△	<ul style="list-style-type: none"> 既存の施設の老朽化等の問題により統廃合の可能性はある。 高齢化が進む市において、高齢者を含めた地元住民の心身の健康維持、体力増進を図る機能を導入する必要性はある。
文化施設	○	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設の内、図書館については、分館形式で地域の歴史資源を紹介する図書を公開するなどの方法は可能である。 現在、市には存在しない古墳群などの発掘品等を展示する博物館的な機能は、道の駅の観光的な側面とも合致し、導入する機能としては必然性が高い。

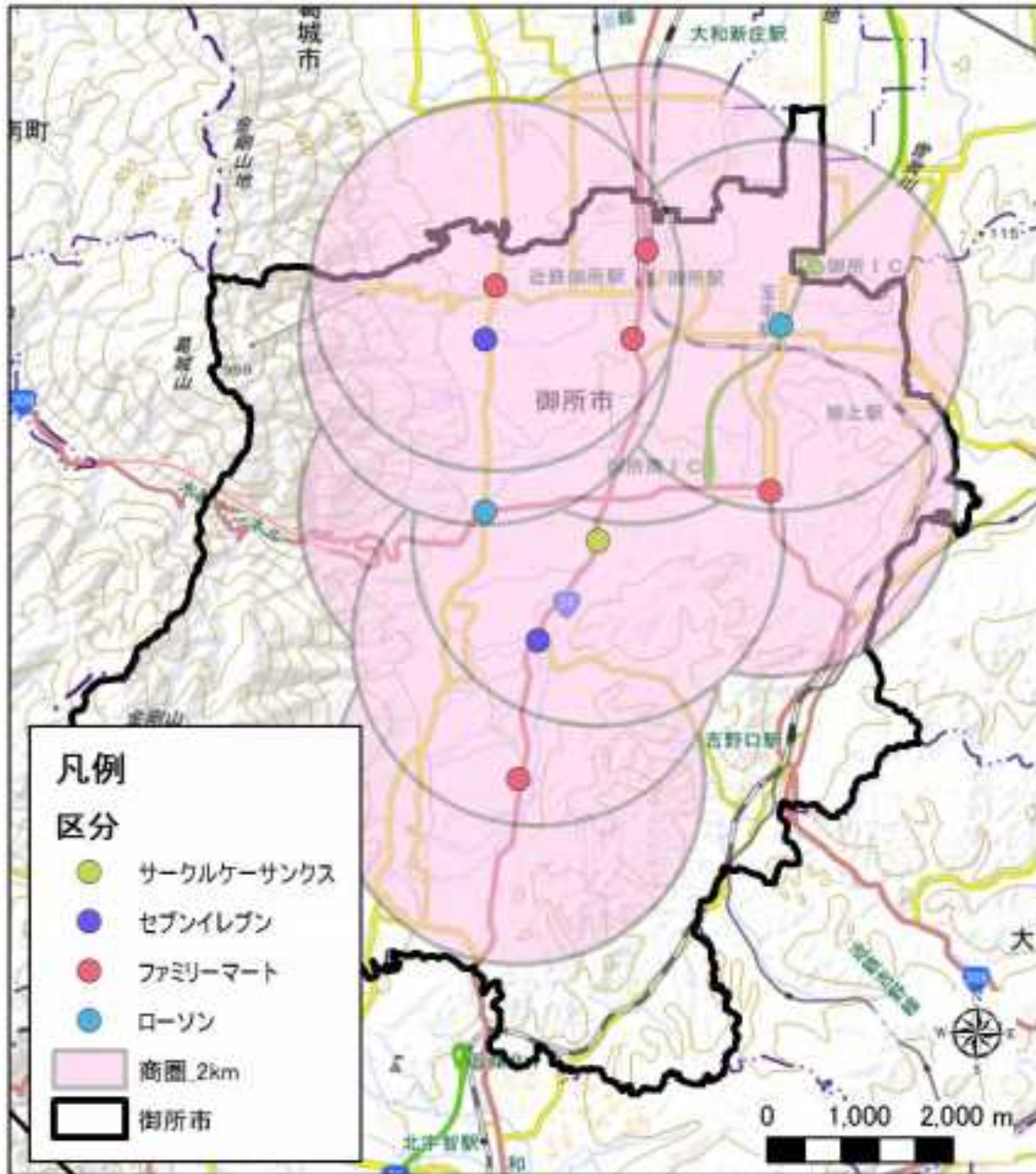
2-5-2. 個別施設の概要

(1) コンビニエンスストア

市内には主要道路の国道24号、309号、県道30号沿いに、コンビニエンスストアが開業している。

ここでは、車客が40km程度で走行したとして、3分で移動できる2km圏域を商圈として整理した。概ね市内全域をカバーしており、一部地域では商圈が重複する店舗がある。

<市内におけるコンビニエンスストアの分布>

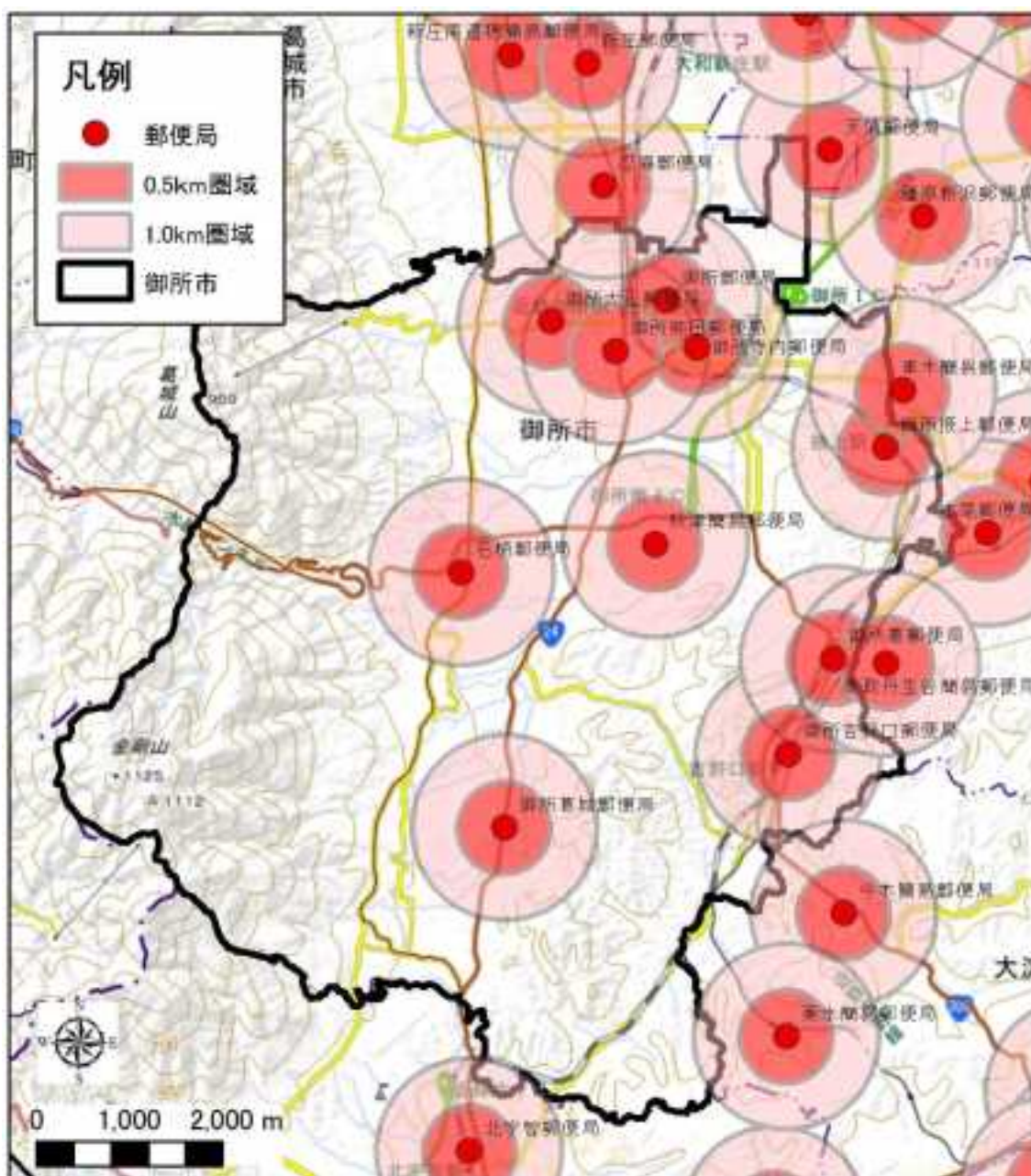


(2) 郵便局

市内には10の郵便局が設置されている。一部、郵便局から1.0km圏域外の地域があるが、主たる集落には設置されており、日常生活における郵便需要等に対応できていることが推測される。

なお、大正時代に設置された「旧名柄郵便局」は、現在は「郵便名柄館(郵便資料館)」と併設の「Tegami Café」として、地域の観光資源となっている。(※現在の名柄郵便局は他所に移転)

<市内における郵便局の分布と圏域>



出典：国土数値情報ダウンロードサービス HP (郵便局)

(3) 病院

市内には2つの病院、28の診療所、16の歯科診療所が開業している。主に市の北部に集中している。

済生会御所病院は、病床192床で、内科・感染症内科・外科・心臓血管外科・整形外科・脳神経外科・眼科・泌尿器科・産婦人科(休診中)・皮膚科・耳鼻咽喉科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科を設置しており、地域医療の拠点となる総合病院である。

秋津鴻池病院は、病床544床で、内科/精神科/リハビリテーション科/整形外科/皮膚科を設置している。近年は特に、高齢社会を支えるために「リハビリテーション」と「認知症」の分野における機能強化に取り組んでいる。

<市内における病院の分布>



出典：国土数値情報ダウンロードサービス HP (医療機関)

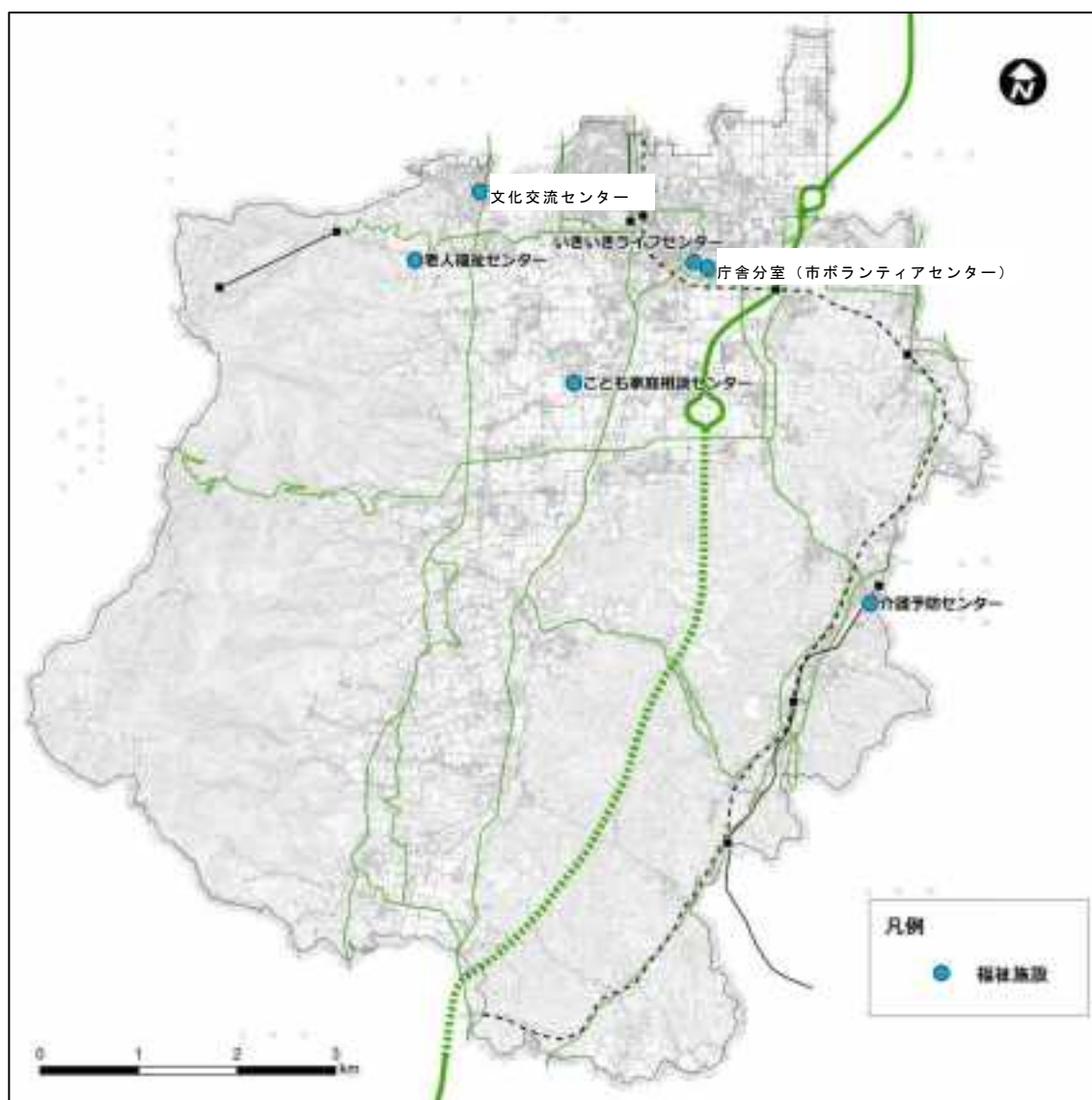
(4) 福祉施設

市内には、高齢者、子供・家庭等市民の福祉の向上や健康増進の拠点として6施設が配置されている。

利用状況は、老人福祉センター、介護予防センターは、平成23年度から25年度にかけてやや微増傾向にある。貸室等稼働率は、平成23年度から25年度にかけて老人福祉センターが68%~66.8%、介護予防センターが92.7%~78.6%とやや減少傾向にある。(御所市公共施設白書(平成27年3月)、他4施設は資料無し)

また、福祉関係施設は、特に統廃合等の計画は無い。

<市内の福祉施設位置図>



出典：市公共施設白書(平成27年3月)

(5) 老人憩いの家

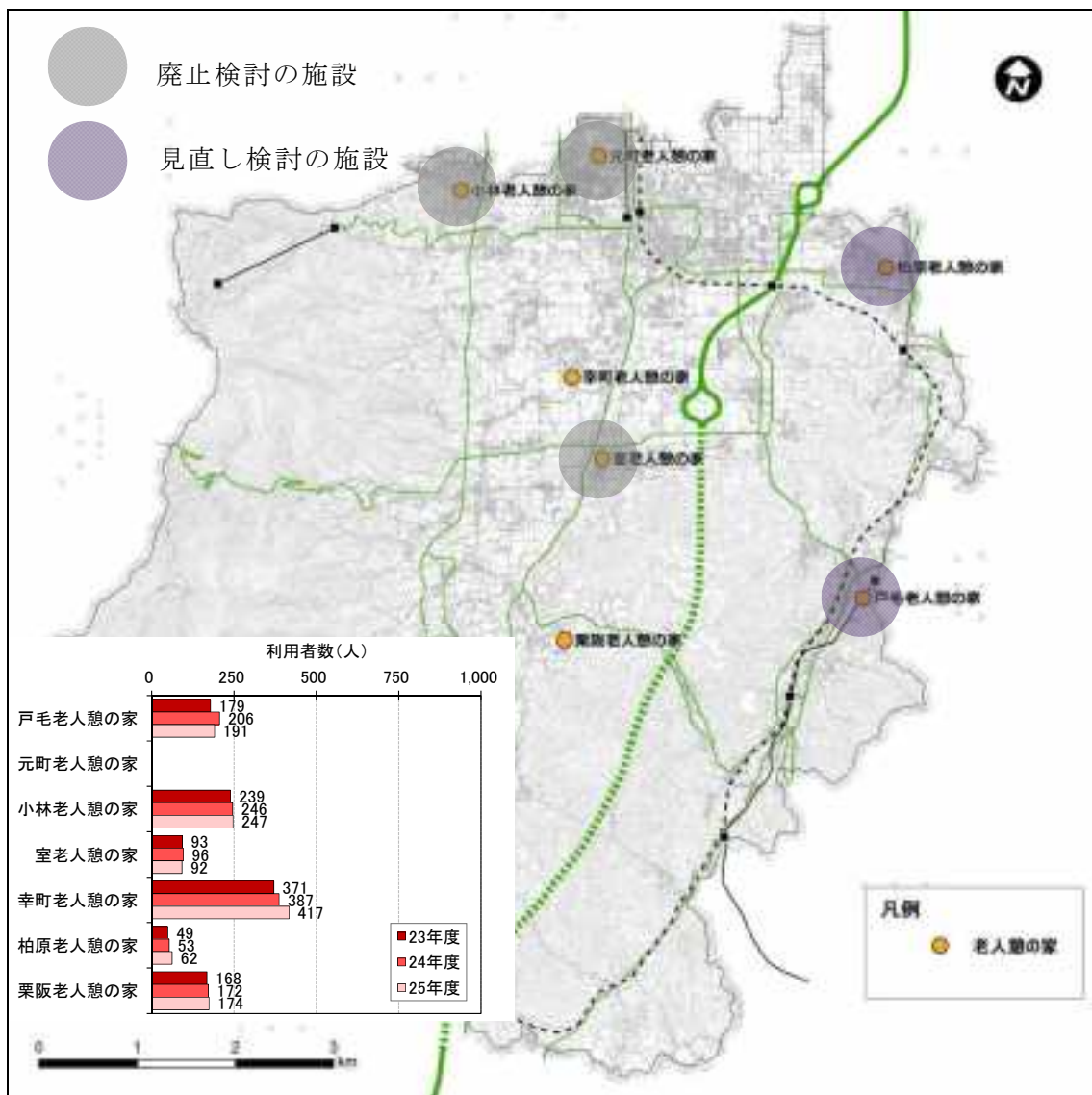
市では、老人の心身の健康増進を図ることを目的として、教養の向上、レクリエーションの場となる老人憩いの家を7施設配置している。

利用状況を見ると幸町老人の家の利用者が、各年共に最も多い。利用者数推移では、室老人憩いの家以外の5施設は微増傾向にある。

一方で、建物の老朽化が進み、安全性に課題のある施設が多く、利用者数も少ない施設があり、元町、小林、室老人の家の3施設は廃止検討、他2施設は見直し検討の対象施設となっている。

統廃合にあたり、新たな施設を建設する際に付帯する施設として検討の余地がある。

<市内の老人憩いの家位置図及び利用者の推移>



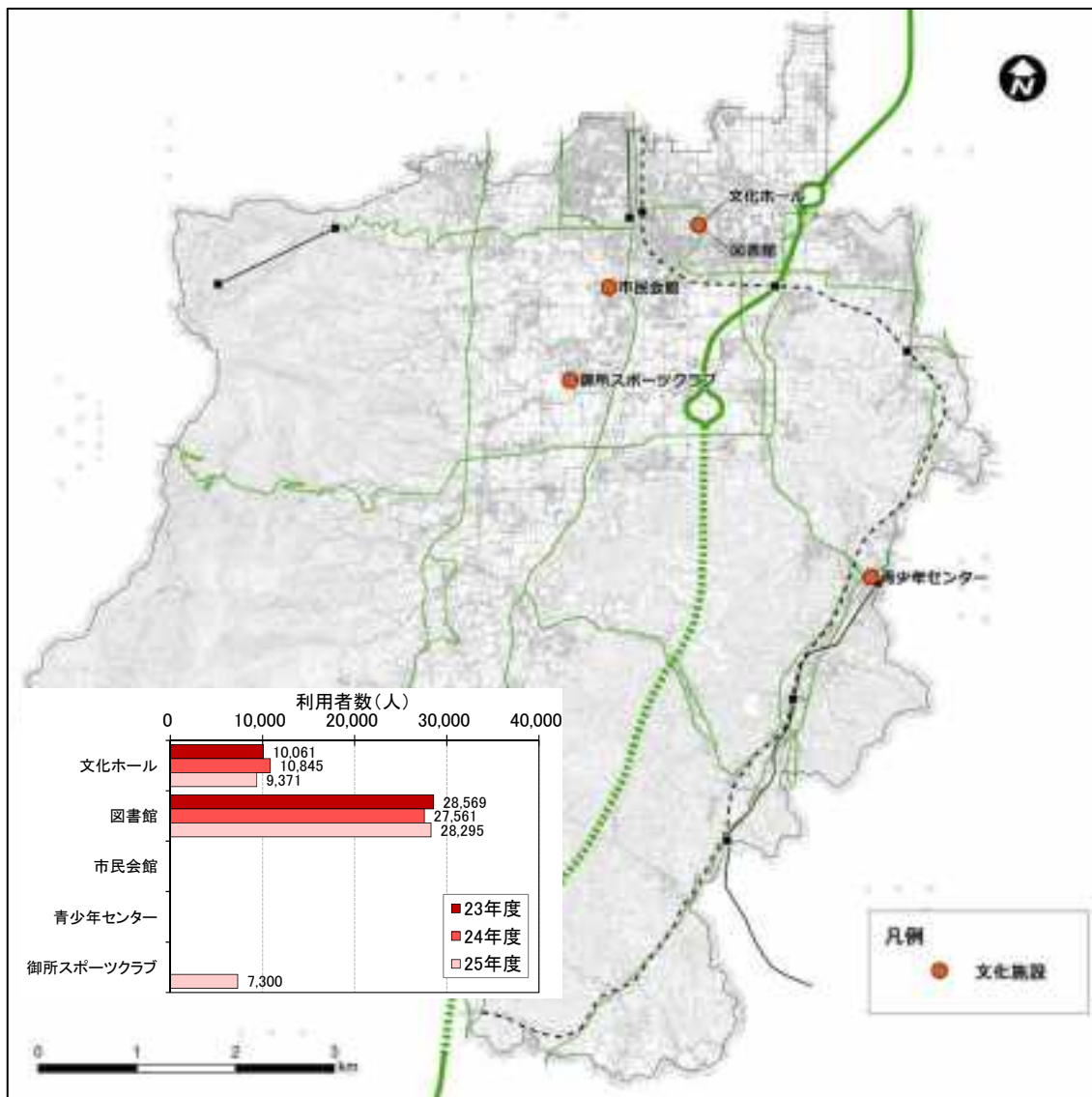
出典：市公共施設白書(平成 27 年 3 月)

(6) 文化施設

市では、市民の文化教養の向上や社会福祉の増進などを目的として、文化ホール、図書館(文化ホールと複合)、市民会館(休止中)、青少年センター、御所スポーツクラブ等の文化施設が設置されている。

文化ホール、図書館等の利用について平成23年度～25年度の増減の推移をみるとやや減少傾向がみられる。

<市内の文化施設位置図及び利用者の推移>



出典：市公共施設白書(平成27年3月)

3. 宿泊施設ごせロジ（仮称）の導入機能の検討

3-1. 宿泊施設の種類

宿泊施設は、一般的に表のように分類される。

公共が設置するものとしては、国民宿舎やロジなどがある。

< 宿泊施設の種類 >

ホテル	旅館業法により洋式の構造建造物と設備を備えて、客室数が10室以上を備え、宿泊料金を得て宿泊の用に供する施設。	
	リゾートホテル	主に海岸、高原、湖畔、温泉、など風光明媚な環境の一等地に建設される。利用目的は観光、保養、スポーツ等の長期滞在向きのホテルで、家族向き、アベック向きのゆったりしたタイプの部屋が多い。近くにはゴルフ場、ヨットハーバー、大型観光地等レジャー施設に近い場所に多い。
	シティホテル	都市の中心部などに建設された高級ホテル。部屋数も多く建築も豪華で、設備が充実している。また、外人客にも違和感なく利用できるように国際的な仕様となっている。設備、対応の仕方によりランク付けされている。
	観光ホテル	温泉地などに多く、観光客の宿泊を目的とした宿泊施設。豪華な高層建築の設備を持ち、和式客室数も多く、ホテルと言う名称で営業している宿泊施設の大半は、和式の旅館営業。
	ビジネスホテル	ビジネス客が主に利用しやすいように、シングルルームを多く用意しているホテル。1階か最上階にレストランを併設しており営業時間内に自由に入出りできる所が多い。
	カプセルホテル	都心部に多く見受けられるホテルで、一人が横になって入れる程度のカプセル型の寝室。
	カーホテル	車で、そのままルーム近くまで入ることが出来宿泊も休憩もできる。時間制での料金と宿泊料金の設定がある。
	プチホテル	旅館業法により、簡易宿泊所営業の中に入るが、ホテル様式の設備で料理も専門的になり充実しているホテルのミニ版とも言える。
	ファッションホテル	カップルが二人きりで過ごすためのアミューズメント的役割を果たすホテル。
旅館	旅館業法により、和式の構造建造物と設備を備えて、客室数が5室以上を備え、宿泊料金を得て宿泊の用に供する施設	
	観光旅館	旅館営業の宿泊施設で主に観光客の用に提供している 温泉地などに多い豪華な高層建築の設備を有して、和式客室数も多く、ホテルと言う名称で営業している宿泊施設の大半は、これらの分類に入る。
	ビジネス旅館	旅館営業の宿泊施設で主にビジネス客の用に提供している。最近では都心部にも増加している。
	割烹旅館	料理、接待用の飲食に多く利用され、料理も一流の調理人を雇い、環境は、静かで落ち着いた雰囲気大切にしている旅館。
民宿・ペンション	旅館業法により、簡易宿泊所営業の許可を受け、宿泊料金を得て宿泊の用に供する施設で主に個人経営である。高原や海辺などの観光地にあり、原則として2名以上1室の2食付で宿泊する。経営者の趣味で部屋の装飾や各種サービスが独特であったり、食事内容が凝ったものであったりするので、趣味が合えば楽しい時を過ごすことができる。	
公共宿泊施設	営利を目的とせず、組織団体により運営されている宿泊施設で、国民宿舎、国民休暇村、ユースホステル、かんぼの宿などが該当する。自然公園内などの景勝地に建てられていることが多いのが特徴で、サービスは旅館・ホテルに比べ簡素なものが多いが、単なる安宿ではなく別料金で豪華料理に変更できる場合がある。	
ロジ・コテージ	山小屋風の宿泊施設。特に観光地など山や海景観がよい場所に多い。1棟の貸切が基本であるため、専有面積が広く、大人数でもゆったりとしたスペースを使うことができる。建物内で他人、他グループと混在することなく、プライバシーが保たれ、家族や仲間同士だけで自由に利用できる点も他の宿泊施設にはないメリットである。食事については、自炊が基本(食材や飲み物の持ち込み)である。バーベキュー施設が併設されている施設が多い。	
宿坊	寺にある宿泊施設。精進料理が食べられたり、勤行（ごんぎょう：毎日行う朝のお勤め）に参加することも可能。国宝重要文級の建築物や庭園が見物できる場所もある。価格が安い。	

出典：「たびびとネット」旅行情報ポータルサイト等より引用作成

3-2. 整備イメージ

宿泊施設ごせロッジ（仮称）の整備イメージは、以下のとおりである。

<宿泊施設ごせロッジ（仮称）の整備イメージ>


位置づけ	滞在型観光拠点
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・本市滞在来訪者：御所を1日たっぷり楽しみたい人（金剛山登山、スポーツ関係者、葛城の道散策者など）
役割	<ul style="list-style-type: none"> ■交流・対流促進型観光を創出する <ul style="list-style-type: none"> ・一泊二日程度の金剛山、葛城山トレッキングや歴史資源探索の拠点として、短期中期スポーツ合宿等のグループの利用を狙う。 ・多目的芝生広場（B. B Q、各種イベント等）を付帯させ、グループ活動の多様なニーズへの対応を図る。 ・「かもきみの湯」に隣接させることにより、温浴施設、レストラン、公園等が一体的に利用できる多機能宿泊施設として機能させる。
導入機能（施設例）	<ul style="list-style-type: none"> ■宿泊機能（ゆっくりと休める宿泊施設） ■交流機能（BBQなどができる屋外設備） ■管理機能（宿泊者等の管理を行う施設）
施設イメージ	
イメージ写真	

4. 御所南 PA の地域振興施設の導入機能の検討

4-1. 整備イメージ

御所南 PA の地域振興施設の整備イメージは、以下のとおりである。

＜御所南 PA の地域振興施設の整備イメージ＞

位置づけ	観光情報発信拠点
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・京奈和自動車の利用者（約 32,300 台/日） ・国道 309 号の利用者（約 10,900 台/日） <p>※交通量は奈良国道推計値（H38）</p>
役割	<ul style="list-style-type: none"> ■観光のゲートウェイとして利用者を誘う <ul style="list-style-type: none"> ・京奈和自動車道の利用者が休憩した際、市の魅力、観光情報を知ってもらい、また今度来たいと思わせる。 ・市の魅力を味わえる、買える（飲食、物販など）
導入機能 （施設例）	<ul style="list-style-type: none"> ■観光情報発信機能（市全域の観光情報など） ■休憩機能（駐車場、トイレなど）※御所南 PA で奈良国道が整備 ■情報発信機能（道路交通情報など）※御所南 PA で奈良国道が整備 ■飲食機能（御所の地場食を味わえるレストラン） ■物販機能（御所の地場産品の販売施設）
施設 イメージ	

第2章 ICTを活用した広域的な観光振興事業の検討

本章では、ICTを活用した広域的な観光振興事業の検討を行う。

第1節 観光振興事業におけるICTの活用の現状と課題

本節では、ICTを活用した情報発信の現状と官民連携の課題を整理する。

1. ICTを活用した観光情報発信の現状

市では、以下のようなICTを活用した観光・イベント情報の発信を行っている。

<ICTを活用した観光情報発信の現状>

No	取り組み	主体	概要
①	市観光ホームページの運営	市・観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に作成。システム自体の更新等は実施していないが、軽微なデータ更新や大きなイベント情報を職員の手で更新している。 今後、市ホームページのリニューアル時に合わせて統合を予定している。
②	探検御所ガールの運営（SNSを活用した情報発信）	市・観光協会	<ul style="list-style-type: none"> Facebookを利用して市の魅力を発見し、その魅力を発信している。※2016/2/3現在のいいねは1168件
③	かしはらナビプラザ大型LEDビジョンでの情報発信	市	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県中南和地域の観光情報発信拠点施設である「かしはらナビプラザ」（橿原市の近鉄大和八木駅前）に設置されている「大型LEDビジョン」での観光・イベント情報等の発信を行っている。 管理者にメールにて案内情報と期間を依頼すると、期間限定で情報配信してもらえる。
④	葛城の道QRコードを利用したナビゲーションシステムの設置	商工会	<ul style="list-style-type: none"> 市内の散策ルートである「葛城の道」にある道標にQRコードを貼り付け、周辺の観光情報を提供している。情報は文字で行っている。 商工会が中心となって設置した。データの更新等は特に行われていない。
⑤	タッチパネル式情報発信端末及びWi-Fi設備の設置（予定）	市・観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 市役所のロビーと観光案内所にタッチパネル式の多言語対応版観光情報配信の仕組み（奈良県構築）を今年度末に導入を予定。 併せて、市役所のロビーにWi-Fi設備を設置することを予定。

＜市観光HP及びSNSを活用した情報発信＞



出典：市観光HP、探検御所ガール facebook より

＜かしはらナビプラザ＞



出典：橿原市広報

＜葛城の道 QRコードを利用したナビゲーションシステム＞



出典：ごせ☆葛城の道 臨時バス効果検証業務報告書（平成23年3月 市）

2.市の観光振興にICTを導入する上での課題

市の観光振興にICTを導入する上での課題を把握するために、市の観光ボランティア等との連携を行っている市観光協会に、ヒアリング調査を実施した。

整理された課題は、以下のとおりである。

①観光拠点構想（案）と連動した観光情報の発信

- ・市の観光情報発信施設は、近鉄御所駅前の一か所のみである。基本的にはパンフレット等の紙媒体の配布を行い、散策ルートの紹介等を行っている。
- ・その他市の観光情報の発信は、市観光HPでの配信しているのみである。市観光HPは、緊急雇用創出事業で作成したものを更新する程度にとどまっている。
- ・市では、利用料金を徴収する観光施設を数多く有しているわけではなく、民間においても市内には観光客がお金を落とすような産業が育っていない。そのため、HP等で観光情報を配信しただけでは、市外の方への観光アピール・認知度向上という点では一定程度の効果が見込まれるが、直接市民に対して利益が上がる行為と結びつきにくく、費用対効果が測定しにくい点がある。
- ・今後、観光拠点構想（案）において、官民連携により整備・運営を行っていくに辺り、観光情報の発信に関しても、観光拠点施設と連動し、民間の活力を活用する必要がある。

②観光拠点構想（案）における拠点施設と市内の名所との連携

- ・市内には、古墳や由緒ある神社仏閣などが点在しているが、必ずしも集客や収益性を目的とした施設ではないため、観光地としての整備は進展していない。「かもきみの湯」や「郵便名柄館」など収益性を有する施設はあるが、アクセス手段が豊富ではない。また、市内には葛城山頂以外に宿泊施設がなく、日帰り観光が中心である。近年は、神社仏閣、古墳等を観光する若い女性の個人旅行客もいる。
- ・現状において、市内には「葛城の道」をはじめ、市内の古墳や神社仏閣を巡る散策ルートが複数設定されており、観光客の需要が一定程度ある。過去に市商工会が中心となって、葛城の道にQRコードによる観光ナビゲーションシステムを構築したが、その後の更新は特になされていない。
- ・過去に市が中心となり、地元関係団体と観光戦略会議を設けたが、現在休眠状態である。市が前面に出してしまうと、どうしても地元関係団体の主体的な動きが促進しにくい面があった。それらの事例を踏まえると、市や地元関係団体が中心となった取り組みだけでは、その後の維持管理が続かない恐れがある。
- ・今後、観光により市全体の活性化を図るためには、市内に存在する観光資源を最大限活用し、観光拠点構想（案）にあるように、拠点施設と市内各所の観光資源を有機的につなげていくために、市や地元関係団体だけでなく、民間事業者の活力を活用する必要がある。

③地域における観光ガイド人材の育成

- ・市では、ツアー会社等から観光ガイドの要望があった場合、観光協会が中心となり

手配し、現場ではボランティアガイドが対応している。特にツツジの5月、紅葉の9-11月は多い。

- ・現在、観光ボランティアガイドには20名弱登録があり、すべてが60歳以上の高齢者である。自らがタブレット端末等のICTを用いてガイドできる人材が1名いるが、基本は紙媒体等での案内が中心である。なお、多言語に対応できるガイドはいない。
- ・観光ボランティアガイドは、地元貢献意識の高い有志の集まりであり、地域の観光振興には欠かせない貴重な人材である。今後、継続的に観光振興を図るうえでは、観光ボランティアガイドのみならず、地域の学生や若者も参加する仕組みや支援する仕組みを作る必要がある。

第2節 ICT活用の先進事例調査

本節では、前節で整理した現状と課題を踏まえ、今後市の観光振興に役立てることができそうなICT活用の先進事例を示す。

1. 旅行者のICT活用の実態

国土交通省観光庁観光地域振興課では、「ICT活用による観光振興サービスガイド」を作成している。そのガイドのなかで、旅行者のICT活用の実態について、以下のように整理している。

<旅行者のICT活用の実態>

時期	行動	ICT 利用率
旅行前	<p>【旅行計画の立案等】</p> <p>まず、ある観光スポットや観光プログラムを知ることで旅行のきっかけが生まれます。関心を持って調べ、同じようなものがあれば比較して検討し、旅行の計画を作ります。</p> <p>旅行のきっかけは家で見たテレビ番組、ふと見た雑誌、友人との会話などでしょう。最近ではソーシャルメディアのコミュニケーションがきっかけとなることもあります。関心を持つと、観光パンフレットを見たり、旅行雑誌を買ったりします。自宅のパソコンで観光ウェブサイトを調べたり、旅行会社のウェブサイトでツアーや宿泊を比較し、予約することも一般的です。</p>	93.5%
旅行中	<p>【ナビゲーション・サービス、観光情報提供サービス等】</p> <p>次に、実際に旅行に出かけます。旅行中は移動しながら目的地までの行き方などを確認します。駅や観光案内所でスタッフに尋ねるほか、スマートフォンで地図を確認したり、ナビゲーション・サービスを利用したりとICTを活用したモバイルサービスの出番が多くなります。スマートフォンを持たない方にはサイネージを利用して情報を提供することもあります。</p>	75.2%
旅行後	<p>【体験共有等】</p> <p>旅行から帰った後は、旅の感想や自分で撮った写真を旅先で出会った人に送ったり、友人と共有したりします。今ではソーシャルメディアが普及し、旅行中にリアルタイムで自分の体験を共有できるようになりました。</p>	45.8%

※利用率は、国内の20代～60代の男女520名を対象としたウェブアンケート調査結果。

出典：ICT活用による観光振興サービスガイド（国土交通省観光庁観光地域振興課）

2. 旅行前・旅行後の事例

ここでは、旅行者が市内にいない段階である旅行前、旅行後のICT技術を活用した事例について整理する。

2-1. 総合的な観光ホームページ

2-1-1. 事例概要

千葉県南房総市は、市の総合的な観光ホームページである「南房総いいとこどり」を運営している。「南房総いいとこどり」は、観光情報の発信のほか、ツアー予約、誰でも投稿できる機能や地域の特産を販売するオンラインショッピング機能も兼ね備えている。また、「1日1件ヘッドラインニュース」など積極的な情報更新が目標として、市職員や道の駅のスタッフだけでなく、地域の皆さんから情報提供をしてもらっている。

千葉県南房総地域の観光は伝統的に海水浴客が中心で日帰り客が多い地域であるが、アクセス数は、開設当初の31万件から平成25年には303万件にも達している。

<南房総いいとこどりの概要>

運営主体	南房総市、道の駅とみうら枇杷倶楽部
取り扱う観光情報	観光施設、宿泊、食、体験、花、旅プラン、モデルコース、ヘッドラインニュース、イベント情報、地域のニュース、投稿など
対象ユーザー像	房総地域への観光客及びツアー事業者
発信情報の収集方法	市職員のほか、特派員、道の駅スタッフ、観光協会スタッフが発信。地域の店舗のホームページなど他サイトからの連動もあり
利用コスト	ユーザー無料、開発には補助金を活用
利用実績	利用実績 303 万件アクセス（平成 25 年）
対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語
イメージ	

出典：ICT活用による観光振興サービスガイド（国土交通省観光庁観光地域振興課）

2-1-2. 官民連携の視点

本事例では、道の駅とみうら枇杷倶楽部という第3セクターが運営する官民連携での取り組みとなっている。また、地域情報の発信という点で、地元住民等との連携もある。

2-2. ソーシャルメディアの活用

2-2-1. 事例概要

沖縄県の粟国、渡名喜、北大東、南大東、多良間の離島が結集し、「おこなわプロジェクト推進協議会」を立ち上げている。従来、小規模な団体が全国規模のPRを行うことは技術・コスト面から難しかったが、それらが結集し、ブログ、Facebook、Twitter、LINEなど、オンライン上でユーザー同士が情報を交換するソーシャルメディアを活用することで、「知られざる地域の魅力」を効果的に発信している。

沖縄の有人離島のうち、人や物の行き来が最も少ない5つの島のFacebookが開設されており、開設2ヶ月で「20,000 いいね！」を達成したとされている。

<沖縄離島ガイド・プロジェクト おこなわの概要>

運営主体	おこなわプロジェクト推進協議会
取り扱う観光情報	島の歴史、文化、祭事、食、自然の恵み、人々の暮らしなど
対象ユーザー像	ソーシャルメディアユーザー、観光客、ツアー事業者等
発信情報の収集方法	島民及び外部専門家で構成する情報発信チームで島の魅力となる資源を特定し、情報発信
利用コスト	ユーザー無料 プロジェクトは平成24年度までは補助金、平成25年度からは各村負担金で運営
利用実績	34,415 いいね！（平成26年9月現在）
対応言語	日本語
イメージ	

出典：ICT活用による観光振興サービスガイド（国土交通省観光庁観光地域振興課）

2-2-2. 官民連携の視点

本事例では、情報の発信や更新に各島の島民が携わることで、行政の負荷の軽減と、臨場感あふれるコンテンツの充実の両立が図られている。

3. 旅行中の事例

ここでは、旅行者が市内にいる段階である旅行中の ICT 技術を活用した事例について整理する。

3-1. 観光ボランティアガイドの ICT 活用

3-1-1. 事例概要

徳島県美波町では、観光ボランティアがタブレット端末等を活用したガイドを行っている。タブレット端末を活用することで、動画と音声により海外からの観光客にも対応している。この仕組みを運営するにあたっては、地域活性化支援事業を展開する株式会社あわせによる支援が行われている。タブレット端末で表示する画像等を収集、保管、活用する仕組みを構築している。

なお、この探検は、徳島県主催の平成 25 年度観光ユニバーサル大賞・活動部門を受賞している。

<活動の状況>



出典：徳島県 HP

<デジタルアーカイブサービス>



出典：株式会社あわせ HP

3-1-2. 官民連携の視点

本事例では、観光ボランティアガイドという民間団体との官民連携での取り組みとなっている。また、デジタルアーカイブでは、地元企業及び地元住民等との連携もある。

3-2. モバイル観光アプリ

3-2-1. 事例概要

北海道札幌市では、モバイル観光アプリ「札幌いんふお」を平成24年に導入している。スマホやタブレット端末のユーザーに観光スポット、観光マップ、お得なクーポン、ナビゲーションなど札幌観光に役立つ情報を提供している。

「札幌いんふお」は、平成24年度のリリース当初より日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語で提供しており、平成26年2月からはタイ語にも対応し、国内外への札幌の魅力の発信と受入体制の充実を図っている。

サービスを開始した平成24年9月から平成26年11月までに約25万件のダウンロードを記録しており、そのうち約61%が海外からのダウンロードとなっている。アプリの存在を知ってもらうため、外国語版の観光マップへの情報掲載や海外の旅行博で紹介するなどの広報活動を実施している。

<札幌いんふお概要>

運営主体	札幌市
取り扱う観光情報	観光スポット・モデルコース（含ナビゲーション）、札幌・魅力発見、イベント情報、札幌をもっと知る、グルメなど
対象ユーザー像	札幌を訪れる観光客
発信情報の収集方法	主に委託
利用コスト	ユーザー無料
利用実績	平成24年のサービス開始から平成26年11月までのダウンロード数は約25万（日本人約39%、外国人約61%）
対応言語	日本語、英語、中国語（繁体、簡体）、韓国語、今年2月からタイ語への対応も開始
イメージ	

出典：ICT活用による観光振興サービスガイド（国土交通省観光庁観光地域振興課）

3-2-2. 官民連携の視点

本事例では、市が企画・運営をしており、お得なクーポン発行などで一部民間協力を得ている程度の官民連携での取り組みとなっている。

3-3. 無料で使える公衆無線 LAN サービス

3-3-1. 事例概要

福岡県福岡市では、誰もが無料で使える公衆無線 LAN サービスである「Fukuoka City Wi-Fi」を2012年4月から提供し、訪日観光客などが簡単にインターネットを利用できる環境を実現している。

Wi-Fi 接続後にインターネットブラウザを立ち上げると、韓国語、中国語（簡体、繁体）、英語と日本語の5言語に対応したトップページが表示される。これは、アジアをはじめとした海外からの観光客の利用を想定したものである。そして、福岡市の観光情報や市政情報を発信し、市の魅力や旬な情報を域内の人々に幅広く伝えることを目指している。さらに Fukuoka City Wi-Fi は、災害時における緊急情報の発信や、通信回線のバックアップのために活用されることも想定されている。

また、Fukuoka City Wi-Fi を通信インフラとして活用し、訪日観光客に向けて、スマートフォンやタブレット向けの専用アプリを通じた地図、人気観光スポット、グルメ・ショッピング等の観光情報も提供している。

なお、「Fukuoka City Wi-Fi」の取り組みは、地方創生に資する「地域情報化大賞2015」（主催：総務省）において部門賞（地域活性化部門）を受賞している。

<Fukuoka City Wi-Fi の概要>



出典：情報通信白書（平成27年版）

3-3-2. 官民連携の視点

本事例では、市が運営者として、市営地下鉄をはじめとする主要な交通拠点・観光施設・大型商業施設等に無料のWi-Fi設備を設置している。一部、JR九州や商業施設であるキャナルシティ博多にWi-Fiを設置するなどの官民連携を行っている。

第3節 ICT技術を活用したモデルプランの検討

本節では、これまでの整理結果をもとに、市における観光拠点構想（案）も見据えながら、ICT技術を活用したモデルプランの検討を行う。

1. モデルプラン策定の基本的な考え

ICT技術を活用したモデルプラン策定の基本的な考えは、以下のとおりである。

1-1. 実施主体

整備・運営の主たる実施主体は、市、施設運営を担う民間事業者である。

（※ここでいう施設運営を担う民間事業者とは、観光拠点構想（案）において企画している御所南PAの地域振興施設、道の駅ごせ（仮称）、宿泊施設ごせロッジ（仮称）の施設運営者である）

1-2. 整備方針

1-2-1. 旅行前・後の利用者向けの方針

（ホームページによる情報配信）

- ・外部に市をアピールし、御所の旅行へいざなうために、ホームページを構築することは有効である。基本的には、拠点施設の情報発信が基本となるが、既存の市観光HPのコンテンツ（観光地の紹介など）と連携することを想定する。
- ・口コミによる観光者の増大を目標に、SNS等の技術を活用する。

1-2-2. 旅行中の利用者向けの方針

（観光ナビゲーションシステムによる観光支援）

- ・市の観光は登山と並んで、市内の散策が主となっている。従来は紙媒体での情報配信を行っていたが、今後はスマートフォンの進展に合わせ、ICT技術を活用したナビゲーションシステムを導入し、利用者の快適な旅行体験をサポートする。
- ・観光ナビのアプリを開発し、市内各所の公的施設をはじめ、地元企業との連携を行い、クーポン券などを発行やプレゼント企画などを市、民間事業者が連携して行うことを想定する。
- ・市内の主要な箇所、無料のWi-Fi設備を設置する。

（観光ガイド支援アーカイブによるガイド支援）


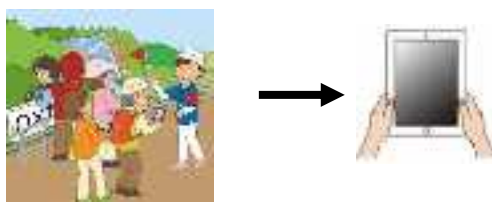

- ・観光ナビゲーションシステムに連動して、地域各名所の四季の写真、昔の写真、祭りの動画、解説情報などが操作の容易なタブレット端末などから取り出せる観光ガイド支援アーカイブを構築する。
- ・写真や動画などは、地元住民等からの提供が可能な仕組みとして、クラウドを通じて、前述のホームページやアプリから誰でも呼び出せるものとする。

2. ごせ観光ナビ（仮称）の全体像と実施事業

2-1. 全体像

ICT技術を活用したモデルプランの全体像は、以下のとおりである。
 今後、これらを総称して「ごせ観光ナビ（仮称）」と呼ぶ。

< 「ごせ観光ナビ（仮称）」の概要 >

旅行前	旅行中
 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNSを利用して事前に現地の観光情報や交通手段を検索する。 	 <ul style="list-style-type: none"> ・観光ガイドの方がタブレット端末等を利用して観光ガイドする。  <ul style="list-style-type: none"> ・観光地までの交通機関の検索や道順の案内をする。

2-2. 実施事業

「ごせ観光ナビ（仮称）」は、以下の事業から構成するものとする。

①観光拠点施設ホームページの整備・運営

- ・観光拠点施設ホームページの整備（市の観光情報発信含む）
- ・同上の運営（SNSによる情報発信等含む）

②観光ナビゲーションシステムの整備・運営

- ・観光ナビゲーションシステムの整備（アプリ作成、設備の設置）
- ・同上の運営

③観光ガイド支援アーカイブの整備・運営

- ・観光ガイド支援アーカイブの整備
- ・同上の運営

3. 各実施事業の詳細検討

3-1. 観光拠点施設ホームページの整備・運営

観光拠点施設ホームページは、観光拠点構想（案）で企画している「御所南 PA の地域振興施設」、「道の駅ごせ（仮称）」、「宿泊施設ごせロッジ（仮称）」の施設運営事業者が、自らの施設を紹介するために必要となる。

基本的には、運営施設の紹介等であるが、観光拠点施設のホームページと観光案内所や SNS 等との相互リンクを作成することでより広域な観光振興事業が可能となるため、連携した対応を行うものとする。

＜ホームページに掲載が想定されるコンテンツ＞

コンテンツ	概要
①各施設の概要情報	・拠点施設に配備されているトイレ等の施設情報
②各地の観光施設の紹介	・拠点施設周辺及び市内の観光施設情報
③SNS などのソーシャルメディアへのリンク	・探検ごせガールなどの Facebook やツイッターとの連携
④宿泊施設の宿泊予約	・宿泊施設ごせロッジ（仮）等の宿泊施設の宿泊客の予約サイト
⑤特産品、おすすめ商品の商品説明やオンラインショップ	・拠点施設で取り扱っている特産品やおすすめ商品の紹介や販売
⑥その他サイトリンク	・市のホームページや関係のある団体ホームページへのリンク

＜ホームページイメージ 左：道の駅、右：宿泊施設＞



出典：左：道の駅宇陀路大宇陀阿騎野宿 HP、右：ホテル・ド・摩耶 HP

3-2. 観光ナビゲーションシステムの整備・運営

3-2-1. 全体像

観光ナビゲーションシステムは、スマートフォン等の専用アプリを活用することで、観光客等が行きたい場所を探し、そこまでのアクセス方法を取得できる。また、各観光施設の案内板などに設置されたICタグ、QRコードやGPSを通じて、音声や動画などの魅力的な観光ガイドコンテンツを取得し、観光体験をより充実させるものである。

具体的には、以下の事業からなる。

- ①観光アプリの開発・運用
- ②観光拠点施設における情報発信設備の設置・運用（Wi-Fi等）
- ③市内の名所（屋外）における情報発信設備の設置・運用（QRコード等）

<観光ナビゲーションシステムのイメージ>



3-2-2. 観光アプリの開発

観光アプリは、利用者が所有するスマートフォン等で活用できるものであり、市内の観光情報、行き先ナビゲーション、無料Wi-Fiスポット等の場所を検索できるアプリである。

＜観光ナビゲーションシステムのアプリイメージ＞

①道案内

観光施設の情報に表示される「この場所に行く」ボタンを押下すると、現在地からの道案内機能を利用することができる。道案内は、スマートフォンが有するGPS機能を用いて目的地までの経路案内（ナビゲーション）を行う。



②モデルプランの紹介

管理者が予め定めた推奨コースを効率よく回ることを目的として、モデルコースを設定する。ツアーガイド体験中に目的のスポットに到着した際に、音声等でそのスポットに関する情報を得ることができる。



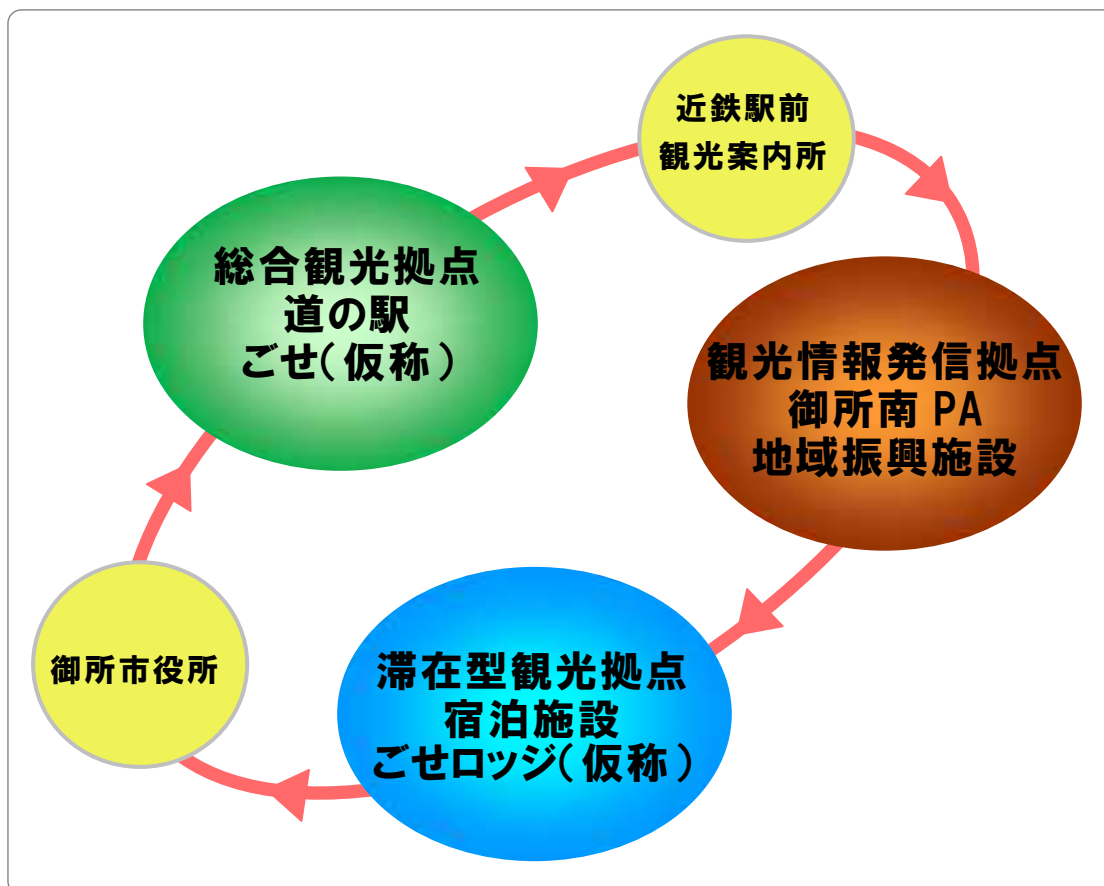
3-2-3. 観光拠点施設での情報発信

(1) 配置場所

観光拠点構想（案）において位置付けられている、御所南 PA の地域振興施設、道の駅ごせ（仮称）、宿泊施設ごせロッジ（仮称）、近鉄駅前観光案内所や市役所などの主たる場所は、情報発信の拠点施設とする。

これら施設には、無線 LAN 等の設備を設置し、これらの場所で無線 LAN 等に接続すると、専用のサイトが開き、そこで市の観光情報等を配信する仕組みを構築する。

< 観光拠点施設での情報発信 >



(2) 活用技術の検討

観光拠点施設は、施設からの電気供給や設備を活用できる。これら施設において、活用できる情報発信の技術には、以下の種類がある。

今後スマートフォンの普及がより加速することが見込まれる中、専用端末の有無、コストや利用者の利便性を踏まえて、無線LANやBLE等の技術を活用することを基本とする。

＜観光拠点施設における情報発信の活用技術＞

種類	概要	位置特定精度	コスト	評価
赤外線マーカ 	赤外線により場所情報コードを発信する機器。赤外線光線の指向性を利用した情報提供範囲の絞込みが可能。	【プッシュ型】 各マーカからでる信号の範囲に入った対象者端末にその場所に配置されている情報配信を行う	数万円～/個	△
可視光通信 	情報送信型照明機器を利用して、LED等の可視光光源から位置情報を送信し、専用機器で情報を受信する。	【プッシュ型】 屋内での位置を測位し、機械1つの範囲に入った対象者にサービスが可能	数万円～/個	△
無線LAN 	Wi-Fiの無線LAN基地局から届く電波の強度の統計を取得（利用者を含めた集合値を活用）した位置推定を行う。	【プッシュ型】 屋外及び屋内で測位し対象者の場所に応じたサービスが可能	通信費が必要	○
BluetoothLowEnergy (BLE) 	専用無線標識かBluetooth信号のメッシュ・ネットワークからの信号を読み取って位置の特定を行う。	【プッシュ型】 屋内での測位が可能で複数定間隔で配置することで対象者の詳細な位置が把握できるため、屋内向けのナビゲーションが可能	数千円～/個	○

※プッシュ型:利用者有する専用端末やスマートフォンなどに、ある特定の範囲において、情報を一方的に与える（プッシュ）するICT技術である。

出典：歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン（案）（平成24年3月）

3-2-4. 市内各所での情報発信

(1) 配置場所

市内各所には、古墳や神社仏閣等の名所がある。これらの施設への移動を支援し、その場所の情報を発信する。既に市においては、「葛城の道」の屋外の道標に、QRコードを設置したナビゲーションシステムが構築されている。

市内各所での情報発信する場所の候補は、以下の名所等である。主に情報発信設備は、屋外での設置を想定する。

<市内各所（屋外を想定）での情報発信の位置図>



※図は、平成24年3月時点。

出典：秋津地区史跡整備基本計画(平成24年3月 市教育委員会)

＜市内各所（屋外を想定）での情報発信の場所一覧＞

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域観光 ・ 公共交通 JR線 近鉄電車 路線バス コミュニティバス ・ 渋滞情報 ・ ハイキングコース 葛城の道 秋津洲の道 掖上の道 葛城、秋津の郷めぐり 御所の町 記紀、万葉でたどる奈良 ・ トレッキングコース 葛城山 郵便道 金剛山 伏見道 国見道 ・ サイクリングコース ・ 史跡、古墳 宮山古墳 巨勢山古墳群 巨勢寺塔跡 高宮廃寺跡 金剛山古墳 水泥石古墳 権現堂古墳 新宮山古墳 ・ 寺院 九品寺 極楽寺 弥勒寺 安楽寺 阿吽寺 船宿寺 寶国寺 吉祥草寺 円照寺 不動寺 転法輪寺 観音院 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 神社 嵩道神社 鴨山口神社 駒形大重神社 葛城一言主神社 長柄神社 多太神社 高木神社 住吉神社 高天寺橋本院 高天彦神社 八幡神社 高鴨神社 志那都彦神社 御霊神社 巨勢山口神社 八幡神社 大穴持神社 葛木御歳神社 鴨都波神社 野口神社 八幡神社 八恵比須神社 国見神社 神武天皇社 噺間神社 三十八社神社 巖島神社 燕神社 嘉太神社 須賀神社 葛城天神社 水分神社 葛木神社 天安川神社（樋野） 天安川神社（新田） 天安川神社（重阪） 住吉神社（南十三） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動公園 ・ 宿泊施設 ・ ラグビー施設 ・ 彫刻 木造大日靈命坐像 木造阿弥陀如来坐像 造蔵王権現立像 木造阿弥陀如来坐像 木造十一面観音立像 木造阿弥陀如来坐像 木造地藏菩薩立像 ・ 自然 高天ヶ原 大川杉 国見山 葛城山 金剛山 櫛羅の滝 葛城山自然つつじ園 祈りの滝 ・ 施設 市観光案内所 高山草園 葛城の道歴史文化館 郵便名柄館 桜田池公園 葛城公園 三光丸資料館 水平社博物館 奈良県薬事研究センター 田村薬草園 葛城高原ロジック 市産業振興センター かもきみの湯 ・ 建造物 高鴨神社本殿 安楽寺塔婆 中村家住宅 高鴨神社撰社東神社 長柄神社本殿 八幡神社本殿 鴨都波神社本殿 中井家住宅 ・ etc |
|---|--|---|

(2) 活用技術の検討

市内各所の情報発信を行うための活用技術（主に屋外での設置を想定）には、以下の種類がある。

今後スマートフォンの普及がより加速することが見込まれるが、Android 端末は QR コード、IC タグに対応できるが、iOS 端末は QR コードしか対応できない。

そのため、基本的には、最も読み取り端末が汎用的な QR コードを活用することを基本とする。なお、近年はスマートフォンの位置特性精度は GPS と携帯電波での補足で高精度になっており、現場での特段の設備の設置も必要でないことから、GPS 衛星を活用することも有効である。

＜市内各所（屋外を想定）での情報発信の活用技術＞

種類	概要	位置特定精度	コスト	評価
IC タグ 	RF-ID タグに場所情報コードを格納したもの。利用者は、リーダー機能を備えた端末で IC タグを読み取ることで、場所情報コードを得る。	【プル型】 端末を近づけることで埋め込まれた情報を取得	数百円～/個	△
QR コード 	二次元バーコードの一種である QR コードに場所情報コードを格納したもの。QR コードを読み取ることができる多くの携帯電話で情報取得ができる。	【プル型】 QR コードに埋め込まれた情報を読み取り、取得した情報の中に URL 情報があればインターネットから情報を取得することが可能	数十円～/個	○
GPS 衛星 (GNSS) 	全地球測位システム (GNSS) と呼ばれる人工衛星のシステム。地球回軌道上の GPS 衛星から発信される電波を基に利用者の現在位置を測定する。	【プッシュ型】 屋外での位置を測位し、対象者の場所がわかることでその場所に応じたサービスが可能。	無料	○
電波マーカ等 	無線通信により場所情報コードを発信する機器。一定間隔で場所情報コードの信号を発信し、近傍の歩行者の端末に場所情報コードを知らせる。	【プッシュ型】 各マーカからでる信号の範囲に入った対象者端末にその場所に配置されている情報配信を行う	数万円～/個	△

※プッシュ型:利用者有する専用端末やスマートフォンなどに、ある特定の範囲において、情報を一方的に与える（プッシュ）する ICT 技術である。

※プル型:利用者が専用端末やスマートフォンなどを用いて、現地に設置された IC タグや QR コードを読み取ることにより、情報を引き出す（プル）する ICT 技術である。

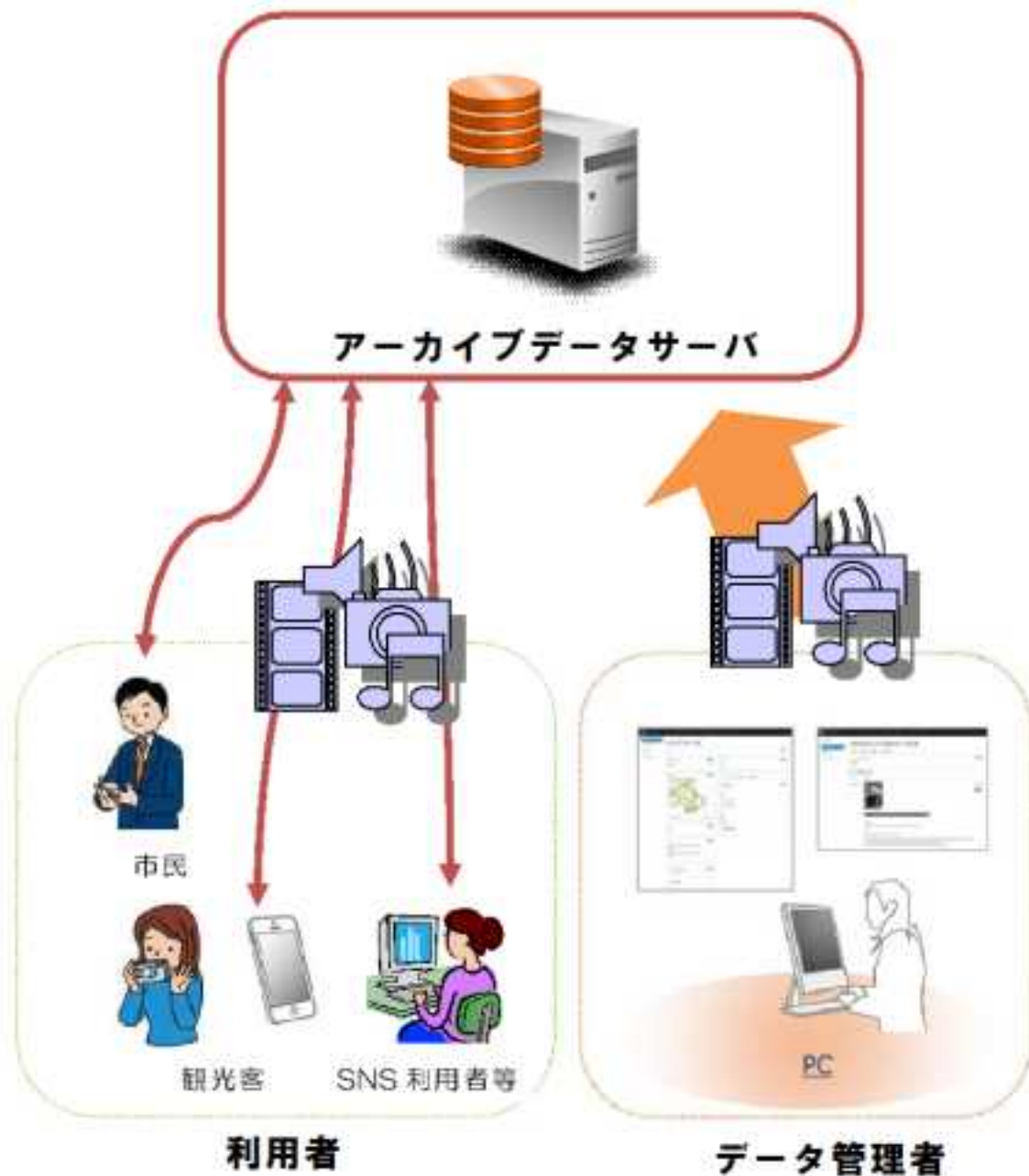
出典:歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン(案)(平成24年3月)

3-3. 観光ガイド支援アーカイブの整備・運営

観光ガイド支援アーカイブは、誰もが利用できる観光データベースである。市内各所の四季折々の写真や昔の写真、祭りの動画や解説情報などをデータベース化し、パソコン、スマートフォンやタブレット端末を活用することで、観光ボランティアガイドが活用するのみならず、地域の学生や若者も画像や動画を利用して、観光客に旅行前、旅行中にかかわらず紹介することができるようになる。

このアーカイブの素材は、市や民間事業者のみならず、地元住民等からの投稿を可能な仕組みとし、クラウドで保管する仕組みを構築する。

<観光ガイド支援アーカイブの整備・運営の仕組みイメージ>



第3章 施設等整備に係る官民連携手法の検討

本章では、第1章で示した観光拠点構想（案）において位置付けた観光拠点、第2章で示した ICT 技術を活用したモデルプランについて、その整備に係る官民連携の検討を行う。

第1節 官民連携とは

本節では、官民連携の概要、事業サイクル毎の官民連携手法、PFI 事業の概要を示す。

1. 官民連携事業の概要

1-1. 官民連携の定義

1-1-1. 概要

「官民連携（公民連携）」とは、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の訳語である。従来、官（公・行政）が実施する公共施設等の計画、設計、建設、維持管理・運営について、これまでも業務委託などにより民間事業者に調達・発注してきた。しかし、業務委託では、官から発注に際して業務内容や仕様を提示し、それに従って民間事業者が業務を行うという形態をとる場合が多かったため、必ずしも官民が対等の立場で「分担」、「協働」したものにならず、民間事業者の持つ能力が十分に生かされない側面があった。

このようなことから、平成 11 年 7 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」が制定された。この法律により、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）事業方式が活用できるようになり、民間事業者がその能力を活かして、公共施設の整備・運営等の事業を行えるようになった。また、平成 15 年 9 月には改正地方自治法が施行され、民間事業者等が公共施設の管理運営や公共サービスの提供について参画できる「指定管理者制度」が導入された。

<官民連携手法の種類の分類イメージ>



出典：PPP/PFI 事業・推進方策事例集（平成 26 年 7 月 国土交通省総合政策局）

1-1-2. 手法の概要

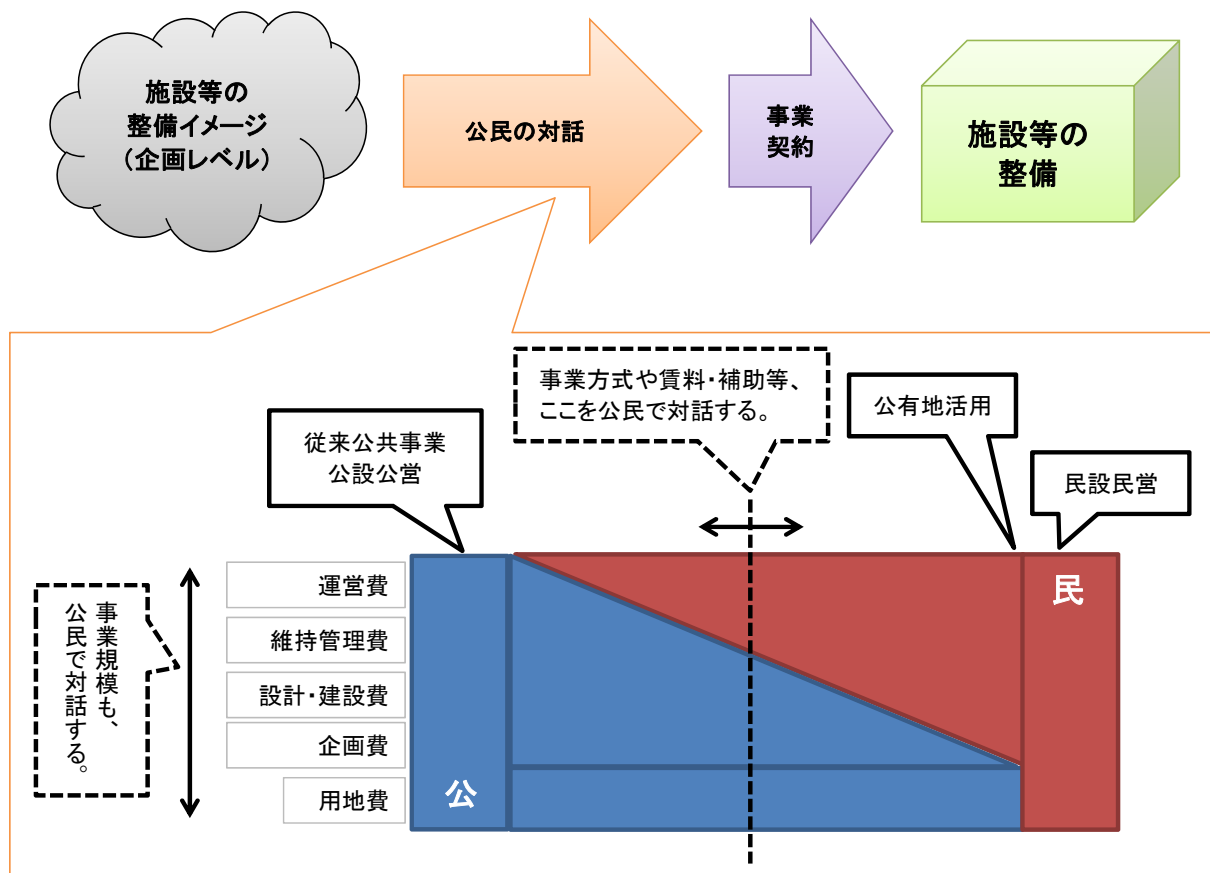
官民連携の手法は、公的事业の各段階をどの程度民間に委ねるかでいくつかの方式がある。一例を以下に示す。

<官民連携手法の一覧>

事業手法		用地取得	施設所有	資金調達	設計・建設	維持管理・運営
公設公営（従来方式）		公	公	公	公	公
公設民営	公設+指定管理者等	公	公	公	公	民
	DBO方式	公	公	公	民	民
民設民営	PFI（BT0）方式	公	公	民	民	民
	PFI（BOT）方式 公的不動産の有効活用	公	民	民	民	民
	完全民設民営（支援・助成）	民	民	民	民	民

※表中の公・民の表示は、主たる実施主体を意味する。

<官民連携のイメージ>



1-2. 官民連携の目的及び期待される効果

官民連携の目的は、官民対等の立場で役割を「分担」または「協働」し、より少ないコストで最大の効果を得ることであり、公共サービスや事業効率のアップ、地域経済の活性化等にある。

そして、官民連携により期待される効果は、主に以下のようなものがある。

＜官民連携により期待される効果＞

立場	期待される効果
官 (公・行政)	<p>① <u>民間ノウハウ・技術の活用</u>：施設の性能向上、サービス品質の向上、工期短縮</p> <p>② <u>コスト削減</u>：建設・運営費の削減（行政負担の削減）</p> <p>③ <u>資金確保</u>：民間資金、市場資金の活用</p> <p>※特に①と②について、公共施設・公共サービスの品質の維持は前提となる。そのため、コストを削ると品質が低下し、過度なノウハウを得ようとすればコスト高になるなど、これら期待する効果はトレードオフの関係にある。</p>
民 (民間事業者等)	<p>① <u>ビジネスチャンス</u>：新しい事業形態に参画することでの受注機会、事業分野の拡大の機会</p> <p>② <u>地域貢献・ステイタス性</u>：官民連携事業において公共業務を担うことで、企業の信用力・イメージが向上</p> <p>③ <u>利益</u>：事業として成り立つための必須条件であり、これが最も期待される</p>
地域 (住民)	<p>① <u>雇用創出</u>：官民連携事業では従来行政職員が担っていた仕事が民間に委ねられるため、地域雇用が創出される</p> <p>② <u>民間資金の活用</u>：税金や起債ではなく、市場の資金や個人がストックしている資金が動くことになる</p> <p>③ <u>住民サービス品質の向上</u>：従来方式に比してよりサービス品質が向上する可能性がある</p>

2. 事業サイクル毎の官民連携手法

官（公・行政）が、公共施設や公共サービスを住民に提供するためには、事業企画、資金調達、設計・建設、維持管理・運営に至る事業サイクルを経る必要がある。その各段階において、民間の関与のあり方には様々な形が想定される。その各段階において、各種の官民連携手法があり、それを以下に整理する。

また、それらを一体的に行う PFI 事業について概説を整理する。

2-1. 事業企画段階

2-1-1. 従来方式

公共施設の整備または公共サービスの提供は、行政としての本来業務であり、行政内部で企画していた。新しい事業に取り組む場合においても、行政内部で学識経験者や有識者等が参画した委員会などを設置し、アドバイスを受ける形で実施してきた。この手法は、現在でも主流である。

2-1-2. 官民連携手法

事業企画が多様・複雑化する中で、より専門性や特殊性が求められる事業について、公共事業の発注方式として事業の調査・企画段階から民間の発想やノウハウを取り入れるために提案を求めるプロポーザル方式が増えてきている。

< 事業企画段階における民間活用手法例 >

方式	内容
事業提案 (プロポーザル) 方式	行政が求める公共サービスの仕様や性能について、複数の民間事業者から提案をさせ、最適な案を提案した事業者を選定する方法。
プロデューサー事業 コーディネーター方式	民間における専門家や有識者をプロデューサーとして任命し、専門的見地からの助言並びに指導、個人の知名度やネットワーク等を活用して事業推進を図る方法。ボランティア的な側面が強い。
PFI アドバイザリー方式	PFI 事業を実施する場合において、専門的な調査、分析、助言等を得るためアドバイザリー業務を外部委託する方法。業務を受託したコンサルタント等は、PFI 事業の実施方針策定や契約方式の選定・内容検討・事業者公募手続きの作成等を行う。

2-2. 資金調達段階

2-2-1. 従来方式

行政が公共施設等を整備する場合、基本的には住民等からの税金を原資に、自主財源や交付金、起債等により資金を調達してきた。

行政は首長等が毎年度、個々の事業を行うにあたって予算を立て、一般に、その予算を承認するか不承認とするか、議会で決定している。なお、自治体の予算については、法で定められており、単式簿記方式となっている。

2-2-2. 官民連携手法

(1) 市民ファイナンス

市民ファイナンスによる資金調達方法としては、以下のような手法がある。

従来方式に比べて、寄附以外は、直接的な利害を有するために、市民目線での運営チェックが働きやすい。

< 市民ファイナンスの事例 >

形態	概要
寄附	<ul style="list-style-type: none"> 寄附は、社会貢献や共感・共鳴する事業等に対する協力・参加といった目的のために金銭等が無償で提供するものであり、民法上は「贈与」に該当する。 提供した資金（元金）は返済されず利息・配当等が付されることはない。 近年では、「ふるさと納税」制度が整備されている。
貸付	<ul style="list-style-type: none"> 貸付は、ある特定の公共サービスの提供や社会資本の整備を行うために必要な資金を調達することを目的に、広く市民等から貸付を受ける形態である。 貸付の場合、寄附とは異なり、提供した資金（元金）は利息が付されて返済されることが前提となっている。貸付の利率については市場を介さず相対の取引となるため、比較的柔軟に設定することも可能である。
債券購入	<ul style="list-style-type: none"> 債券購入は、貸付と同じ目的であるが、貸付が相対の証書方式をとるのに対して、証券方式をとることになる。 貸付は分割償還が一般的であるのに対して、債券購入の場合には満期一括償還が一般的である。また、証券方式であるため、一般的に償還期限を待たずに当該債券を市場で売却することもできる。 貸付は相対で利率を比較的柔軟に設定できるが、債券購入の場合は市場レートが基本となる。
出資	<ul style="list-style-type: none"> 出資は、市民等が公共サービスを担う企業の株式を取得し株式となる、従来型の株式会社等への出資に加え、いわゆるファンドなどに対して出資を行うファンド出資等がある。 出資者は基本的に提供した資金に対する配当を得ることが前提となっており、こうした経済的リターンと「社会的価値」「公益」の実現による社会的リターンの双方を備える必要がある。また、出資は貸付や債券購入の元利償還に劣後して分配がなされるため、リスクが高くなる分、期待分配率をより高く求められることになる。 ファンド出資等には、匿名組合、任意組合、投資事業有限責任組合などの多様な発行主体がある。その中でも、匿名組合出資が活用されるケースが多い。 匿名出資組合は、企業に対し、商法上の匿名組合契約に基づき、市民等が匿名で出資を行う形態である。事業主体である企業と資金を出資する組合員が、事業から発生する損益分配を約束する契約であり、出資者は企業に経営の一切を委ね、企業から当該事業で得た利益の分配を受ける。通常の株式取得とは異なり、議決権等を有さず、利益配当請求権のみを持つ形態である。

出典：PPPの進歩形市民資金が地域を築くより引用作成

(2) プロジェクトファイナンス

プロジェクトファイナンスとは、プロジェクトにおいて資金調達を行う際、事業者自身が借入を行うのではなく、プロジェクトを遂行するPFI事業会社（特別目的会社：SPC = SPECIAL PURPOSE COMPANY）を設立し、この会社を事業者として独立して借入を行う資金調達の仕組みをいう。以下に、特徴等を整理する。

＜プロジェクトファイナンスの特徴等＞

導入	PFIにおいてプロジェクトファイナンスは、事業推進の具体的な手段となっており、言いかえるとプロジェクトファイナンスによる資金調達を行うために、事業会社を設立するのである。その為、プロジェクトファイナンスでは、事業の採算性を重視するため、PFIに関わる民間企業は収益を確保するために効率的・効果的に事業を推進していく必要がある。
特徴	<p>借入はコーポレートファイナンスの場合、スポンサー（事業主体）が行うが、プロジェクトファイナンスの場合は、PFI事業に際し新たに設立される事業会社（特別目的会社：SPC）が行う事になる。この場合、PFI事業会社は融資時点では何ら担保となる資源（プロジェクトの収入や過去の営業成績等）を有していない事業それ自身が担保であるから当然の事である。その為、融資を行う銀行サイドとしてはPFI事業における事業性や事業遂行を阻害するリスクについて細部に渡るまで検証し、不確実な要因を排除する事となる。</p> <p>返済の財源は、プロジェクトから得られるキャッシュフローのみである。銀行サイドはこれを確保するためにその用途、支払順序等は予め契約書に明記される事となる。プロジェクトファイナンスは、原則、親会社への債務保証を求めないノン・リコース（不遡及）ファイナンスであるが、実際には出資者であるスポンサーは、当該事業に精通している事が多く、その為出資金の搬出以外に何も義務を負わない事は稀であり、通常は当該事業に何らかの財務支援を行う事になる。故に、プロジェクトファイナンスは、リミテッド・リコース（限定遡及）となるケースが多くなる。</p>
リスク 分担	<p>事業における融資をプロジェクトファイナンスで受けようとコーポレートファイナンスで受けようとその事業に対するリスクは同じである。一般的にPFI事業は10年～30年と長期間に渡るため、その間のリスクを洗い出す事は最も重要である。以下、リスクの一例を挙げる。</p> <p>【リスク一例】1. 出資リスク、2. 完工リスク、3. 運転管理リスク、4. 市場リスク、5. 収支リスク、6. 物価変動リスク、7. 環境リスク、8. 不可抗力リスク、9. 契約解除リスク、10. その他</p>
メリット	<p>I 財務負担軽減 資金調達にあたり、企業の信用力を使ってコーポレートファイナンスにより調達した場合、バランスシート上、負債の比率が増加するため、財務内容が脆弱化したとみなされる事があり、その結果信用力の低下等を招き新規資金調達が制約される恐れがでてくる。一方、プロジェクトファイナンスによるノン・リコースやリミテッド・リコースとする事により、原則としてPFI事業会社は財務上スポンサーから切り離され、PFI事業会社の借入金はスポンサーのバランスシートに債務として計上されない。</p> <p>II 資金調達可能性の拡大 新規事業で資金調達を行う場合、プロジェクトファイナンスを使えば、事業の計画・経済性等がしっかりしたものであれば、PFI事業会社を構成する事業主体は、自らの財務内容や信用力に左右されない資金調達が可能となる。</p> <p>III リスクの軽減 プロジェクトファイナンスにおいては、PFI事業会社の関係者間でリスクを分担し、リスクを適切に管理できる者がそれぞれの責任で負うことになる。故に、プロジェクトファイナンスにおけるスポンサーはコーポレートファイナンスと比較してリスク量の低減を図ることができる。このようにプロジェクトファイナンスを利用すれば、当該事業のリスクを細分化した上、自らのリスクを最小化することができ、これは同時に事業を遂行する場合、特にメリットがでてくる。</p>

出典：PFI インフォメーション HP

2-3. 設計・建設段階

2-3-1. 従来方式

我が国の公共事業における建設生産システムは、①発注者による事業監理（計画から維持管理まで）、②設計・施工分離の原則、③施工の一括請負方式を特徴としている。

つまり、これまでの公共施設等の設計・施工は、基本的には、設計・施工を分離発注する方式が一般的であった。行政が主たる監理責任を持ち、所要規模、費用、材料等を明示し、設計・施工段階毎に競争入札等によって民間委託を行ってきた。

ただ、行政におけるインハウスエンジニアの減少や財政難、公共サービスの多様化といった環境の変化により、従来型の発注方式のみでは対応しきれない事例も出てきており、対応が求められている。

<設計・施工分離方式の利点>

特徴	利点
①発注者による事業監理	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>設計・施工・監理責任の一元化</u>：発注者が公共工事の全ての段階において国民に対する責任を負う。 ・ <u>インハウスエンジニアによる監理</u>：各段階のノウハウを有する専門技術者による監理により事業全体を効率化、最適化
②設計・施工分離	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コスト増加の防止</u>：設計者は意図的な過剰設計を行い、試行費用を増加させるメリットがないためコストの増加を防止できる。 ・ <u>品質・安全性確保</u>：設計者は施工費用に対するリスクを負担しないため、耐久性等の品質・安全性を当該環境に応じて確保することができる。 ・ <u>設計の品質チェック</u>：発注者、施工者による設計の監理・照査による設計品質の維持 ・ <u>発注条件の明確化</u>：詳細な図面にて施工を発注することにより発注条件の明確化、入札価格への余分なりリスク費用の上乗せを防止
③施工の一括請負方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施工責任の一元化</u>：発注者からみた施工の責任（瑕疵、専門工事業者調達を元請けに一元化） ・ <u>市場原理の活用</u>：専門工事業者の選定、契約、管理を民・民契約に委ねることにより市場競争原理の有効活用ができる。

出典：国土技術政策総合研究所 HP 発注方法の最適化に向けて

2-3-2. 官民連携手法

従来の設計・施工分離方式以外にも、一括発注（DB方式）や発注者支援を行うCM方式、施工予定者を実施設計段階から協議に入れるECI方式などの新しい発注方式がある。

設計・施工分離方式は行政にとってこれまで行ってきた方式であり経験もあるが、民間の能力活用によるコスト縮減や工期短縮などの点では、設計と施工を一括化させる新しい方式の方が優れている。

(1) 設計・施工の一括発注（DB方式）

近年では、従来の設計・施工分離に対して、DB（デザインビルド）という「設計・施工一括発注方式」が公共事業においても多く採り入れられている。

設計と施工の一体的活用のメリットとデメリットは、以下のとおりである。

＜設計・施工一括発注のメリット・デメリット＞

メリット	デメリット
①設計・施工を同一企業へ発注するため、独自の技術や工法等を設計に反映させることが容易になる。 ②施工業者の独自の技術やノウハウを活用し、設計内容を熟知した者が施工を行うので工期短縮、コスト縮減効果が期待できる。 ③事業の早期段階で工事施工者を決めるため、同時入札での不調リスクが低減できる。 ④受注者側の責任の一元化など	①設計前の性能発注となり、具体的な使用を受注者に委ねることになるため、企業利益追求による品質低下や高コスト化などの課題があり、発注者が求める性能・仕様を確保する工夫が必要となる。 ②設計と施工を同一企業へ発注するため、チェック機能が働きにくくなる。 ③施工業者の独自の技術やノウハウを活用することから、受注者は高度な技術力を有する業者か、同業者と地元業者の共同体として受注する2ケースとなる。そのため、地元業者を限定・優先した発注条件は設定できない。

(2) コンストラクション・マネジメント方式（CM方式）

CM方式は、コンストラクション・マネージャー（CMR）が発注者の補助者・代行者として、発注者や受注者が担ってきたマネジメント業務を担当する方式である。米国で多く用いられている建設生産・管理システムであり、我が国においても民間建設工事を中心に活用が進められている。

発注者の経験が不足している事業、大規模災害時の復旧工事、高度な調整を必要とする複合開発などの場合に、発注者の能力や体制を補完するものである。工事の分離発注によるコストや発生プロセスが透明化されるメリットがある。

(3) アーリー・コンストラクター・インボルブメント方式（ECI方式）

ECI方式は、実施設計段階で施工予定者を選定し、工法や仕様などに提案を反映させることで、入札不調リスクの軽減を図るものである。主に災害復旧を迅速に進める際に採用されている。施工予定者技術協議方式と言われる。

施工者の選定は技術評価のみで行うため、優れた提案を行う企業を選べる。施工予定者にとっては、設計が終わった段階からすぐに資機材調達や下請企業手配などの準備期間に充てることができ、施工段階へ迅速に移れるメリットがある。

2-4. 維持管理・運営段階

2-4-1. 従来方式

維持管理には、施設の保全管理、修繕、清掃などがある。これまでも委託業務等により、民間委託を行ってきた。ただし、多くの場合、仕様発注であり、民間の創意工夫があまり活かされない分野であった。

運営に関しては、民間のノウハウが活かせる公共事業において、自治体（第一セクター）が民間企業（第二セクター）と共同出資によって設立した半官半民の第三セクターにより運営がなされてきた。第三セクターは、利益追求を目的とせず、公共的事業を最小限のコストで実行するための手法である。しかし、一部の第三セクターにおいては、経営責任の曖昧さもあり、公が損失補償をしているような事態も発生している。

2-4-2. 官民連携手法

(1) 指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された。

この制度が導入されたことにより、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになった。

<指定管理者制度のメリット・デメリット>

メリット	デメリット
①施設の管理に、民間事業者等のノウハウを活用することで、利用者に対するサービスの向上が期待できる。 ②施設の管理に期間を定め、PDCAサイクルを明確にすることで、サービスの改善に活かすことができる。 ③指定管理者の選定手続きを公募とすることで、競争原理による管理コストの軽減を図ることができ、行政経費の削減が期待できる。	①短期間で指定管理者が交代した場合、ノウハウの蓄積を妨げられるおそれがある。 ②人件費の抑制などコスト削減の面のみが着目され、施設の運営経費が十分確保されていない場合は、利用者に対するサービスの低下や地域の雇用に影響を与えることも懸念される。

(2) 包括的管理委託

包括的管理委託は、主に施設の維持管理等について、複数施設・複数年契約・性能発注等により一括発注・性能発注する委託手法である。

高度経済成長期に建設された多くの社会インフラが老朽化し、維持管理費が増大する一方で、地方自治体においては財政状況の悪化、職員の定員削減が進み、特に技術職員の不足が進んでおり、従来型のやり方だけでは、社会インフラの維持が困難になってきている。そのような背景を受け、コスト縮減が可能となる包括的管理委託の導入が一手法として推進されている。

3. PFI事業の概要

3-1. 制度概要

3-1-1. PFI事業とは

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法である。

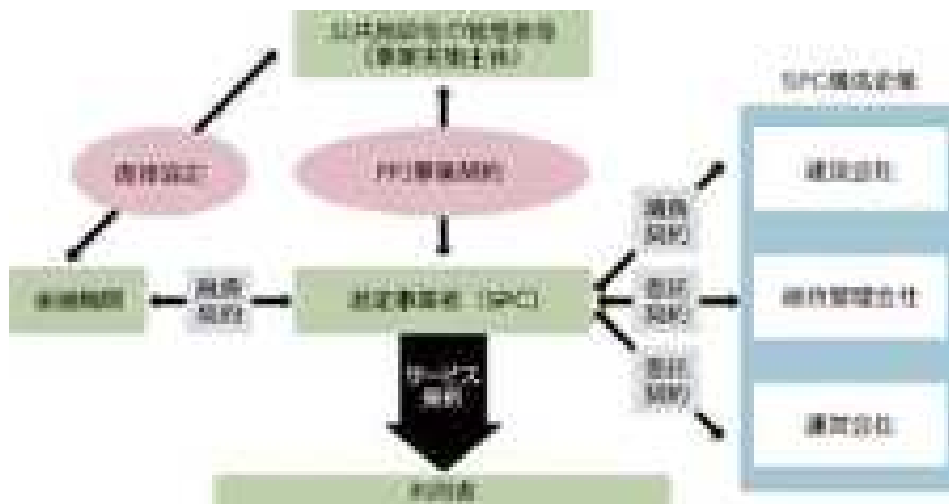
我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定され、PFI事業の枠組みが設けられた。

<PFI事業の流れ>



出典：株式会社 民間資金等活用事業推進機構 HP

<PFIの事業スキーム>



出典：株式会社 民間資金等活用事業推進機構 HP

3-1-2. 基本理念

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律において、PFI 事業の基本理念は、以下のように定義されている。

(基本理念)

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第七十七条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。

2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

3-1-3. 期待される成果

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定）において、PFI 事業の実施は、以下の成果をもたらすことが期待されている。

<PFI 事業に期待される成果>

成果	概要
1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること	PFI 事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できる。また、事業全体のリスク管理(*)が効率的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる。これらにより、コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待される。 ※事業を進めていく上では、事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、計画の変更、天災等さまざまな予測できない事態により損失等が発生するおそれ（リスク）がある。PFI では、これらのリスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担する。
2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革	従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者が行うようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待される。
3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること	従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなる。PFI 事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等の新たな手法を取り入れることに加え、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金供給等を行うことにより、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進につながることも予想される。このようにして、新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待される。

出典：民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定）

3-1-4. PFI 事業の原則と主義

PFI の基本理念や期待される成果を実現するため、PFI 事業は次のような原則と主義を持っている。

<PFI 事業の 5 原則 3 主義>

5 原則	公共性原則	公共性のある事業に導入される
	民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する
	効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施する
	公平性原則	特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保される
	透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない
3 主義	客観主義	各段階での評価決定についての客観性が求められる
	契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須である
	独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない

出典：民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定）

3-1-5. PFI 事業の利点

PFI 事業によって、施設整備を図る利点は、以下のようなものがある。

- ①行政財産に民間収益施設・事業を含めることができる
- ②民間資金を導入して、割賦で長期返済できる。
- ③官製ファンド（PFI 機構、民都機構等）の投融資が利用できる
- ④公有資産に運営権設定ができる

なお、事業土地、施設が行政財産の場合、民間収益施設・事業を含めるためには PFI でないとできない。普通財産なら、地方自治法でも可能である。

3-2. PFI の事業分類

PFI 事業は、事業費の回収方法や施設の保有形態によって、幾つかのパターンが存在する。

3-2-1. 事業費の回収方法による分類

事業費の回収方法によって、以下の分類がある。

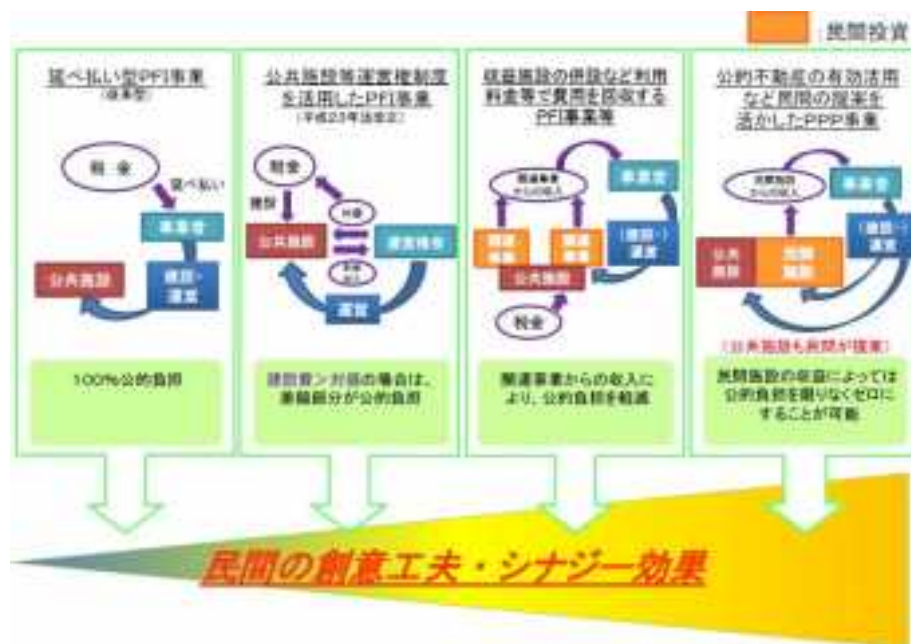
これまで多く実施されてきたのは、施設整備費と事業期間中の管理費等を、公共施設等の管理者等が税財源から支払う方式（100%公的負担での「延べ払い型」）である。

今後は、「延べ払い型」であっても、例えば維持管理等において業績と連動した契約とすることや複数の施設の改修や維持管理等を束ねて1つの事業とするなど包括的な契約とすること等により、民間の創意工夫によるコスト削減を積極的に喚起し、できるだけ税財源負担を減らす努力を行うことが求められている。

また、利用料金等の税財源以外の収入により費用の全部又は一部を回収する PFI 事業については、官民が適切に連携しつつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することが求められている。

＜PFI 事業の事業費の回収方法による分類＞

分類	概要
サービス購入型	<ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型。 ・多くの場合、サービス購入料は契約期間に渡って割賦払いされる「延べ払い型」である。 ・収益性の無い施設において採用される。
独立採算型	<ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者のコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型。 ・収益性のある施設において採用できる。
混合型	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス購入型と独立採算型を併用した類型。



出典：PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン（平成 25 年 6 月 6 日）

3-2-2. 施設の所有形態による方式分類

PFI 事業では、新規に施設を整備する場合、施設の所有形態によって、主に BOT 方式、BOT 方式がある。それぞれの特徴を以下に整理する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ BOT 方式と BOT 方式の違いは、所有期間中の施設の所有権が官、民の違いである。 ・ 運営期間中の所有権の有無によって、課税・非課税の違いがある。 ・ 民間事業者が施設の所有権を有する BOT 方式の方が民間活力を活かしやすい ・ BOT 方式では民間事業者の運営に問題があった場合、契約の解除要件に該当しても所有権の問題が残る。所有権は民法上の扱いもあり、契約の解除に譲渡を盛り込んでも、実際には裁判を経ないと難しくなる。一方で、BOT 方式であれば、施設の所有権が行政側にあるため、措置が比較的容易である。 ・ 我が国において最も多く採用されているのは、BOT 方式である。

<BOT 方式と BOT 方式の比較>

方式	BOT 方式 Build・Transfer・Operate	BOT 方式 Build・Operate・Transfer
内容	PFI 事業者が施設を建設した後、施設の所有権を公共側に移管した上で、運営を行う方式	PFI 事業者が施設を建設し、契約期間にわたり運営を行って、資金回収した後、公共側にその施設を移管する方式
評価	○：当該方式のメリット ◆：事業構築上の工夫・対策が必要な点 ▲：現行制度上は緩和・回避が困難なデメリット	
公共施設としての独占的使用	○施設が行政財産となるため、独占的使用が保証される。	◆第三者による私権の設定を事業契約で禁止する等の措置をとる必要がある。
リスク移転	▲建物所有に伴うリスクは公共側が負担する。 ○移転されるリスクの量が少なく、資金調達コストが抑えられる。	○建物所有に伴うリスクの大部分を民間に移転できる。 ◆上記のリスク移転により資金調達コストが高くなる可能性がある。
施設機能・用途等の変更	○施設の所有権が公共側にあるため、柔軟な機能・用途等の変更が可能。	◆公共側が施設の貸借人となり、権限を越えた用途変更や改修等が原則不可である。
施設の性能・機能の確保	◆瑕疵担保責任期以降の瑕疵の修補は原則として公共側の負担となる。	○民間事業者は施設所有者として、建物の性能・機能を維持する義務を負う。公共側はこれに対してペナルティを課すことができる。
維持管理水準の確保	▲施設整備費の支払い部分は確定債権となり、ペナルティの対象外となる。 ○上記の点は元利償還の債務不履行リスクを軽減するため、金融機関からの融資が受けやすくなる。	○施設整備費相当部分にまでのサービス対価の減額等も可能。 ◆上記の点は元利償還の債務不履行リスクを増大させるため、資金調達上マイナス要因となる。
事業契約解除時の対応	○建設後の施設の所有権は公共側にあるため、事業契約解除後も継続して使用が可能。	◆施設の所有権が民間事業者側にあるため、公共側の優先的な売買予約権、解除後の支払うべき残務債務の範囲及び方法を事業契約で定める必要がある。
公租公課の負担	○建物保有課税は生じない。 ○建物取得原価を割賦原価として事業期間中に全額費用計上できるため、法人税負担が相対的に軽くなる。	◆建物保有課税が生じ、公共側が支払うサービス対価に上乘せられる。 ▲施設建設時に不動産取得税、登録免許税が生じ、公共側のサービス対価に上乘せられる。 ▲減価償却期間と事業期間の相違により建物取得原価の一部が益金として課税対象となる。
一般的な事業適正	・施設の運用主体が公共団体である場合には、行政ニーズに合わせた柔軟な用途変更や改修ができる。	・施設の運用主体が民間事業者である場合には BOT の適性が高い。

出典：建設コンサルタントにおける PFI 事業の Q & A（平成 15 年 6 月）

3-2-3. DBO 方式

DBO 方式は、PFI に類似する手法として位置付けられている。

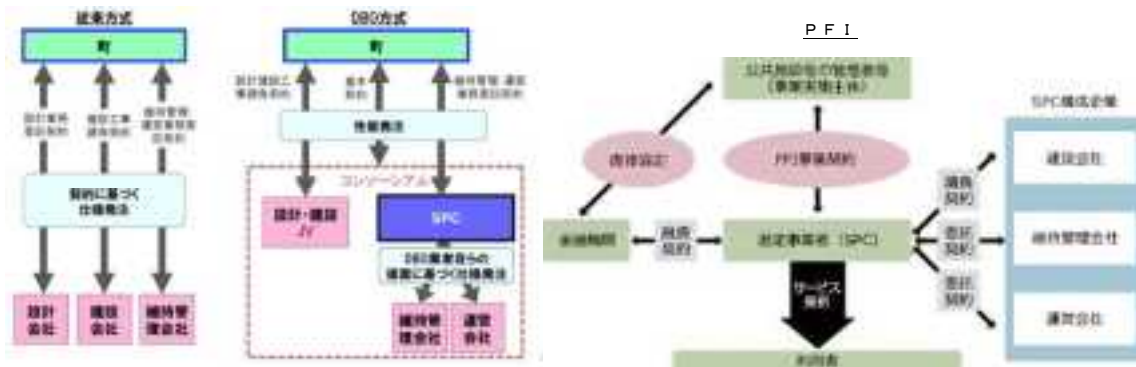
以下の特徴がある。

- ・資金調達を民間ではなく、公共が行う。（※一般的に低金利での調達が可能。ただし、金融機関が参画せず、モニタリング時のチェック機能はなくなる。PFI の場合は民間が金融機関等から調達する。）
- ・設計・施工費を一括して支払う。（※SPC 内費用の平準化はできない。PFI の場合は繰り延べ払い）

<DBO 方式の概要>

	資金調達	設計・建設	維持管理	監視
従来方式	町	町 民間	町 民間	町
DBO方式	町	民間	民間	町
【参考】PFI方式	民間	民間	民間	町

項目	従来の民間委託・請負	DBO方式	【参考】PFI方式
委託期間	原則半年度	長期間(15～20年程度)	長期間(15～20年程度)
委託範囲	個別業務ごとの場合が多い	包括的	包括的
建設費	町が負担 (一般財源、補助金、起債等)	町が負担 (一般財源、補助金、起債等)	民間側が立替え (事業者が資金調達)
発注方法	仕様発注 (公共側の判断・仕様に基づく)	性能発注 (要求水準を自社責任で解釈)	性能発注 (要求水準を自社責任で解釈)
対価払い	個別業務ごとに一括で支払い	個別業務ごとに一括で支払い	委託期間中に平準化して支払い
リスク	基本的に町が負う	各契約書に定めた分担に基づく	事業契約書に定めた分担に基づく
業務改善 インセンティブ	働きにくい (民間事業者の創意工夫の余地小)	働きやすい (民間事業者の創意工夫の余地大)	働きやすい (民間事業者の創意工夫の余地大)



出典：京丹波町資料、株式会社 民間資金等活用事業推進機構 HP

第2節 官民連携の事例調査

本節では、官民連携の事例調査結果を示す。

1. 道の駅ごせ（仮称）に関連する事例

1-1. 指定管理者制度

(1) 道の駅の運営者の概要

道の駅の運営に関しては、多くの施設において指定管理者制度が導入されている。

<道の駅 管理・運営者別数>

○管理・運営者種別

管理・運営者	箇所数	構成比率	備考
自治体	156	15.7%	
第三セクター	312	31.1%	
財団法人等へ委託	89	8.9%	観光施設管理協会、地域振興財団 等
指定管理者 等	445	44.3%	JA、民間会社 等
合計	1,004		

出典：道の駅について（平成25年9月 国土交通省）

(2) 周辺事例調査

周辺の道の駅において、指定管理者制度を導入して運営している自治体にアンケート調査を行った。

自治体の初期投資額が約5億程度、運営費がゼロ、維持管理費を除いて年間約500万円の純歳入となっている。一定程度の集客があって売上げが確保できれば、初期投資額の回収は難しいが、一定程度の大規模修繕費の積立では可能な運営となっている。

<事例調査>

施設概要	敷地	面積約 3,000 m ² 、駐車台数：約 140 台
	建物	建築面積約 1,000 m ² 、延床面積約 1,250 m ² 、地上 2 階建て、鉄筋コンクリート造
	整備概要	一体型の道の駅。駐車場とトイレ、地域振興施設のみ構成。敷地を区切ってそれぞれ整備し、駐車場とトイレが道路管理者、他は自前で整備。
事業費	用地費	約 2 億
	整備費	約 3 億（補助金約 3 億除く）
維持管理費		約 350 万（※県の駐車場土地借上げ料、県有地公衆トイレ管理委託料含む）
運営費	支出	指定管理料は無し。（※貸館業務は利用料金制であり、指定管理者の収入としている。）
	収入	850 万/年（※賃貸料は、無し。但し、直売所・売店・レストランの運営業務における販売額の 2.2%の納入とし、過去実績約 850 万/年。）

1-2. PFI 事業

(1) 道の駅いぶすき彩花菜館

道の駅の PFI 事業の実施事例として、鹿児島県指宿市が実施した「道の駅いぶすき彩花菜館（さかなかん）」の概要を以下に示す。

<PFI 事業の概要>

選定期間	平成 15 年 10 月	
事業主体	鹿児島県指宿市	
担当部署	指宿市総務部企画課	
事業地	指宿市小牧字磯 52 番地 他	
事業規模・概要	敷地面積	都市公園：12,000 m ² 道の駅：4,000 m ² （駐車場面積 2,800 m ² ，道路敷き 1,200 m ² ）
	建物面積	鉄骨 2 階建て、延べ床面積：809 m ²
	事業内容	地域交流施設設計，建設，維持管理及び運営業務 都市公園維持管理業務 道の駅維持管理業務
	事業期間	15 年
	募集・選定方式	総合評価一般競争入札
	事業方式	BT0 方式 サービス購入型
	委託業務内容	—
	事業費（百万円）	365
	建設費（百万円）	206
	VFM（特定事業選定時）	23.4%
	VFM（入札後）	36.7%
	PSC（現在価値）	293
	PFI 額（現在価値）	185
	総合アドバイザー	都市経済研究所
技術アドバイザー	—	
民間事業者	応募者グループ	大木建設グループ，サンシャイン・ゲートグループ，秋栄グループ
	選定事業者グループ	大木建設，指宿湊建設，ファインサプライ
	PFI 事業者（SPC）	サニーケーブ
	PFI 事業者（出資者）	大木建設（39%）、指宿湊建設（25%）、ファインサプライ（26%）、南日本総合サービス（10%）
	PFI 事業（資本金） （百万円）	10

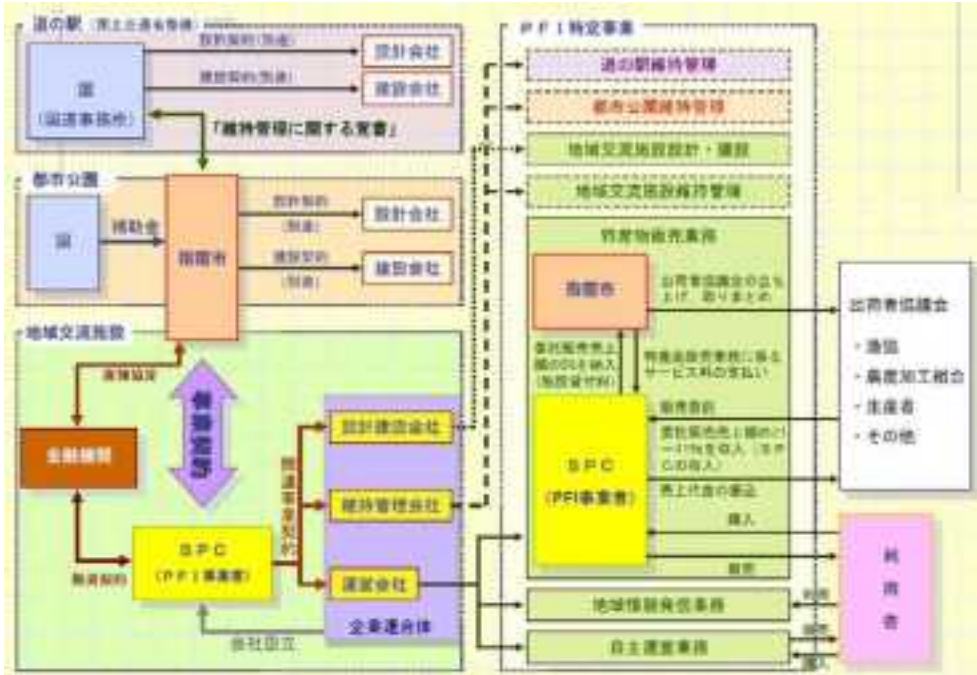
出典：日本 PFI・PPP 協会

<事業概要①>

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市が都市公園（12,000 m²・駐車場 41 台分）の整備に併せて、公園内に地域交流施設を設置し、隣接地に国が道の駅（駐車場 26 台分・トイレ・道路情報案内装置）を設置した事業。そのうち、地域交流施設について、PFI 事業を導入した。 ・都市公園は事業費 4.8 億円、道の駅は事業費 3.8 億円。公設。 ・地域交流施設は事業費約 3.6 億円（施設整備費 2 億、15 年間の維持管理費 1.6 億円）で、民間事業者が建設・運営。 
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・BTO 方式であり、15 年間の繰り延べ払いで、一度に多額の財政負担が生じない。 ・15 年間で、従来の公共事業方式でやった場合と比べて約 37% もの経費削減効果。 ・特産品の販売やレストランの運営という業務に民間事業者の経験や経営ノウハウを活かし、利用者に対してはサービス水準の向上、生産者に対しては集客力の増加による生産意欲の向上が期待され、さらに地域活性化への波及効果も期待される。
<p>完成イメージ</p>	

出典：指宿市資料

< 事業概要② >

<p>事業 スキーム</p>	<p>・PFI 特定事業として、地域交流施設の設計・建設・維持管理・運営と併せて、隣接する道の駅及び都市公園の維持管理をSPCが担っている。</p> 
<p>SPC 収入</p>	<p>①初期投資に係るサービス料 ②維持管理・運営に係るサービス料 ③特産物販売業務の売上 ④自主運営事業の売上</p>
<p>SPC 支出/ 公収入</p>	<p>①特産物販売業務の委託販売売上額の5%を施設貸付料として納付 ②自主運営事業の使用面積に応じた施設利用料を納付</p>

出典：指宿市資料、指宿地域交流施設整備等事業入札説明書（平成15年5月 指宿市）

(2) 佐原広域交流拠点 PFI 事業

道の駅の PFI 事業の実施事例として、国と千葉県香取市が共同で実施した「佐原広域交流拠点 PFI 事業」の概要を以下に示す。

<PFI 事業の概要>

選定期期	平成 20 年 10 月	
事業主体	国土交通省/千葉県香取市	
担当部署	関東地方整備局河川計画課	
事業地	千葉県香取市佐原イ 3981-2 地先他	
事業規模・概要	敷地面積	約 7,710 m ² （車両倉庫、河川利用情報発信施設、水辺交流センター）、約 4,242 m ² （地域交流施設）
	建物面積	車両倉庫、河川利用情報発信施設、水辺交流センター：延べ床面積 2,620 m ² 以上、地域交流施設：延べ床面積 1,100 m ² 以上
	事業内容	民間事業者は、国または香取市が所有する土地に公共施設を設計・建設し、施設を国に引き渡し後、事業期間に係る施設の維持管理及び運営を行う
	事業期間	15 年
	募集・選定方式	総合評価一般競争入札
	事業方式	BT0 方式 サービス購入型
	委託業務内容	—
	事業費（百万円）	2500
	建設費（百万円）	1450
	VFM（特定事業選定時）	17.0%
	VFM（入札後）	—
	PSC（現在価値）	—
	PFI 額（現在価値）	—
	総合アドバイザー	国際航業
技術アドバイザー	—	
民間事業者	応募者グループ	東洋建設, 川と道の CROSS・GATE グループ
	選定事業者グループ	東洋建設、前田建設工業、常総開発工業、大和興産、ファイブ、麵屋桃太郎、（昭和設計、いであ、トータルメディア開発研究所、水郷ボートサービス、三興組）
	PFI 事業者（SPC）	PFI 佐原リバー(株)
	PFI 事業者（出資者）	東洋建設、前田建設工業、常総開発工業、大和興産、ファイブ、麵屋桃太郎
	PFI 事業（資本金）（百万円）	—

出典：日本 PFI・PPP 協会

<事業概要①>

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐原広域交流拠点整備事業は、本宿耕地地区において国と千葉県、香取市が共同して高規格堤防上に河川防災ステーション、国道拡幅、道の駅などや利根川に河川環境施設や舟運棧橋を整備する事業である。 ・BT0方式サービス購入型にて、事業区域面積16.9ha、建築物延床面積約3,790㎡（国：1,850㎡、香取市：1,940㎡）を実施。全体事業費は、約28.4億円（国：約15.3億円、香取市：約13.1億円）。 
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国と市が共同で一体的・効果的に施設整備を行えること。 ・民間資金の活用による事業費の割賦払いにより、早期に事業着手が可能となり地域活性化対策と市民サービスの早期実現を図れること。 ・民間のノウハウを取り入れ、道の駅の収益施設や河川環境施設、河川利用情報発信施設等の運営や維持管理を一体的に実施できること。
<p>完成イメージ</p>	

出典：国土交通省資料、利根川下流河川事務所HP

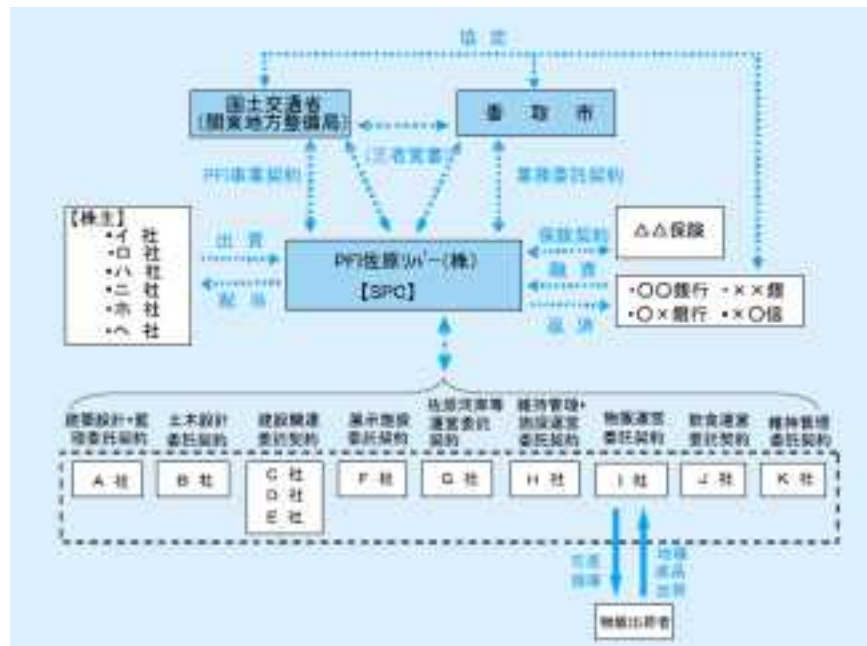
<事業概要②>

・国と市の共同事業にPFI手法を導入するに当たり、二者の異なる入札契約方式の連携を図るため、国と香取市、SPCの三者による「三者覚書」により、国とSPCおよび香取市とSPCによる二つの事業契約を相互に担保する事業契約スキームを構築している。

施設名称	施設管理者	PFI事業		
		設計・建設	維持管理	運営
道の駅	高槻特設駅	国	×	×
	活断（清掃棟）	国	×	○（国・市）
国道306号	干渉線	国	×	×
	ヘリポート	国	×	×
河川防災ステーション	大型駐車場	国	×	○（市）
	農村集落（芝生広場）	国	×	○（市）
	車庫広場	国	○（国）	○（国）
川の駅	河川利用情報発信施設	国	○（国）	○（国）
	水辺交流センター	香取市	○（市）	○（市）
	地域交流施設（道の駅）	香取市	○（市）	○（市）
河川環境施設	親水・遊歩ゾーン	国	○（国）	○（市）
	魚菜市場（伊賀産物）	香取市	○（市）	○（市）
	佐原河津（ボードウォーク）	国	○（国）	○（市）

〔凡例〕 PFI事業契約 委託契約

事業スキーム



SPC 収入	①施設整備費（割賦支払） ②維持管理・運営費 ③その他の費用 ④「利用料金制度」に基づく収入（多目的コーナー、駐車場等、情報収集室、シャワー室、レンタサイクル、船舶昇降スロープ、栈橋） ⑤地域交流施設の運営による収入（地場特産品展示販売施設の販売手数料、飲食施設の運営による収入）
SPC 支出/ 公収入	①地場特産品展示販売施設使用料（物販施設の総売上の5%） ②飲食施設使用料（飲食施設の規模に応じた一定額 1,800 円/m ² ・月） ③付帯施設使用料（付帯施設の規模に応じた一定額 900 円/m ² ・月。なお、市の期待する飲食施設を提案した場合には、供用開始日から3年間は施設使用料を免除）

出典：建設マネジメント技術（2011年3月号）、佐原広域交流拠点 PFI 事業入札説明書（平成19年10月 関東地方整備局）

(3) 道の駅京丹波味夢の里

道の駅のDBO方式での実施事例として、京都府京丹波町が実施した「道の駅京丹波味夢の里」の概要を以下に示す。

<PFI事業の概要>

選定期間	平成25年4月	
事業主体	京都府京丹波町	
担当部署	京丹波町土木建築課開発プロジェクト推進室	
事業地	京都府船井郡京丹波町曾根地内の丹波PA周辺	
事業規模・概要	敷地面積	約17,000 m ²
	建物面積	建ぺい率：60%、容積率：200% 京都縦貫自動車道の計画交通量：18,100台/日 (うち大型車4,300台/日)
	事業内容	事業内容 本町は、公共交通機関は脆弱であるが、自動車によるアクセスは恵まれている。本計画は、その長所を生かし、総合計画及び都市計画マスタープランに沿って、道路交通による丹波高原の玄関口として位置付けた地域振興拠点の整備を図るものである。
	事業期間	16年
	募集・選定方式	総合評価一般競争入札
	事業方式	DBO方式
	委託業務内容	サービス購入型
	事業費（百万円）	784
	建設費（百万円）	784
	VFM（特定事業選定時）	7%
	VFM（入札後）	7%
	PSC（現在価値）	737
	PFI額（現在価値）	685
	総合アドバイザー	株式会社建設技術研究所
	技術アドバイザー	—
民間事業者	応募者グループ	パシフィックコンサルタンツ株式会社、サンダイコー株式会社
	選定事業者グループ	サンダイコー株式会社、株式会社高松伸建築設計事務所、吉村建設工業株式会社、株式会社村井建設、近代ビル管理株式会社
	PFI事業者（SPC）	SPCなし
	PFI事業者（出資者）	サンダイコー株式会社（代表企業）
	PFI事業（資本金） （百万円）	—

出典：日本PFI・PPP協会（一部加筆）

<事業概要①>

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都縦貫自動車道の開通に伴い、京丹波 PA と一体的な地域振興拠点を整備した事業。縦貫道側と一般道側の両方からアクセス可能。 ・総事業費約 18 億円（うち施設整備費 8.7 億円）。主に地域振興拠点部分の設計・建設について、DBO 方式で提案を募集。（駐車場部分は町で実施） 
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業が主体の事業推進 ・着地型観光の促進（京丹波 コンシェルジュを従業員として雇用して駐在させる。将来的には従業員全員がコンシェルジュを目指す）
<p>完成イメージ</p>	

出典：京丹波町資料

<事業概要②>

<p>事業 スキーム</p>	<p>・DBO方式で、設計・建設及び非収益施設の維持管理・運営はサービス購入型、収益施設の維持管理・運営は独立採算型にて実施。</p>
<p>SPC 収入</p>	<p>①設計及び建設業務等のサービスの対価 ②非収益部分の維持管理・運営業務に係る費用 ③飲食施設、特産物販売施設等の売上 ④販売代行手数料 ⑤自主運営事業で得られる収入</p>
<p>SPC 支出/ 公収入</p>	<p>①施設使用料（固定額：2,000万/年、変動額：運営業務の売上額から販売代行手数料を除いた額の1%以上） ②納付金（自主運営事業を行う場合、売上額の1%以上）</p>

出典：京丹波町資料

<事業スケジュール>



出典：京丹波町 HP

<事業者選定のスケジュール>

平成 24 年 7 月 4 日	事業アイデア募集の告知
平成 24 年 7 月 11 日	民間事業者向け説明会の開催 実施方針（案）の提示
平成 24 年 7 月 11 日～8 月 10 日	事業アイデアの募集期間
平成 24 年 7 月 11 日～7 月 20 日	実施方針（案）の公表及び質問・意見受付
平成 24 年 7 月 31 日	上記への回答
平成 24 年 7 月 31 日～8 月 10 日	実施方針（案）の公表及び質問・意見受付（第二回目）
平成 24 年 8 月 21 日	上記への回答
平成 24 年 8 月 8 日～8 月 17 日	従来方式での事業見込額に対するコスト削減効果等についてのアンケート調査を実施
平成 24 年 9 月 27 日	実施方針（改訂版）の公表
平成 24 年 10 月 5 日	特定事業選定における客観的評価の結果公表
平成 24 年 10 月 9 日	要求水準書（案）の公表及び質問・意見受付
平成 24 年 11 月 1 日	上記への回答
平成 24 年 10 月 22 日～10 月 24 日	個別相談会の開催（特に町内業者の入札参画を促すことを目的）
平成 24 年 11 月 6 日	入札公告
平成 24 年 11 月 8 日	入札説明会の開催
平成 24 年 11 月 16 日	入札関連書類に関する第 1 回質問受付締切
平成 24 年 12 月上旬	入札関連書類に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 24 年 12 月 14 日	入札関連書類に関する第 2 回質問受付締切
平成 25 年 1 月上旬	入札関連書類に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 25 年 2 月 15 日	入札参加資格審査書類及び入札書類の受付締切
平成 25 年 3 月 29 日	開札・落札結果の公表
平成 25 年 4 月 10 日	審査結果通知、結果の公表
平成 25 年 4 月下旬	基本協定締結
平成 25 年 5 月中旬	仮契約締結
平成 25 年 6 月 19 日	特定事業契約締結

出典：京丹波町 HP

2. 宿泊施設ごせロッジ（仮称）に関連する事例

2-1. 指定管理者制度

(1) 公共が運営する宿泊施設

公共が運営する宿泊施設としては、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園・国民保養温泉地などの自然環境の優れた休養地に建設されている公共の宿である国民宿舎がある。また、キャンプ場等に併設したロッジ等の事例もある。

(2) 事例調査

周辺の宿泊施設を有する施設で、指定管理者制度を導入して運営している自治体にアンケート調査を行った。

宿泊施設のみでの運営ではないが、運営全体で利益が確保できておらず、指定管理料にて補てんをしている状態である。宿泊施設については、立地等を含め、集客ニーズを的確に把握できなければ、運営は容易ではないことが推測される。

<事例調査>

施設概要	敷地	面積約 18,000 m ² 、駐車台数：約 50 台
	建物	ロッジ（和洋 10 室・レストラン・温泉付）約 900 m ² バンガロー（平屋・10 人泊） 約 50 m ² ×3 棟 バンガロー（中 2 階建・6 人泊）約 25 m ² ×5 棟 プラネタリウム館 約 630 m ² バーベキューハウス 約 100 m ² ほか
	整備概要	敷地内にプラネタリウム施設を有する宿泊施設。ロッジにはレストラン、温泉が付いている。最大宿泊者数 80～110 人。
事業費		約 7.5 億
維持管理費		無し（※指定管理に含む）
運営費	支出	指定管理料 400 万 （指定管理者の指定管理料を含む事業収益が約 4,300 円、事業運営費は約 4,250 万/年で、ほぼ利益は無い。）
	収入	無し

2-2. PFI 事業

(1) 摩耶ロッジ整備等事業（兵庫県神戸市）

宿泊施設の PFI 事業の実施事例として、兵庫県神戸市が実施した「神戸市立国民宿舍 摩耶ロッジ（オテル・ド・摩耶）」を以下に示す。

<PFI 事業の概要>

選定期間	平成 12 年 10 月	
事業主体	神戸市	
担当部署	産業振興局観光交流課	
事業地	神戸市灘区摩耶山町 2-8	
事業規模・概要	敷地面積	23,231 m ²
	建物面積	2,323 m ²
	事業内容	低廉で質の高いサービスを提供し、魅力ある宿泊施設とするため、既存施設の改修を行い、維持管理及び運営を行う。
	事業期間	20 年
	募集・選定方式	公募型プロポーザル
	事業方式	BOT（ROT） 独立採算型
	委託業務内容	—
	事業費（百万円）	360
	建設費（百万円）	360
	VFM（特定事業選定時）	6.0%
	VFM（入札後）	—
	PSC（現在価値）	—
	PFI 額（現在価値）	—
	総合アドバイザー	さくら総合研究所
技術アドバイザー	庁内営繕課	
民間事業者	応募者グループ	鹿島・ジェイコム JV、いさご、ガル・永菌設計・鴻池組 JV、桜商事・高倉商店・岡工務店 JV、城泉閣、天恵フーズ
	選定事業者グループ	鹿島・ジェイコム JV
	PFI 事業者（SPC）	SPC なし
	PFI 事業者（出資者）	鹿島建設、ジェイコム
	PFI 事業（資本金） （百万円）	—

出典：日本 PFI・PPP 協会

< 事業概要 >

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 20年間のBOT事業。民間事業者は、神戸市から施設と敷地を無償で借り受け、摩耶ロッジの整備業務、維持管理・運営業務を担当するほか、敷地の一部を利用して体験学習事業や、収益の向上を図るための飲食・物販・入力事業等を実施。 施設規模は、RC造・木造地下1階、地上2階建て延べ約2,400㎡。洋室30室、和室1室。展望ジャグジー、ガラスハウス（多目的スペース）、シェフを呼んだ本格的なイタリアンレストラン。
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金制で第三セクターが運営した場合に対して6%のVFMが算定。（ただし、収支ゼロで計算。第三セクターの運営実態は赤字であったため、実質的なVFMは高い。） 民間には摩耶ロッジは立地が良く、独立採算でもやっていけるという読みがあった。独立採算部分の需要予測は、運営者が算出している。 従来方式に比べて施設運営者の意向を反映した施設となり、ソフトとハードを一体で構築できた。
<p>事業 スキーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市は整備費用として5億円を支払う。施設整備費は2,500万円ずつ20年間にわたって市が支払う。独立採算部分は、宿泊使用料やレストランの売上部分。 宿泊利用料は民間事業者が市からの委託を受けて徴収業務を代行し、いったん市を経由した上で、宿泊使用料相当額を「施設の維持管理・運営費用」の名目で収受する。なお、体験学習受講料や飲食・物販・入浴料は、民間事業者が利用者から直接収受する。

出典：PFIで施設ができた完成事例研究（平成15年 日刊建設工業新聞）

3. ごせ観光ナビ（仮称）に関連する事例

3-1. マンホールふたを活用した官民協働による地域の活性化（石川県かほく市）

石川県かほく市では、ICT技術であるAR（拡張現実）を活用し、下水道のマンホールふたを広告媒体として企業に貸出す事業を実施している。

例えば、ごせ観光ナビ（仮称）で設置を予定している情報発信場所において、企業広告を載せるなどすることで、一定程度の収益を確保し、整備及び維持管理・運営の費用に充填する方法などが参考となる。

<石川県かほく市の取り組み概要>



出典：石川県かほく市 HP

4. その他参考事例

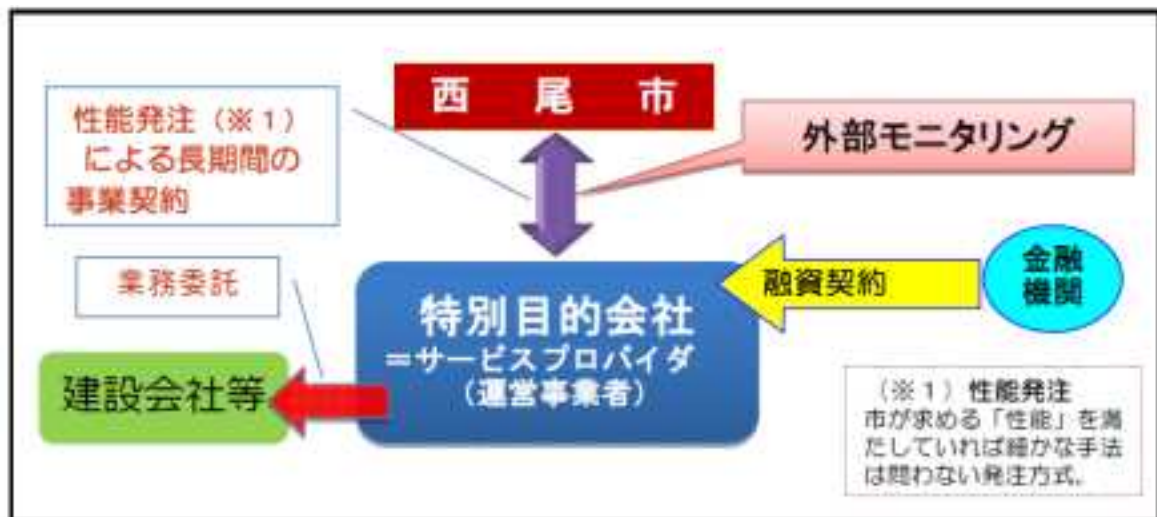
4-1. サービスプロバイダ方式のPFI事業（愛知県西尾市）

愛知県西尾市では、公共施設の再配置を検討する中で、SPCを運営事業に特化したサービスプロバイダとして位置付けたサービスプロバイダ方式のPFI事業に取り組んでいる。（平成28年2月時点で選定作業中）

愛知県西尾市のサービスプロバイダ方式のPFI事業には、以下の特徴がある。

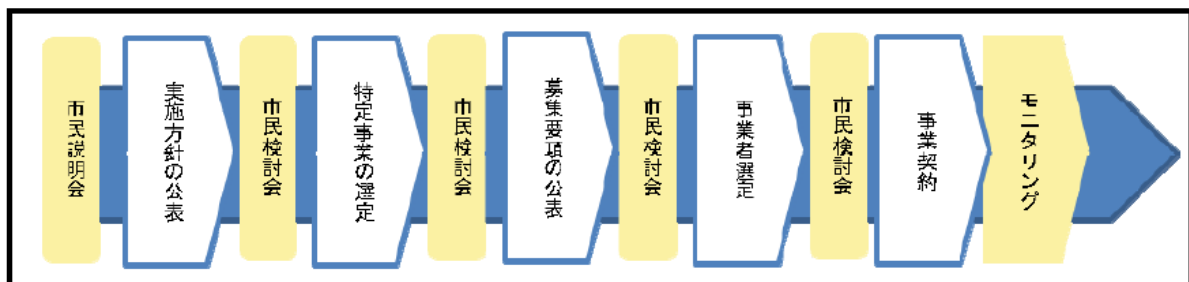
- ・SPCは地域事情に精通する地元中心の運営企業で構成する。
- ・上記SPCには建設企業は出資できず、構成企業として参画する。
- ・30年での一括・長期の事業契約
- ・エリアマネジメントによる一括・性能発注方式
- ・市民協働を踏まえた実施プロセス

<サービスプロバイダ方式のPFI事業イメージ図>



出典：西尾市公共施設再配置実施計画 2014→2018

<市民協働を踏まえた実施プロセス>



出典：西尾市公共施設再配置実施計画 2014→2018

4-2. 包括的なエリアマネジメント PFI 事業（愛媛県西予市）

愛媛県西予市では、「JR 卯之町駅」、「卯之町商店街」、「卯之町の町並み（重要伝統的建造物群保存地区）」、「旧宇和病院跡地」を一体的な空間と位置づけ、駅前を中心とした包括的なエリアマネジメントを官民連携手法にて実施することを目指し、PFI 事業に取り組んでいる。（平成 28 年 2 月時点で選定作業中）

愛媛県西予市のエリアマネジメント PFI 事業には、以下の特徴がある。

- ・ 事業方式、資金調達方法について、応募事業者との協議により決定する。
- ・ 事業契約期間が 30 年間と長期契約を予定している。

< 応募事業者からの提案を見込む事業方式 >

方式	説明
BOT	応募事業者が設計・建設した施設を契約期間、所有し続け、契約終了後に所有権を市へ移転する方式。
BOO	応募事業者が設計・建設した施設を所有し続ける方式。
RO	応募事業者が施設等の改修を行い、管理・運営を実施する。
コンセッション	市が所有する施設を活用し、行政サービスの運営について運営権を設定する方式。
定期借地権	市が所有する土地を応募事業者が定期借地権の設定により活用する方式。
賃貸借	応募事業者が所有（企画）する施設の一部又は全部を市が賃貸借契約により借りる方式。

出典：卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業～官民連携事業の実施へ向けて～実施方針（平成 27 年 2 月 23 日）

第3節 観光拠点施設の整備に係る官民連携手法の検討

本節では、本事業における施設整備に係る官民連携手法、民間事業者の業務範囲、事業期間を検討し、PFI等方式で実施する場合の制度上の課題等の整理を行う。

1. 本調査の検討対象範囲

今回、検討対象となる公共施設（今後整備する観光拠点）のうち、「御所南 PA の地域振興施設」は事業が既に進捗し始めている。なお、資金調達、設計・建設は公にて、維持管理・運営は指定管理者制度を活用した民間委託で検討を進めている。

そのため、本調査においては、「道の駅ごせ（仮称）」及び「宿泊施設ごせロッジ（仮称）」について、今後の整備を含めた最適な官民連携手法について検討を行う。

<本調査での検討対象範囲>

施設名	構想	用地取得	施設所有	資金調達	設計・建設	維持管理・運営
御所南 PA 地域振興施設	公	公	公	公	公	民
道の駅ごせ （仮称）	公	公	本調査で検討			
宿泊施設ごせロッジ （仮称）	公	公				

2. 導入する官民連携手法の検討

2-1. 官民連携手法の一覧

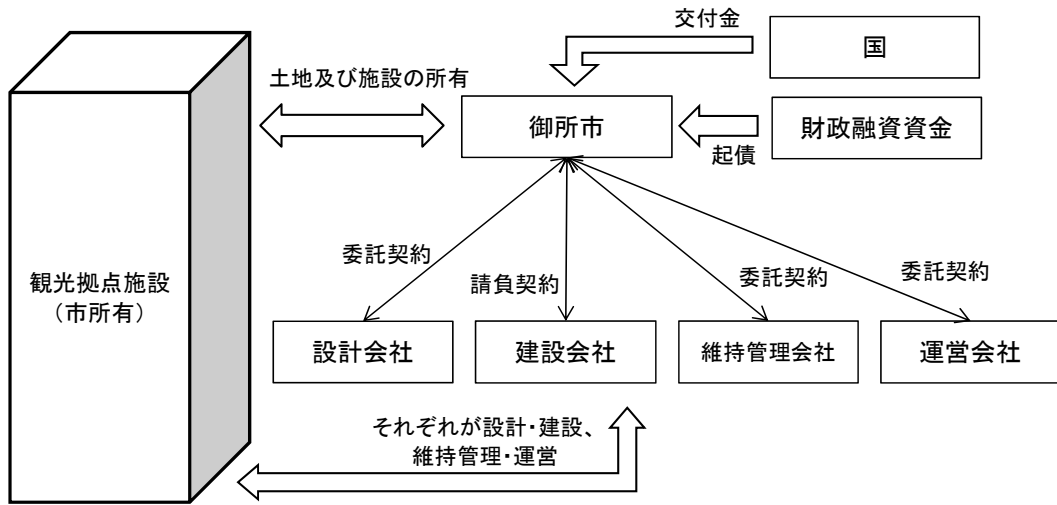
施設整備に関しては、従来型の公共事業の調達方式である公設公営を従来方式とすると、官民連携手法としては、資金調達、設計・建設、維持管理・運営の官民役割分担により、以下に示すような公設民営、民設民営の各手法がある。

<官民連携手法の一覧>

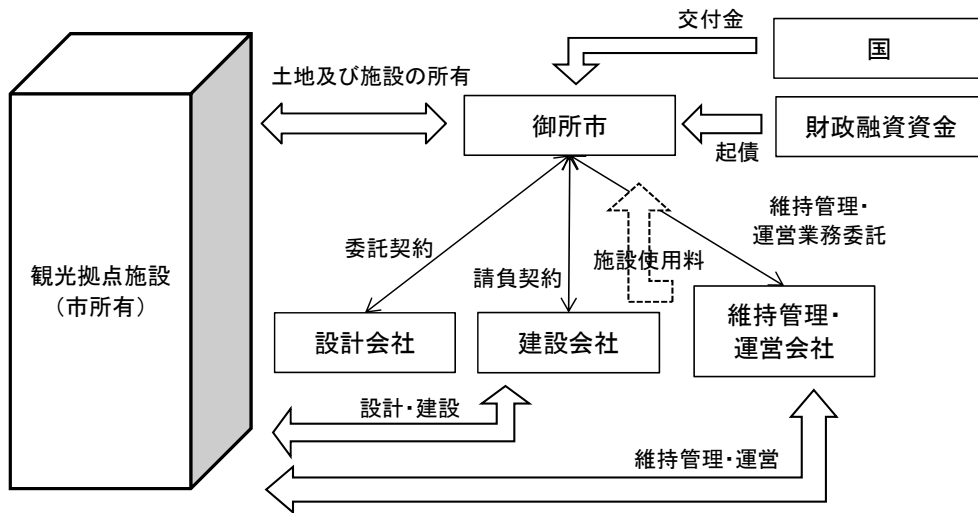
官民連携手法		概要	施設所有	資金調達	設計・建設	維持管理・運営
公設公営	従来方式	資金調達、設計・建設、維持管理・運営を全て公共が担う。	公	公	公	公
公設民営	公設+指定管理者等方式	公共が資金調達、施設整備を行い、維持管理・運営を指定管理者制度等により民間に委ねる。	公	公	公	民
	DBO方式	公共が資金調達を行い、民間に設計・建設・維持管理・運営を一体的に委ねる。	公	公	民	民
民設民営	PFI方式(BTO)	資金調達、設計・建設、維持管理・運営を民間に一体的に委ねる。施設は公が所有。(※BOT、BOOの場合、施設は民が所有)	公	民	民	民
	公的不動産活用方式	市が用地のみを準備し、定期借地権を設定し、民間事業者がその敷地で自らの資金調達で施設を整備・運営する。	民	民	民	民

※表中の公・民の表示は、主たる実施主体を意味する。

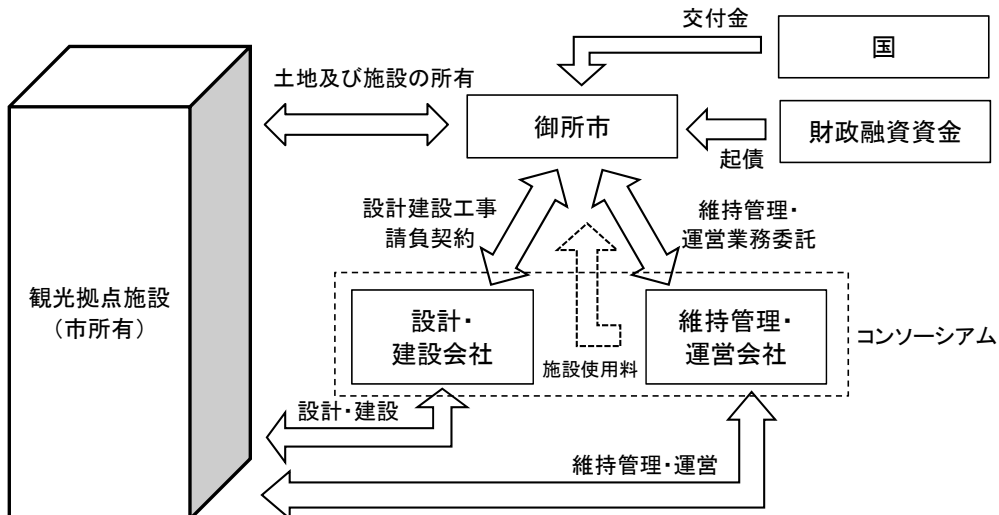
<公設公営：従来方式のイメージ>



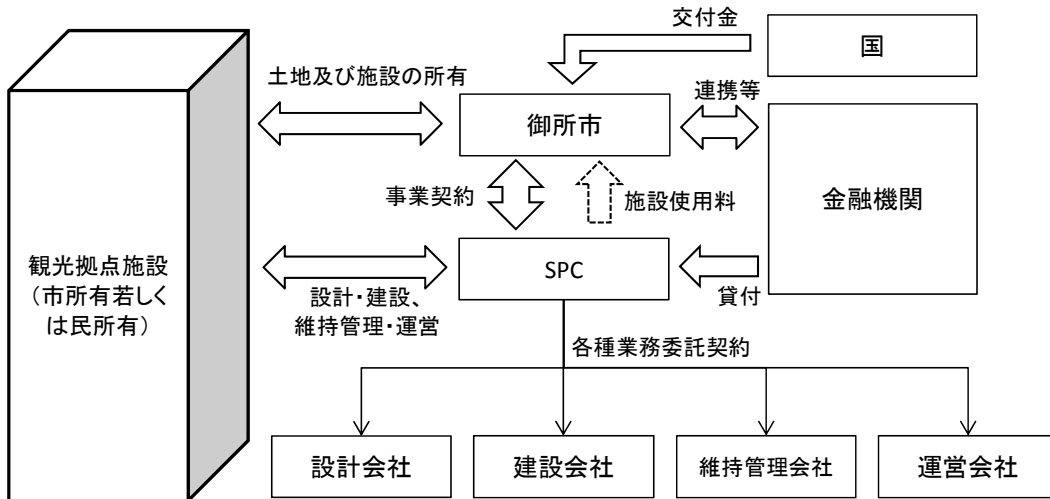
<公設民営：公設+指定管理者等方式のイメージ>



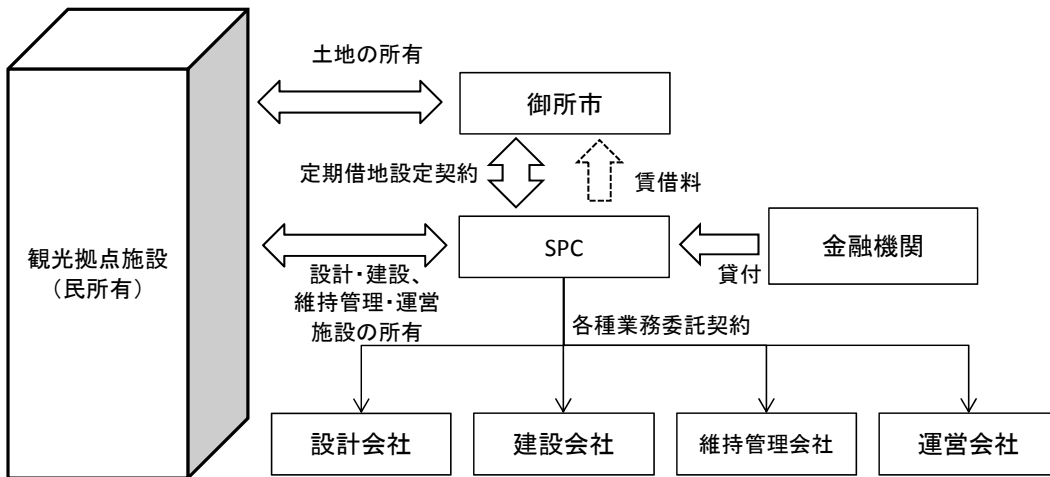
<公設民営：DBO方式のイメージ>



<民設民営：PFI方式のイメージ>



<民設民営：公的不動産活用方式のイメージ>



2-2. 各官民連携手法のメリット・デメリット

各官民連携手法のメリット・デメリットは、以下のとおりである。

<官民連携手法のメリット・デメリット>

官民連携手法		メリット	デメリット
公設 公営	従来方式	<ul style="list-style-type: none"> 従来行われている手法であり、実施可能性に課題が少ない。 公共のコントロールによって事業を実施できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共において資金調達を行う必要がある。 設計・建設、維持管理・運営が分離発注となり、一体化によるコスト縮減が期待できない。 民間ノウハウの活用ができない。
公設 民営	公設+指定管理者等方式	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運営については民間に委託するため、民間の創意工夫によるサービス向上、効率化によるコスト縮減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共において資金調達を行う必要がある。 維持管理・運営を見越した施設整備が難しく、民間活用の余地が限定される恐れがある。
	DBO方式	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備から維持管理・運営まで一体的に民間に委託するため、民間の創意工夫によるサービス向上、効率化によるコスト縮減が期待できる。 民間事業者による付帯施設（独立採算による自主事業等）の提案も可能 	<ul style="list-style-type: none"> 公共において資金調達を行う必要がある。 PFI法に準じて行われるケースが多いが、法的位置づけが明確ではない。
民設 民営	PFI方式	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が資金調達を行うため、公共による資金調達は不要となる。 施設整備、運営・維持管理の包括委託のため、民間の創意工夫、効率化によるコスト低減、サービスの向上ができる。 民間事業者による付帯施設（独立採算による自主事業等）の提案も可能。 PFI法に基づく事業として、法的位置づけが明確になる。 	<ul style="list-style-type: none"> PFI法に則った手続きが必要となる 公共の事業介入余地は限定的。
	公的不動産活用方式	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が資金調達を行うため、公共による資金調達は不要となる。 施設整備、運営・維持管理の包括委託のため、民間の創意工夫、効率化によるコスト低減、サービスの向上ができる。 民間事業者による付帯施設（独立採算による自主事業等）の提案も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が施設を所有するため、公租公課（固定資産税等）が民間事業者に発生する。 公共の事業介入余地は限定的。

2-3. 官民連携手法の比較検討

ここでは以下に示す定性的視点によって、官民連携手法の比較検討を行った。

道の駅ごせ（仮称）については、過去の実施事例から、収益性のある施設を導入することで、市の財政支出を軽減し、可能な限り民間活力を活用するためには、公設民営のDBO方式、民設民営のPFI方式が望ましい。

宿泊施設ごせロッジ（仮称）についても、収益性のある施設を導入することで、市の財政支出を軽減し、可能な限り民間活力を活用するためには、公設民営のDBO方式、民設民営のPFI方式が望ましい。また、公共の介入余地を限定し、民間事業者の合意が得られれば用地のみを市が用意し、民間事業者が施設を建てて運営する公的不動産の有効活用方式も有効な手法となる。

<官民連携手法に関する評価の視点>

評価の視点	概要
①経済性	市の財政支出負担額を軽減、支払いの平準化ができるか。
②事業推進性	事業期間におけるサービス水準の確保、着実なスケジュールの実施等について、当初の計画に基づき安定して事業推進されることができるか。
③公共性	将来、不測の事態が発生した場合、公共施設としての的確かつ迅速な対応ができるか。
④サービス性	民間事業者のノウハウを活用した多様なサービスの提案やサービスの質の向上等による他施設との差別化や集客効果ができるか。

<事業方式の評価>

評価の視点	従来方式	公設+指定	DBO方式	PFI方式	公的不動産
経済性（市の財政支出軽減等）	△	○	◎	◎	◎
事業推進性（事業継続の安定性等）	◎	○	○	○	△
公共施設性（緊急時の対応）	◎	○	○	○	○
サービス性（民間ノウハウ発揮）	△	○	◎	◎	◎
合計点	8	8	10	10	9

※◎：優れている（3点）、○：普通（2点）、△：劣っている（1点）

2-4. 資金調達方法の比較検討

資金調達方法としては、BT0 方式ではプロジェクトファイナンスにより民間が調達、DB0 方式では市が自主財源や起債等により調達する方法が一般的である。

また、BT0 方式では、契約期間に渡って設計・施工及び維持管理・運営費を分割払いするため支払いが平準化できる一方、借入れコストが高い傾向にある。逆に、DB0 方式では借入れコストは低いが、設計・施工費に関しては一括支払いが基本となる。

この両者に関しては、事業規模と市予算執行等との兼ね合いで、今後決定していく必要がある。

<資金調達方法の比較>

ケース	DB0 方式	PFI (BT0) 方式
調達者	市	民間
調達方法	自主財源、起債等	プロジェクトファイナンス
効果	<ul style="list-style-type: none"> 起債となるためプロジェクトファイナンスに比べて金利が低い 	<ul style="list-style-type: none"> 公や SPC、金融機関などがそれぞれ適切なリスクを分担できる。 支払いが平準化できる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 公共が資金調達を行う必要がある。 設計・建設、維持管理・運営ごとに発注を行うことから、両者を連携させるコンソーシアム等を組成する必要がある。 運営チェックに金融機関の監視機能が期待できないため、公が担う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達及びリスク負担のできる SPC や金融機関等の民間事業者の存在が前提となる。 プロジェクトファイナンスとなるため金利が起債に比べて高い。

3. 民間事業者への業務委託範囲の検討

3-1. 基本的な考え

公共サービスの実施を民間事業者へ包括的に委ねる場合は、設計、建設から施設の運営・維持管理までの中で、一括して性能発注することにより LCC（ライフサイクルコスト）の最適化につなげられるような一連の業務を洗い出し、できるだけ一体として民間事業者に委託発注する必要がある。

一方で、公共サービスという特性や法的制約等の理由により発注者が責任を持って遂行すべき業務を業務範囲に含めないことは当然であるが、以下に該当する業務については安易に民間事業者の業務範囲に含めるのは避けることが望ましい。

本事業における民間事業者の業務範囲に関する基本的な考えと支払方法は、以下のとおりである。

＜民間事業者の業務範囲として避けることが望ましい業務＞

視点①	行政が実施する方が効率的であるもの
視点②	将来需要が予測しにくいもの、また技術面での変化が著しいことから陳腐化しやすいものなど、民間事業者のリスクが大きいもの
視点③	性能発注として要求水準書に明確化しづらいものや、権限が行政のコントロール下であり、民間事業者の自由裁量が行使しにくいもの
視点④	業務の一体性、関連性が薄く、一括発注する必要性、合理性に乏しい業務

＜民間事業者に委託する場合の支払い方法＞

分類	概要
サービス購入型	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者のコストは、公共部門から支払われるサービス購入料により支払われる類型。 収益性の無い施設において採用される。
独立採算型	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者のコストは、利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型。 収益性のある施設において採用できる。
混合型	<ul style="list-style-type: none"> サービス購入型と独立採算型を併用した類型。

3-2. 道の駅ごせ（仮称）における官民連携

3-2-1. 整備における官民役割分担

今回企画している道の駅は、道路利用者に休憩を提供する公共施設であり、それに付帯して設置する地域振興施設も地場産業の支援、観光振興の観点から設置されるものであり、公共性が高い施設である。

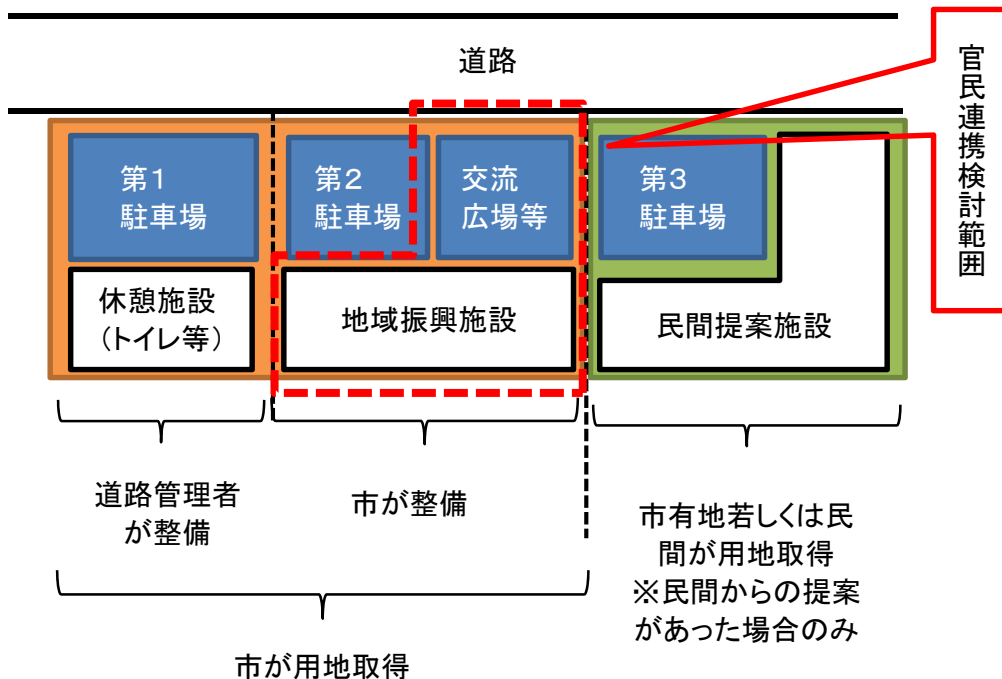
道の駅の整備については、過去の事例調査からも、基本的な整備は官が実施した上で、特に民間による運営ノウハウの活用が期待される地域振興施設の設計・建設部分と運営に関して、官民連携の対象としている。

道の駅の整備は、以下の官民役割分担を想定する。

<道の駅整備における官民役割分担>

事業段階	計画施設			民間提案施設※1
	道路管理施設	地域振興施設 (駐車場部分)	地域振興施設 (建物及び交通広場等部分)	
構想立案	市	市	市	民
用地取得	市	市	市	市・民
敷地造成	道路管理者	市	市	民
建物設計・施工	道路管理者	市	官民連携	民
建物所有	道路管理者	市	官民連携	民
維持管理・運営	官民連携	官民連携	官民連携	民

※1：民間から計画敷地に隣接して施設を設置する提案があった場合。



3-2-2. 維持管理・運営における官民役割分担

道の駅の維持管理・運営は、基本的には、民に一括委託することを想定する。そのうち、収益性のある機能は独立採算型で運営し、その売上規模等に応じて、施設利用料等で市に支払いを行うことを想定する。収益性のない機能については、サービス購入型とし、100%市が民に費用を支払うことを想定する。

なお、地場産業振興機能、参加型体験機能については、地場産業振興の観点からどの程度市が関与するかについて、民と調整し、役割分担を検討していく必要がある。

道の駅の維持管理・運営は、以下の官民役割分担を想定する。

<維持管理・運営における官民役割分担>

想定施設	施設内機能	収益性	主体	支払い方法
休憩施設	トイレ	×	民	サービス購入型
	駐車場	×	民	サービス購入型
地域振興施設	飲食機能	○	民	独立採算型
	物販機能	○	民	独立採算型
	総合観光案内機能	×	市、民	サービス購入型
	地場産業振興（6次産業化支援の加工直売施設）	○	市、民	混合型 ※調整必要
	参加型体験機能（研修スペース）	○	市、民	混合型 ※調整必要
	公共サービス設備	×	民	サービス購入型
	防災備蓄倉庫	×	民	サービス購入型
	情報配信設備	×	民	サービス購入型
交流広場	薬草・ハーブ園、健康広場、足湯等	×	民	サービス購入型
民間提案施設	—	—	民	独立採算型

3-3. 宿泊施設ごせロッジ（仮称）での官民連携

3-3-1. 整備における官民役割分担

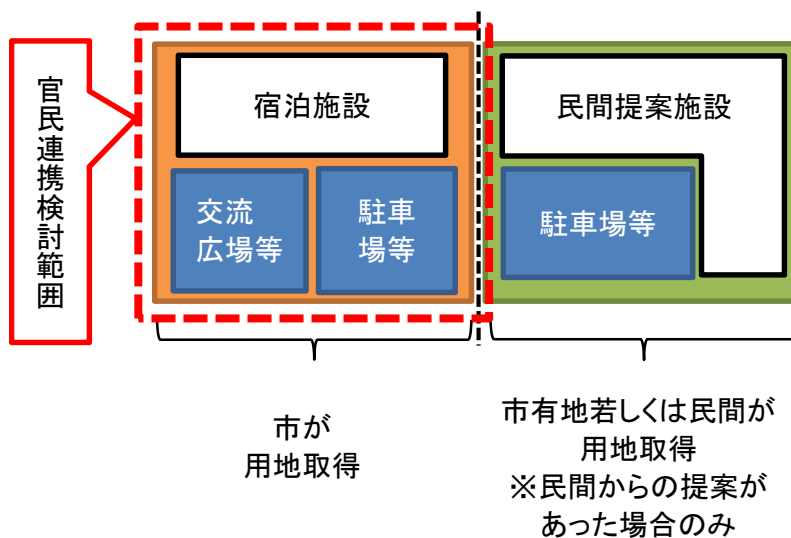
今回企画している宿泊施設は、地域の観光振興の観点から整備するものであり、公共性を有している。ただ、宿泊機能に関しては、公共の介入余地を限定できれば、市が土地だけ用意し、民が建物を建てて運営する手法なども想定される。

宿泊施設の整備は、以下の官民役割分担とする。

< 宿泊施設整備における官民役割分担 >

事業段階	宿泊施設	民間提案施設※1
構想立案	市	民
用地取得	市	市・民
敷地造成	官民連携	民
建物設計・施工	官民連携	民
建物所有	官民連携	民
維持管理・運営	官民連携	民

※1：民間から計画敷地に隣接して施設を設置する提案があった場合。



3-3-2. 維持管理・運営における官民役割分担

宿泊施設の維持管理・運営は、基本的には、民に一括委託することを想定する。宿泊施設に関しては、宿泊者の需要予測が重要であり、例えば一流シェフを呼んだレストランや女性向けのエステなど企画を立案するなど、柔軟な施設運営が求められる。

そのため、民間事業者が柔軟な対応ができる官民連携手法を対話の中で、決めていく必要がある。

＜維持管理・運営における官民役割分担＞

想定施設	施設内機能	収益性	主体	支払い方法
宿泊施設	宿泊機能	○	民	独立採算型
	防災備蓄倉庫	×	民	サービス購入型
	情報配信設備	×	民	サービス購入型
交流広場	BBQなどができる屋外施設	○	民	独立採算型
民間提案施設	—	—	民	独立採算型

4. 事業期間の検討

官民連携事業の事業期間は、事業によって異なるが、15～20年が最も多く、次いで20～25年である。理由は、大規模修繕等を考慮した施設の耐用年数から、年間許容支払額から、などがある。(出典：地方公共団体におけるPFI実施状況調査報告書 平成23年12月 総務省地域力創造グループ地域振興室)

事業の性質により異なるが、一般的に長くなるほど民間事業者の創意工夫が発揮されるが、過度に長期化することは予測不可能な現象が生じる可能性が高まる。特に、事業費のうち民間事業者が担うべき費用等については、事業期間内のコスト変動を折り込んで設定する必要があり、事業期間が長期化すればそれだけコスト負担が増すことになり、結果としてVFMが縮小することになる。

このように民間事業者が社会動向に対するリスクの見積もりが課題になり、事業費が増えることを避けるには、長くとも15～20年程度の事業期間が限界であると考えられる。

なお、先行事例においては、道の駅で15年、宿泊施設で20年を事業期間としていた。今回、道の駅と宿泊施設の連携を見込んで整備を推進する観点から、道の駅の15年に併せるものとする。

(事業期間の案)

道の駅：15年

宿泊施設：15年

5. PFI等方式で実施する場合の制度上の課題等整理

本事業を PFI 事業として実施する場合、PFI 事業者を指定管理者として指定する必要がある。ただし、PFI と指定管理者では根拠法令が異なる（PFI：PFI 法に基づく「事業契約」、指定管理者：地方自治法第 244 条第 2 項第 3 号に基づく「行政処分」）ことによる課題が生じる。

指定管理者制度は、公の施設の「管理」を行うための制度であり、PFI とは異なり施設整備は対象外となることが原則である。そのため、PFI 事業契約と同時期に指定管理者の指定議決を得ておく必要がある。

この場合、性能発注という PFI 事業の特性から指定管理者の指定議決時には施設の設計等が行われていないため、説明責任の観点から、議決の際には事業契約及び民間事業者の提案内容等についてしっかりと説明し、丁寧な審議を経ることが必要である。

また、指定管理者の指定期間は PFI 事業契約の維持管理・運営期間と同一にすること、また、PFI 事業契約の解除時に指定管理者の指定があわせて解除されること等を PFI 事業契約に明記する必要がある。

第4節 ICT技術を活用したモデルプラン整備に係る官民連携手法の検討

本節では、ICT技術を活用したモデルプラン整備に係る官民連携手法について検討する。

1. 民間事業者への業務委託範囲の検討

「ごせ観光ナビ（仮称）」は、以下の事業から構成される。

事業①観光拠点施設ホームページの整備・運営

事業②観光ナビゲーションシステムの整備・運営

事業③観光ガイド支援アーカイブの整備・運営

これらの事業を官民でどのように分担するかについて、以下に整理した。

なお、②及び③は同一事業としての発注を想定した。

1-1. 事業①の官民役割分担

1-1-1. 官民役割分担

事業①は、各観光拠点施設のホームページ作成であり、施設を運営する民間事業者が、施設運営の一環として、自らホームページを作成することが基本となる。

<事業①における官民役割分担>

段階	施設内機能	主体	備考
構築	ホームページの作成	民	自主運営
	サーバの設置	民	自主運営
運用	ホームページの運用	民	自主運営
	サーバの保守	民	自主運営

1-1-2. その他

各施設のホームページと市の観光ホームページと相互リンクし、連携したイベントの告知を連動させるなど、魅力あるホームページとするための調整を行う必要がある。

1-2. 事業②及び③の官民役割分担

1-2-1. 官民役割分担

事業②及び③は、市の観光振興事業であり、公共性が高い。

そのため、整備・運営の費用に関しては、市が負担することが基本となる。ただ、運営の実務については、観光拠点施設を運営する民間事業者が営業の一環として活用することを想定し、可能な限り民間事業者が担うことが望まれる。

<事業②及び③における官民役割分担>

段階	施設内機能	主体	備考
構築	アプリ開発	市	外部委託
	データ構築	市	外部委託
	サーバ設置	市	外部委託
	屋外案内板等設置	市	外部委託
運用	システムの運用	民	委託
	サーバの保守	民	委託

1-2-2. その他

システムの運用を民間に委ねるにあたって、地域活性化及び委託費の削減を目的に、先に事例調査で示した石川県かほく市の取り組みのような広告収入を得る仕組みの導入について、予めシステム開発時に考慮するものとする。

2. 発注方法の検討

2-1. 観光拠点施設の運営形態から見た発注方法

「ごせ観光ナビ（仮称）」のうち、事業②観光ナビゲーションシステム及び事業③観光ガイド支援アーカイブは、市が整備をし、施設運営の民間事業者委託することを想定する。ただし、企画している3施設の運営形態によって、以下に示すような発注方法が想定される。

施設を運営する事業主体が継続的に関与することが理想であることから、別企業に一括発注するにしても、システム整備段階から関与する仕組みを設けておく必要がある。

＜観光拠点施設の運営形態から見た発注方法＞

<p>1つの企業体が、3施設を一体的に運営している場合</p>	<p>①-1：企業体 に一括発注</p>	
	<p>①-2：別企業 に一括発注</p>	
<p>複数の企業体が、3施設を個別に運営している場合</p>	<p>② 別企業に 一括発注</p>	

2-2. 発注時期の検討

ICT 技術を活用したモデルプランとして、「ごせ観光ナビ（仮称）」を検討した。ただし、これらの事業内容を1度に構築する必要はない。民間事業者との対話の中で、どこまで構築するのか、一気に構築するのか、徐々に拡充していくのかを調整していく必要がある。

参考までに、整備 Step に分けた大まかなスケジュール（案）を以下に示す。

なお、インバウンド対応の多言語化については、現状では想定しない。今後、市の観光戦略の検討に基づいて、必要に応じた対応を行う。

＜整備 Step 毎のスケジュール（案）＞

Step	実施事業	概要
1	事業①観光拠点施設 HP を実施	・市 HP、観光 HP、施設 HP との連携
2	事業②観光ナビゲーションシステムを一部実施	・限定した名所に IC タグ等を設置し、施設の説明や画像、動画の提供
3	事業②観光ナビゲーションシステムを拡充 事業③観光ガイド支援アーカイブを構築	・多くの名所に IC タグ等を設置し、施設の説明や画像、動画の提供 ・クラウドとアーカイブ技術を活用して、誰もが投稿でき、利用できる観光ガイド支援アーカイブを構築

第5節 観光拠点の一体的な整備・運営の可能性検討

本節では、整備対象となる観光拠点の一体的な維持管理・運営の可能性を検討するにあたり実施した民間事業者へのヒアリング調査結果、一体的整備・運営のためのスケジュール（案）、事業スキーム（案）を示す。

1. 民間事業者へのヒアリング調査

PFI 事業を実現させるためには、SPC 等を組成して取り組む民間事業者の存在が前提となる。市ではこれまで PFI 事業の実績は無いため、そもそも PFI 事業に参画する意欲のある民間事業者がいるのかを把握しておく必要がある。

そのため、市が企画している観光拠点に関して、想定される官民連携事業への参画の可能性を把握することを目的に、以下の民間事業者を対象に、ヒアリング調査を実施した。

（ヒアリング対象民間事業者）

- ① 地元建設業者（市内 A ランクの建設企業：土木、建築）
- ② 地元金融機関（県下大手金融機関）
- ③ 地元維持管理・運業者（市内で指定管理者をしている企業）
- ④ 大手交通系企業のグループ企業（市内で交通インフラを提供する企業のグループ企業。グループで不動産・建設・飲食・物販・宿泊・観光企業等を有する）
- ⑤ 地元農産品取扱事業者（市内の農業関係企業）

（ヒアリング項目）

- Q1. 市が実施する官民連携事業への参加意欲はあるか？
 - Q2. どのような立場で参加できるか？
 - Q3. どのような官民連携手法が望ましいか？
 - Q4. 企画している3施設の一体的運営の可能性はあるか？
- その他意見・市への要望

（ヒアリング調査結果）

- ・市が実施する PFI 事業等へ参画意欲のある民間事業者は複数存在し、官民連携の可能性があると判明した。
- ・3施設の一体的運営も PFI 事業の SPC で組成することが可能。ただし、御所南 PA の地域振興施設及び道の駅は一体的運用性が高いが、宿泊施設は関係性が低いと民間事業者は判断していることが判明した。
- ・御所南 PA の地域振興施設及び道の駅は、逆に一体的な運営で、同一事業者が実施しないと競合関係になり、厳しい運営を迫られる可能性があることが判明した。

<ヒアリング調査の質問及び回答概要>

質問及び回答概要
<p>Q1. 市が実施する官民連携事業への参加意欲はあるか？</p> <ul style="list-style-type: none">・すべての事業者において意欲ありと回答を得た。
<p>Q2. どのような立場で参加できるか？</p> <ul style="list-style-type: none">・代表企業に取り組みたいと答えたのは地元建設業者のみ。・大手グループ企業は、グループ内で適当な企業が代表となることは可能と回答。・他は、それぞれの得意分野を活かして構成・協力会社としての参画を希望。・今回ヒアリングのメンバーだけでも、資金調達、設計・施工、物販・飲食・イベントの運営、宿泊施設の運営、維持管理のすべての段階での対応が可能であることは明らかになった。
<p>Q3. どのような官民連携手法が望ましいか？</p> <ul style="list-style-type: none">・地元金融機関以外は、PFI 事業に参画した経験がないため、PFI 事業自体に対する実績が無く、返答できないとのこと。ただし、取り組み意欲はあり、条件次第では参加したいとの回答を得た。・指定管理者での運営実績がある業者は、出来あいの施設を運営する場合、必ずしも希望どおりの運用ができないなどの課題があることを指摘し、可能な限り運営を見越した施設設計ができる PFI 事業等が望ましいとの回答を得た。
<p>Q4. 企画している3施設の一体的運営の可能性はあるか？</p> <ul style="list-style-type: none">・物販・飲食を扱う御所南 PA の地域振興施設や道の駅と、宿泊施設は大きく経営内容が異なるため、一企業では実施できないが、SPC などを組成することで対応は可能と回答を得た。・物販・飲食は一体的運営の効果は見込めそうだが、宿泊施設までを含めることによる一体的運営の効果は算定できないとの回答を得た。・御所南 PA の地域振興施設と道の駅は、物販・飲食の機能が重複するため、立地等にもよるが、道の駅をコアとして御所南 PA の地域振興施設をサテライトと位置付けるなどして、一体的に運営しなければ運営が難しいのではないかと指摘を受けた。別々の企業体が運営する場合、集客の面や人材の雇用等の面でも競合し、どうしても大きな施設である道の駅の方が有利となるのではないかと指摘を得た。
<p>その他意見・市への要望</p> <ul style="list-style-type: none">・資金面での課題が確認できた。特に地元企業の場合、大きな資金を扱うには企業としてリスクが高いため、何かしらの支援が必要であるとの回答であった。・一部民間事業者からは、出来れば、代表企業は資金力のある大手企業になってほしいという要望があった。・SPC を組成してその代表企業になるとしても、その組織に一定の人的リソースを割く必要があり、中小企業では対応が難しいとの意見があった。・独立採算が基本であると考えるが、観光支援などの公的な部分で収益性が確保できない機能の運営については、公的な資金援助等が必要であるとの要望を得た。

2. 一体的な整備・運営のためのスケジュール（案）の検討

これまでの検討やヒアリング調査の中で、以下の課題が確認できた。

- ・御所南 PA の地域振興施設と道の駅は競合関係になるため、一体的な運営が望ましい。
- ・宿泊施設については、一体的な運営による効果は算定しがたい。逆に、宿泊施設は御所南 PA の地域振興施設及び道の駅と競合関係にはならないため、別々の事業者でも大きな問題は無い。
- ・御所南 PA の地域振興施設のみが先行で事業が進捗しており、指定管理者制度での維持管理・運営が想定されている。道の駅、宿泊施設については、早くても数年後の開業となり、タイムラグがある。

今回企画している観光施設のうち、御所南 PA の地域振興施設は公設民営（指定管理者制度）で、事業が進捗している。そのため、今後新たに整備される道の駅と宿泊施設の2施設と併せて、同一の事業者で運営を行うためには、先に指定する指定管理者の期間設定を調整する必要がある。

なお、御所南 PA の地域振興施設と道の駅は同一事業者が運営することが望ましいことから、パターンとしては以下の2パターンが想定される。（※道の駅及び宿泊施設の完成時期等は想定）

＜パターン①：3施設が同一の事業者にて運営＞

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
御所南PA地域振興施設	設計・建設		御所南PA完成、指定管理者にて供用開始				道の駅、宿泊施設完成、御所南PAと同一の指定管理者にて供用開始			
道の駅	基本計画策定、その他		事業者選定	設計・建設						
宿泊施設	基本計画策定、その他		事業者選定	設計・建設						

＜パターン②：3施設のうち、宿泊施設のみが別の事業者にて運営＞

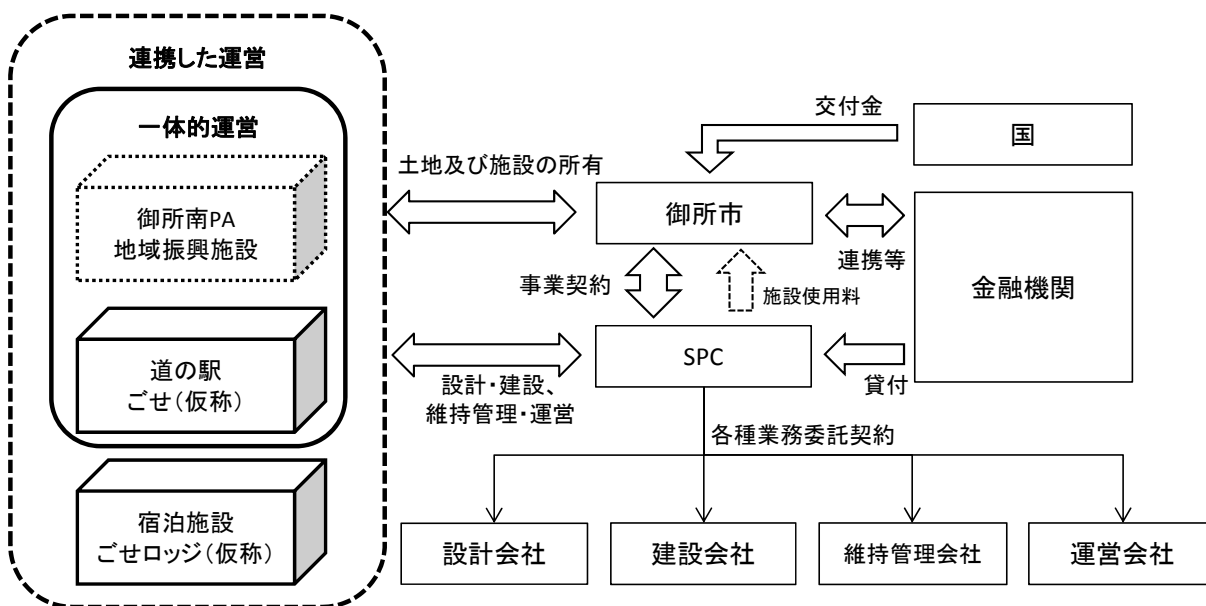
項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
御所南PA地域振興施設	設計・建設		御所南PA供用開始、指定管理者				道の駅完成、御所南PAと同一の指定管理者にて供用開始			
道の駅	基本計画策定、その他		事業者選定	設計・建設						
宿泊施設	基本計画策定、その他		事業者選定	設計・建設		宿泊施設完成、上記とは別の指定管理者にて供用開始				

3. 想定する一体的な整備・運営の事業スキーム（案）の検討

これまでの検討の基づき、本調査の結果としては、以下を想定する一体的な整備・運営の事業スキーム（案）とする。

- ・御所南 PA の地域振興施設と道の駅ごせ（仮称）は、同一事業者による一体的運営を基本とする。先行して供用開始される御所南 PA の地域振興施設の指定管理者は、道の駅ごせ（仮称）の供用開始に併せて、契約更新を図るものとする。
- ・上記に宿泊施設ごせロッジ（仮称）も含めた施設は、観光振興のために連携した運営を行う。
- ・今後整備を検討する道の駅ごせ（仮称）及び宿泊施設ごせ（仮称）は、収益性のある施設を導入することで、市の財政支出を軽減し、可能な限り民間活力を活用するためには、民設民営のPFI方式での整備を基本に検討を進める。また、公共の介入余地を限定し、民間事業者の合意が得られれば用地のみを市が用意し、民間事業者が施設を建てて運営する公的不動産の有効活用方式も視野に入れ、今後も民間との対話を継続する。

< 想定する一体的な整備・運営の事業スキーム（案） >



第4章 官民連携の推進・運営等に関する検討

本章では、施設整備等における官民連携の推進や観光拠点としての持続的な運営等に関する検討を行う。

第1節 官民連携の新しい資金調達手法の検討

本節では、施設整備・運用に関する新しい資金調達手法に関して検討する。

1. 市における新しい資金調達手法の現状

1-1. ふるさとごせ応援寄附金（ふるさと納税）

市では、「ふるさとごせ応援寄附金」として、ふるさと御所を離れ、全国各地で活躍されている方、幼少時代あるいは青春時代のひとときをこの御所で過ごされ、御所を懐かしく思っている方、御所に住んだことはないが親しみを感じ応援したいと思ってくださっている方、そして市民の皆さまなどが御所のために貢献したい、応援したいと想う気持ちを寄附金という形でお寄せいただく制度を運用している。

現在は、4つのテーマを設定して、寄附の際に選択していただいている。そして、一暦年で1万円以上のご寄附をいただいた方には、「かもきみの湯」の無料利用券と水平社博物館の招待券をそれぞれ4枚進呈している。

ふるさと納税は、現在住んでいる住民には直接的には関係が薄いですが、元住民などへの情報発信として、観光による振興をテーマとして設定し、返礼品として道の駅ごせ（仮称）からの贈り物や宿泊施設ごせロッジ（仮称）の宿泊無料券などをセットにすることも一つの手法である。

また、今後企業版ふるさと納税の導入も検討されていることから、それらの制度に合わせた対応も求められる。

<現行の市におけるふるさと納税制度のテーマ>

テーマ	主な事業
1. 財政健全化 “ふるさとごせのさらなる飛躍のために”	情報公開、行財政改革の推進、公債費の抑制など
2. 教育・文化・スポーツの振興 “ふるさとごせの子どもたちが輝けるために”	学校の耐震補強、教材・図書の購入、文化財の保存、スポーツ教室・イベントの開催など
3. 保健・福祉・医療の充実 “ふるさとごせを支えている人たちが健康で生き生きと暮らせるために”	子育て支援、介護予防対策、健康づくり、障害者の自立の促進、医療体制の充実など
4. 市長におまかせ	市長が必要と認める事業

出典：市 HP

2. 事例調査

2-1. クラウドファンディングを活用した資金調達手法

2-1-1. クラウドファンディングとは

クラウドファンディングとは、Crowd（人々、一般大衆）とFunding（資金調達）を合わせた造語で、一般の人々から資金調達を行う仕組みのことである。主に、個人やNPO法人、中小企業など、従来の市場では資金調達が難しかった人々が、インターネットを活用し、小口の資金を世界中から集める新しい資金調達方法として注目されてきている。

東日本大震災からの復旧・復興事業において、クラウドファンディングを活用したさまざまな先進的な取り組みがなされており、地域活性化の側面もあることから、政府も「ふるさと投資」として位置付け、手引き等を作成し、地方公共団体での展開を支援している。

我が国において普及が進んでいるクラウドファンディングのタイプとしては、以下の3種類がある。

<クラウドファンディングのタイプ>

タイプ	資金調達者	資金提供の 経済的便益	活用場面（例）
寄附型	主に非営利団体などの 社会問題に取り組む団体	経済的便益は無いが、 資金の活用状況について のレポートなどを受ける	被災地支援、社会問題 解決など
購入型	個人やNPO法人、企業 などさまざま	購入対象となる物品・ サービス（自社製品や 地元産品、現地への招 待など）	マーケティング、商品 開発、事業立ち上げな ど
投資型 ファンド	主に企業で音楽制作 者、被災地企業、食品 加工業・酒造・衣料品 製造業、旅館、途上国 向けマイクロクレジット などさまざま	収益に応じた分配、そ の他自社製品や地元産 品、現地への招待など の特典	原材料購入等の運転資 金、設備購入のための 設備資金など

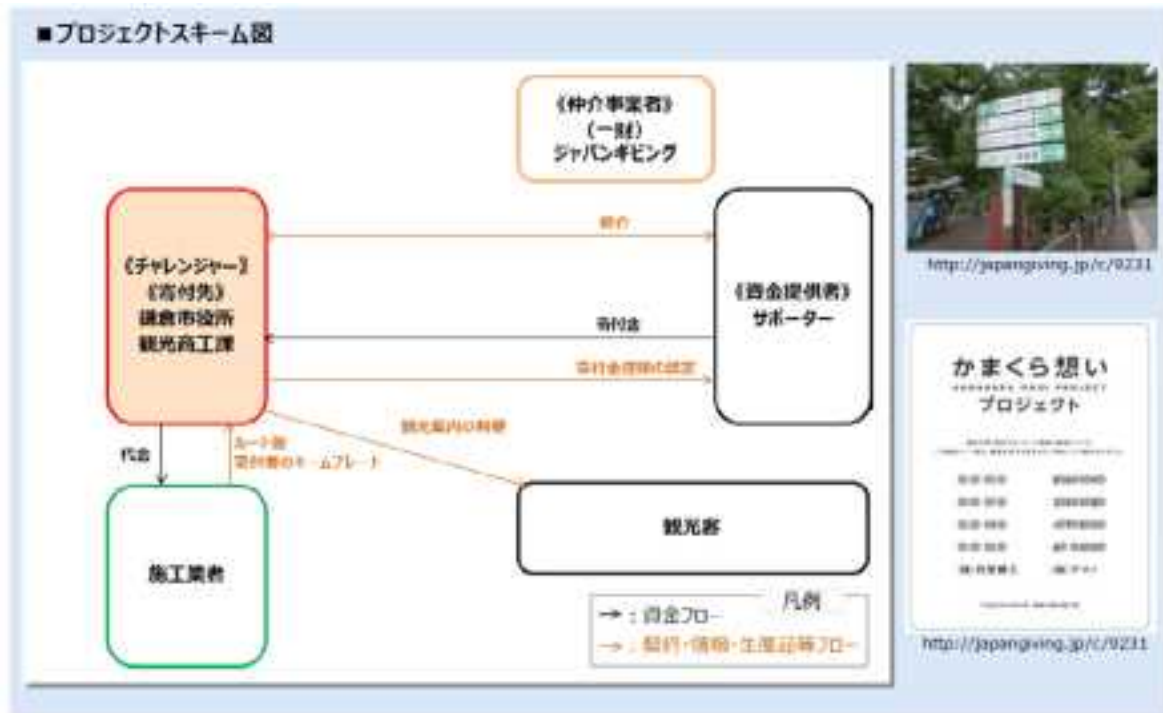
出典：「ふるさと投資」の手引き（平成27年5月）

2-1-2. 「かまくら想い」プロジェクト（寄附型・神奈川県鎌倉市）

神奈川県鎌倉市では、鎌倉を訪れた人が「よりわかりやすく、より楽しく観光ができる」ようにすることを目的に、観光ルート板の新設に取り組んでいる。一方で、「観光が税収につながらない」という課題もあり、税金以外からの観光整備のための収入源として、寄附型クラウドファンディングを活用した外部からの資金調達を実施している。

寄附者に対しては、観光ルート板に名前を銘板にして取り付けるなどの付加価値を提供することで、平成28年2月時点で第三弾までのプロジェクトを成功させている。

< 「かまくら想い」プロジェクトの概要 >



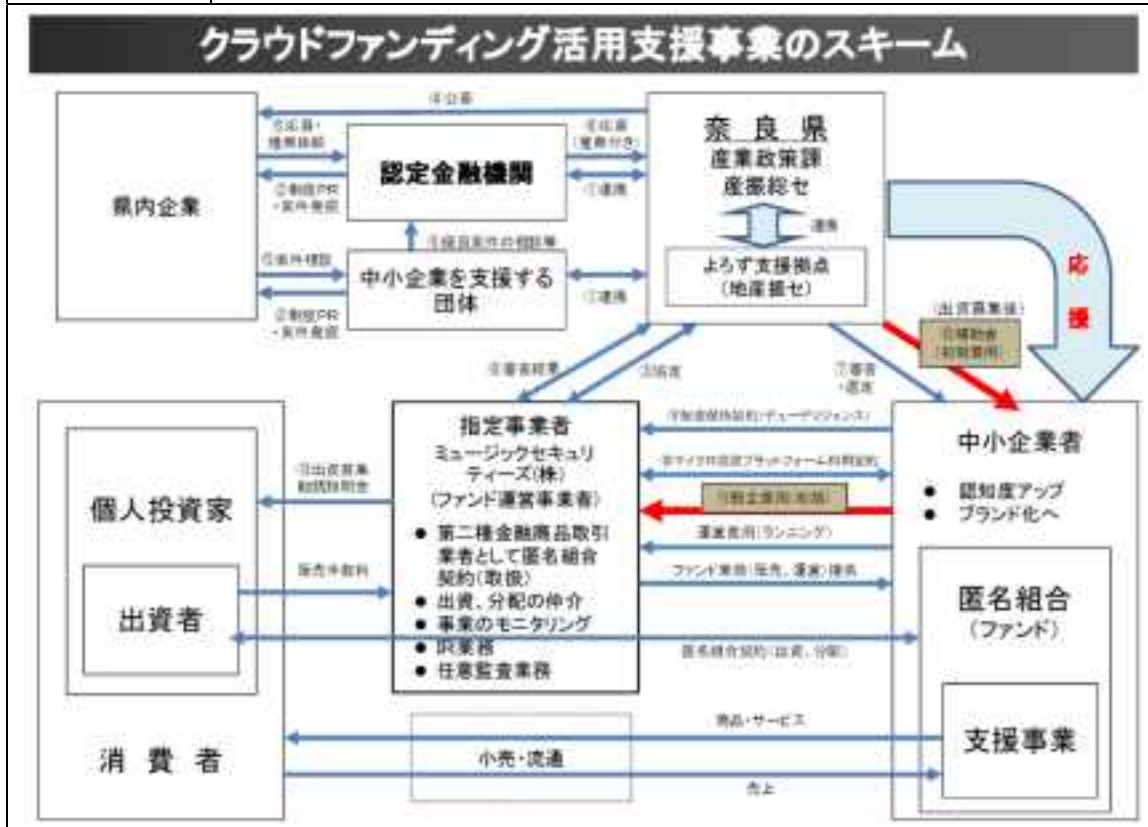
出典：「ふるさと投資」の手引き（平成27年5月）

2-1-3. ならクラウドファンディング活用支援事業（投資型・奈良県）

奈良県では、県の特色ある多様な地域資源を活用し、独創的な技術やアイデアにより新商品の開発、新たな販路開拓等に取り組む県内の中小企業者について、資金調達の側面から支援するため、投資型クラウドファンディング手法を活用する中小企業者の新事業展開に係る事業計画を募集（募集期間：平成27年9月～11月）している。

＜ならクラウドファンディング活用支援事業の概要＞

県の 応援内容	①匿名組合(ファンド)の設立費用(初期費用)を、補助金により支援。 (100万円上限/1件) ②「応援認定事業」としてホームページ掲載等により発信し、予算の範囲内で県の支援を強化するなど、企業のチャレンジを後押し。
金融機関 の応援内容	①県と連携協力する金融機関(=認定金融機関)が、応援認定を受けようとする中小企業者を継続的にサポート。 ②ビジネスプランの策定には、認定金融機関によるブラッシュアップ支援。
指定事業者 の応援内容	①匿名組合の設立に必要な諸手続き(小口投資取扱ホームページの開設、契約システム)を、県と連携協力する指定事業者がサポート。 ②指定事業者は、全国から出資を募るために効果的な事業PR、広報宣伝を行い、中小企業者の取組を全国に発信。



出典：奈良県 HP

2-2. ファンドを活用した資金調達手法

2-2-1. 奈良県観光活性化ファンド

奈良県の地方銀行である南都銀行が中心となり、平成27年9月に「奈良県観光活性化ファンド」が設置された。ファンドは、宿泊観光環境の整備、魅力ある地域資源を活用した観光活性化を図り、県内宿泊需要の喚起・観光消費額等の増大等を目指しており、古民家のリノベーション事業などを展開することが予定されている。

<奈良県観光活性化ファンドの概要>

名 称	奈良県観光活性化投資事業有限責任組合
ファンド総額	1,000百万円
設 立 日	平成27年9月30日
設立時組合員構成	株式会社 南都銀行 南都ディーシーカード 株式会社 観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合* ¹ 株式会社 RD観光ソリューションズ* ²
存 続 期 間	6.5年（平成27年10月～34年3月）
業 務 運 営 者	南都ディーシーカード 株式会社 株式会社 RD観光ソリューションズ

出典：南都銀行 HP

2-2-2. なら農商工連携ファンド

公益財団法人 奈良県地域産業振興センターは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業を活用し、奈良県内の地元金融機関等の協力を得て、25億1千万円のファンドを組成し、その運用益を活用して、中小企業者等と農林漁業者が連携して取り組む研究開発、販路開拓等の事業を支援している。

<なら農商工連携ファンドの概要>

事業主体	公益財団法人 奈良県地域産業振興センター
助成対象者	県内に事業所を有する中小企業者等と農林漁業者の連携体
助成事業	農商工連携による地域資源を活用した創業又は中小企業の経営の革新につながる以下の取り組み 一 新商品や新サービスの開発事業 二 新たな生産方法の開発事業 三 新たな販売方法の開発事業
助成率	助成対象経費の2/3以内（ただし、上限4,000千円/年）
助成期間	3年以内（ただし、一年毎に審査を受ける必要があります。）
助成限度額	4,000千円/年（ただし、3年間を通じた上限は10,000千円）

出典：奈良県 HP

3. 今後の取り組み（案）

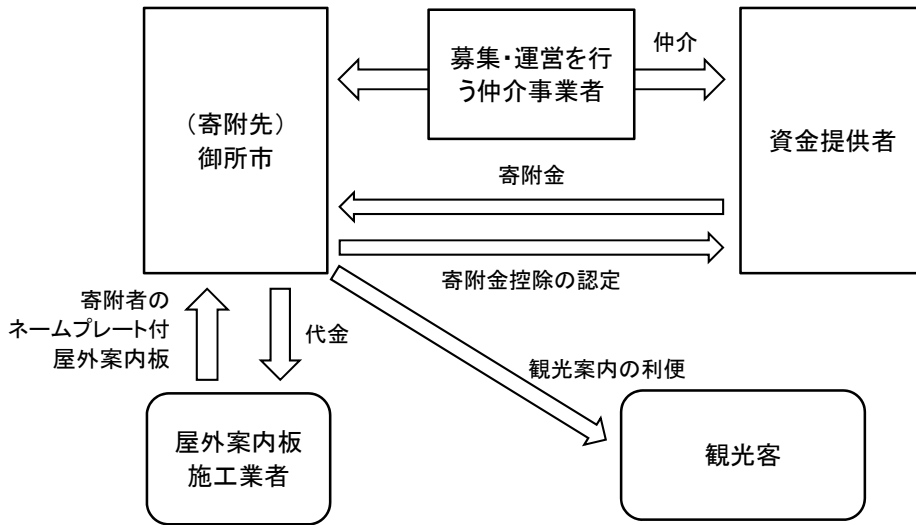
3-1. 寄附型クラウドファンディングの活用

ごせ観光ナビ（仮称）の屋外案内板等を設置する資金として、先に整理した鎌倉市の事例のように、寄附型クラウドファンディングを活用した資金調達方法が考えられる。

観光案内板に寄附者のネームプレートを設置することで、寄附の返礼とし、観光客への利便性を高める案内板を整備する手法である。

寄附という意味では、市が既に実施している「ふるさとごせ応援寄附金」と同様の手法であるが、実績のある仲介事業者と組むことで、インターネットを活用して、広く全国へ情報発信できる広報的役割も期待できる。

＜寄附型クラウドファンディングを活用した事業スキームイメージ＞

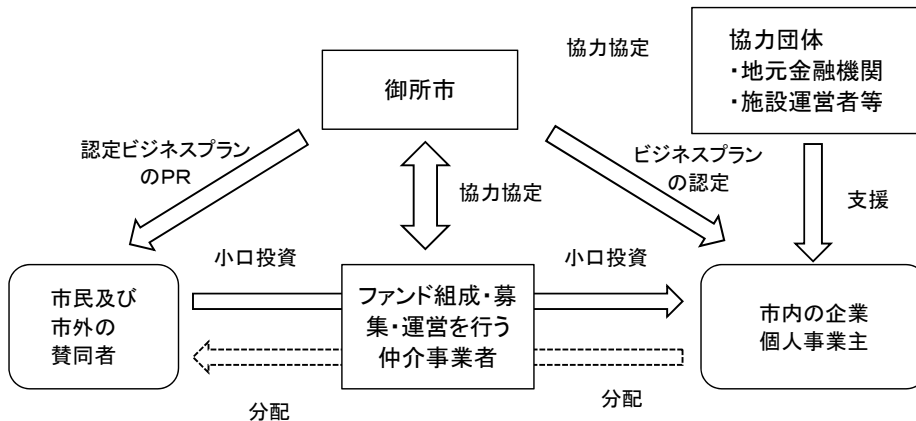


3-2. 投資型クラウドファンディングの活用

道の駅ごせ（仮称）などで、地域特産品を扱う場合、施設運営者は委託販売等を行うが、そこに商品を卸す地元事業者に対して、市がクラウドファンディングを活用するための支援を行う手法がある。

既に奈良県が主導する「ならクラウドファンディング活用支援事業」が開始されているが、採用件数が当初は5件程度と少ない。県の取り組みを活用する方法もあるが、市独自に同様の仕組みを展開することで地域活性化に資することが期待される。

＜投資型クラウドファンディングを活用したよる事業スキームイメージ＞



第2節 官民連携の推進・運営等を担う組織のあり方の検討

本節では、官民連携の推進・運営等を担う組織のあり方を検討する。

1. 市における官民連携の現状

1-1. 現行の市における各種団体

市では、これまでも様々な団体・会議体と連携し、市政を運営している。

<市における各種団体>

団体・会議体	内容
東風の会	G級グルメコンテスト等
かづらき煌ネットワーク	地域周辺に多く残る史跡や伝統行事の保存、環境整備と活性化イベントの開催等
吐田郷地域ネット	郵便名柄館の運営等
ごせまちネットワーク創	御所まちに関する活動等
御所市商工会	桜まつり等
奈良県農業協同組合	食と農のフェスタ等
奈良県製薬協同組合	市総合戦略事業者ヒアリング等
奈良県立大学	連携協力協定
畿央大学	コミュニティカフェ 毎週金曜日 つどい 官学連携
奈良県	まちづくり包括協定等
その他市民活動団体	

1-2. 御所市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

市では、地方版総合戦略を立案するため、会議体を設置している。

<御所市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議メンバー（市県除く）>

分野	団体名
教育	奈良県立大学
産業	(株)ゴセケン
金融	(株)南都銀行
労働団体	連合奈良 中和地域協議会
言論	奈良テレビ放送(株)
行政	ハローワーク大和高田
市民	御所市自治会連合会

2. 事例調査

2-1. まちづくり協議会

奈良県宇陀市では、平成26年3月24日に「宇陀市のまちづくりの基本理念条例」を施行し、住民自らが主体となってまちづくりに参加し、市及び住民が相互の責任と信頼の下に、協働して行う「まちづくり協議会」を設置している。

＜平成27年度宇陀市まちづくり活動応援補助金の交付事業一覧（新規分）＞

NO	団体名	事業名	事業内容
1	天満台西3丁目自治会	コミュニティ公園づくり	未利用地（浄化槽跡地）をコミュニティ公園に整備。菜園・花壇などの整備・維持管理を通して地域コミュニティの活性化と、世代間交流の促進、ウェルネスの向上、環境のまちづくりをめざします。活動内容を広報し、緑のネットワークを広げる活動を行います。
2	平和の森をつくる会	平和の森づくり整備事業	室生地域内の旧三本松地区には戦没者を追悼する忠魂碑があります。この場所を今まで以上に整備し、平和の森の歴史公園として後世に伝えていくことを目的とし、次の事業を実施します。 1. 遊歩道の設置、広場の整備、草刈・清掃 2. 小・中学生を対象に平和教育の実施 3. 公園化することで、市民に安らぎの場所を提供する。
3	たぐちき	ふる里共存事業『たぐちきっちゃん』	過疎と高齢化の進む田口地区で、若い世代が中心となり、不便を感じる田舎で繋がりを持ち、支え合って生活できる環境づくりを目的とし、次の事業を実施します。 1. 交流の場づくり事業（喫茶・共食） 2. 米粉等を利用した加工品の開発・販売 3. 高齢者の生きがいづくり事業（食のイベント・直売） 4. 来訪者向け看板制作
4	三本松まちづくり協議会	三本松地域活性化町並み歴史散策マップ	三本松地域は、古くは伊勢街道の宿場町として利用されてきました。多くの歴史・文化・地名由来等を次世代に継承していくため、たくさんの方々に来訪を促し、旧伊勢街道（宿場町）を散策して、神社・寺・旧跡等により、歴史を体感し、道の駅「宇陀路室生」、農産物直売所「こもれび市場」などの賑わいにも立ち寄っていただけるよう、散策マップの作成を行い、交流できる場をつくり、地域の活性化を図ります。 近鉄室生口大野駅から三本松駅、そして道の駅を結ぶ三角地域を中心に、その周辺地域の観光資源にスポットをあて、幅広く誘客を促進します。

出典：宇陀市 HP

2-2. エリアマネジメント

近年、「エリアマネジメント」という、住民・事業主・地権者等による自主的な取り組みが各地で進められている。具体的には、住宅地での建築協定、コミュニティづくり、商業地などにおける地域美化やイベントの開催などの取り組みによって、民が主導し、行政が支援・協働を行うことで地域を育て、活性化に繋げている。

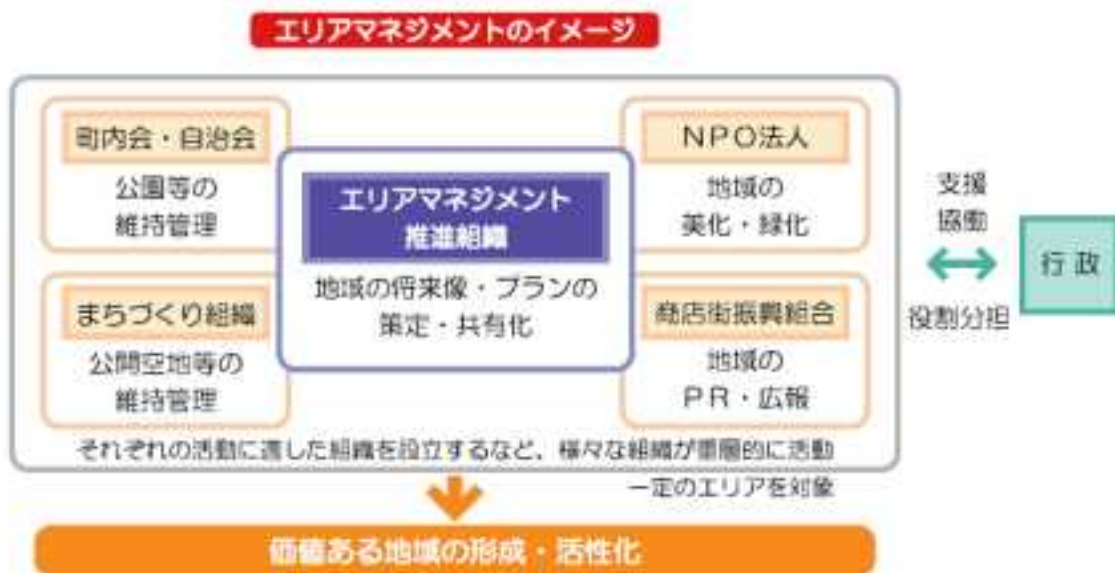
<エリアマネジメントのポイント>

- ①「つくること」だけでなく「育てること」
- ②行政主導ではなく、住民・事業主・地権者等が主体的に進めること
- ③多くの住民・事業主・地権者等が関わりあいながら進めること
- ④一定のエリアを対象にしていること

<エリアマネジメントのメリット>

- ①快適な地域環境の形成とその持続性の確保
- ②地域活力の回復・増進
- ③資産価値の維持・増大
- ④住民・事業主・地権者等の地域への愛着や満足度の高まり

<エリアマネジメントのイメージ>



出典：エリアマネジメントのすすめ（平成22年2月 国土交通省土地・水資源局）

2-3. 官民対話の行政組織

2-3-1. 共創の取り組み（神奈川県横浜市）

神奈川県横浜市では、市民ニーズや地域の抱える課題が多様化・複雑化し、行政だけでは対応が難しくなっている中、官民双方向の対話を通じて目標を共有し、それぞれの持つ知識やノウハウを最大限活用するために、「共創」の取り組みを進めている。

具体的には、以下のような取り組みを行っている。

- ①「共創フロント」の活用（専門部署の設置）
- ②「共創フォーラム」の活用
- ③共創を担う人材育成
- ④アドバイザー機関の活用
- ⑤国等への制度拡充の要望

<上：共創フロントイメージ、下：共創フォーラムイメージ>



出典：横浜市 HP

2-3-2. 官民協働事業の取り組み（福岡県福岡市）

福岡県福岡市では、公共施設の大量更新時期を迎え、財政状況が厳しさを増す中においても、社会・経済環境の変化に柔軟に対応しながら、市民の暮らしを支える公共サービスの提供と都市の成長に向けた社会資本整備を持続的に展開していくため、民間の経営ノウハウや技術力、資金を活用した官民協働事業（PPP）に取り組んでいる。

具体的には、以下のような取り組みを行っている。

① PPP ロングリスト・ショートリストの公表

福岡市では、今後 PFI を始めとした PPP による事業化の可能性がある事業を「PPP ロングリスト」に、PPP による事業化の可能性がある事業の内、事業手法検討業務委託や、事業化手続業務委託等を行うための予算が確定した事業を「PPP ショートリスト」に掲載し、公表している。

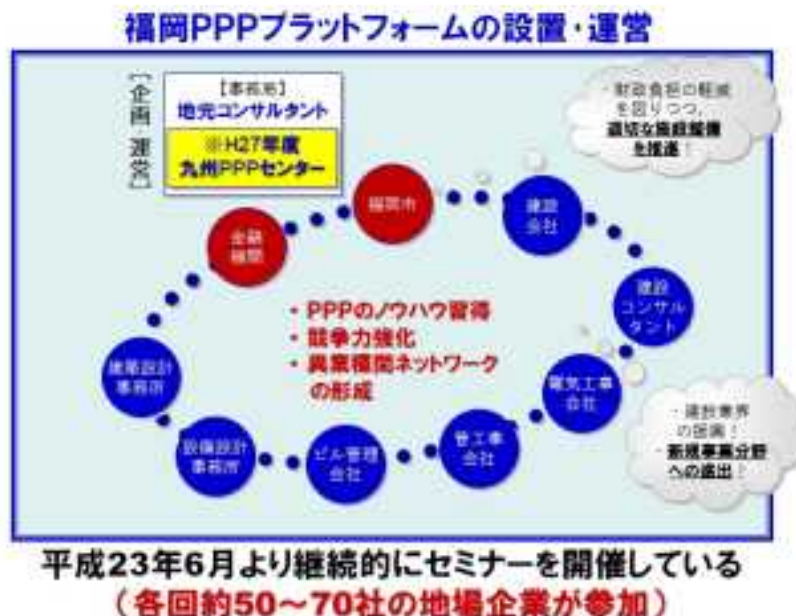
② 福岡 PPP プラットフォームの開催

地場企業の PPP に関するノウハウ習得と事業参画に向けた競争力強化を図るため、公共建築物の整備・運営に関連する設計、建設・施工、管理運営、金融などの地場企業が福岡市と対等の立場で参加し、各種セミナーを継続的に展開する「常設の場」として設置している。

③ 民間提案等制度

事業の初期段階から、民間事業者の創意工夫やノウハウ、アイデアを広く募集していくために、民間提案及び民間発案を積極的に受け付ける体制を整備するとともに、民間提案の募集をより効果的に進めるため、『PPP/PFI 民間提案等ガイドブック』を策定している。

< 福岡 PPP プラットフォームの概要 >



出典：福岡市 HP

3. 今後の取り組み（案）

3-1. まちづくり協議会の設置

観光拠点構想（案）を推進する中で、地域との協議・協働するために、地域住民側の受け皿を作る必要がある。ただし、現状では自治会組織はあるが、住民が主体となってまちづくりを行うような組織に関して、市において特に制度化されていない。

そのため、市においても、「御所市まちづくりの基本理念条例（仮称）」等を検討し、住民自らが主体となってまちづくりに参加し、市及び住民が相互の責任と信頼の下に、協働して行う「まちづくり協議会」制度の導入を検討する。

<まちづくり協議会の設置イメージ>



3-2. 観光拠点振興協議会（仮称）の設置

観光拠点構想（案）における拠点施設（御所南PA、道の駅、宿泊施設）を中心に、エリアマネジメントの考えを導入し、地域住民及び事業者が主体となった観光拠点振興協議会（仮称）を設置する。設置にあたっては、市は支援・協働の立場とする。

なお、市では、駅前の「御所まち」の活性化等にも取り組んでおり、市内各所に同様のエリアマネジメントに基づく協議会を導入していくことも想定する。

<観光拠点振興協議会（仮称）のイメージ>



3-3. 御所市地域振興連合協議会（仮称）の設置

地域の自主的な活動主体としての「まちづくり協議会」、エリアマネジメントの考えに基づく「振興協議会」、市における各種団体、総合戦略会議メンバー等とも連携し、「御所市地域振興連合協議会（仮称）」を設置し、市全域での連携を図る。

この組織体を核として、今後市におけるPFI事業の地域プラットフォームとして発展させていくことも視野に入れる。

<御所市地域振興連合協議会（仮称）のイメージ>



3-4. 専門部署の設置

これまでの検討で示したような官民連携の事業スキームを推進していくために、また、新しい資金調達方法であるクラウドファンディングの活用や各種官民連携の協議体の所管を一括して行うために、市内部での専門部署の設置を検討する。

終章 今後の展開と課題

本章では、今後の展開と課題を述べる。

第1節 今後の展開

本節では、今後の展開を述べる。

1. 事業実施に向けたスケジュール（案）

今後の事業実施に向けたスケジュール（案）は、以下のとおりである。なお、この工程は事業が円滑に進めることが出来た場合の最短のものであり、あくまで目安である。

早期の実現化を図るため、詳細な計画の検討や関係機関との調整を進めるとともに、事業担う民間事業者の選定及び候補企業との対話を進め、事業計画の策定を図る必要がある。

なお、市では現在、公共施設等総合管理計画について、平成29年3月をめどに策定中である。市の施設の統廃合の方針も踏まえた施設整備の在り方も今後検討していく必要がある。

< 事業実施に向けたスケジュール（案） >

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
御所南PA 地域振興施設	詳細設計	工事 占用申請	御所南PA供用開始				
関連計画等	総合戦略策定	官民連携のための各種協議会（仮称）の設立、検討・勉強会の実施、ICT技術を活用したモデルプランの導入検討、クラウドファンディングの活用検討等 公共施設等総合管理計画策定					
道の駅 及び 宿泊施設	計画	先導的官民連携支援事業	基本計画策定				
	測量調査		現地測量 文化財調査	用地測量等 地質調査	文化財調査		
	設計			基本設計	実施設計		
	用地			事業認定 用地取得			
	工事				造成工事	建築物除く工事	
	事業者選定			事業者選定	建築設計	建築工事	
							供用開始

第2節 今後の課題

本節では、今後の課題を述べる。

1. 今後の課題

今後の課題は、以下のとおりである。

①計画の具体化と関係機関との調整・協議及び庁内合意形成

- ・本調査で観光拠点構想（案）及び ICT 技術を活用したモデルプランを検討したが、立地等も含めて現時点で詳細は未定である。今後、計画自体の具体化を図り、道路管理者や各機関との調整・協議を行う必要がある。また、計画の具体化と併せて、予算化等も含め、市内部の合意形成を行う必要があり、市議会や市民、その他関係者へも構想の公表を合わせて行っていく必要がある。
- ・上記の事項を踏まえて、来年度以降に、基本計画立案に着手する予定である。

②民間事業者との対話の継続

- ・本調査で観光拠点施設及び ICT 技術を活用したモデルプランについて、官民連携の分担を整理した。現段階での民間ヒアリングにおいて、民間事業者の参入意欲は一定程度確認できているが、今後どのように本事業に対し臨んでくるかはまだ見えていない。そのため、この成果をもとに民間事業者との対話を継続し、どこまで実施するのかを固めていく必要がある。
- ・本事業では民間事業者の提案及び実行力に期待するところが大きいため、上記の計画の具体化と併せて、意欲と能力のある民間事業者の選定を早期に行い、市と民間事業者との対話を行う中で、事業スキーム等を固めていく予定である。

③官民連携を推進していくための協議体の設立

- ・本事業では、単一の施設ではなく、複数の観光拠点を一体的に運営し、ICT 技術を活用したモデルプランの構築も含めて、官民連携で、持続的に観光産業を育成していくことを目的としている。
- ・今後、官民連携を推進していくための協議体の設立について検討していく予定である。

平成 27 年度先導的官民連携支援事業

道の駅を中心とした「広域観光拠点」整備
に向けた官民連携事業調査

報 告 書

平成 28 年 2 月

御 所 市